

スポーツ安全保険の解説

傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険

平成25年度

公益財団法人 スポーツ安全協会

は し が き

公益財団法人スポーツ安全協会は、各方面のご要望にこたえ、文部省（現文部科学省）、公益財団法人日本体育協会等のご尽力によって、スポーツおよび社会教育活動の普及振興に寄与することを目的として、昭和45年12月に設立されました。

本会のスポーツ安全保険は、スポーツおよび社会教育活動に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行って、団体員や指導管理者等が安心して活動できるようにするとともに、これら活動グループの育成および運営の円滑化を図る趣旨から創設されたもので、全国的規模を持った保険であり、種々の特色を持つものであります。平成23年にスポーツ基本法が施行され、スポーツ立国の実現をめざし今後スポーツに関する施策が総合的に推進されます。そのような中でスポーツ安全保険は今後も広く人々が安心してスポーツ活動を行うための環境整備の役割を担って行くと考えます。

本会補償事業は、各方面のご賛同を得て、約1,000万人のご加入がありますが、今後とも本会のこの制度を活用されてより一層安心してスポーツおよび社会教育活動に専念されることを念願いたします。

平成25年 3 月

公益財団法人 スポーツ安全協会
会長 古村 澄一

目 次

I. スポーツ安全保険の概要

1. 共通事項（傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険に共通）

(1) 本保険制度の趣旨	1
(2) 本保険制度の仕組み	1
(3) 対象となる事故の範囲	2
(4) 加入できる団体	3
(5) 加入区分と加入の単位	3
(6) 掛金および補償金額	6
(7) 保険責任期間	7
(8) 異動その他	7

2. 傷害保険

(1) 被保険者	8
(2) 補償内容	8
(3) 支払保険金の種類および支払金額	8
(4) 保険金が支払われない主な場合	10

3. 賠償責任保険

(1) 被保険者	11
(2) 補償内容	11
(3) 支払保険金	11
(4) 保険金が支払われない主な場合	13

4. 突然死葬祭費用保険

(1) 被保険者	15
(2) 補償内容	15
(3) 支払保険金	15
(4) 保険金が支払われない主な場合	15

II. 加入手続き

1. 加入依頼書での加入手続き	16
2. インターネットでの加入手続き	17
3. 個人情報の取扱い	19

III. 保険金の請求手続き

1. 傷害事故（加入者自身がケガをした場合）

(1) 事故の通知	20
(2) 保険金の請求	20
(3) 保険金の支払い	20

2. 賠償責任事故（他人の身体や財物に損害を与えた場合）

(1) 事故の通知	21
(2) 保険金の請求	21
(3) 保険金の支払い	22

3. 突然死葬祭費用保険（被保険者の突然死に伴い親族に葬祭費用の負担があった場合）	
(1) 事故の通知	22
(2) 保険金の請求	22
(3) 保険金の支払い	23

IV. 事務の流れおよび用紙の様式

1. 加入依頼書での加入手続き	
(1) 加入事務の流れ（指定銀行経由）（フロー）	24
(2) 加入事務の流れ（郵便局・ゆうちょ銀行経由）（フロー）	25
(3) 加入依頼書	26
(4) 団体員名簿	27
2. インターネットでの加入手続き	28
3. 保険金請求に関する手続き	
(1) 保険金請求事務の流れ（フロー）	29
(2) 事故通知ハガキ（記載例）	30
(3) 傷害保険金請求書兼治療状況報告書兼事故証明書（記載例）	31
(4) 診断書（記載例）	32
(5) 賠償責任保険金請求書兼事故証明書（記載例）	33
(6) 突然死葬祭費用保険金請求書兼事故証明書（記載例）	34
4. その他	
(1) スポーツ安全協会会員登録申込書様式	35
(2) 団体情報変更ハガキ	36

V. 質疑応答

1. 共通事項	
(1) 対象となる団体	37
(2) 加入区分について	38
(3) 団体管理下の活動とは	41
(4) 保険の始期	44
2. 傷害保険について	
(1) 傷害とは	45
(2) 支払保険金	47
(3) 保険金の請求	50
3. 賠償責任保険について	
(1) 被保険者	51
(2) 補償内容	52
(3) 支払保険金	55
(4) 保険金の請求	57
4. 突然死葬祭費用保険について	
(1) 突然死とは	58
(2) 補償内容	58

(3) 支払保険金	59
(4) 保険金の請求	59

VI. 保険約款・特約条項・特約書

1. 傷害保険普通保険約款	61
2. スポーツ安全協会傷害保険特約	73
3. 熱中症危険担保特約	75
4. 細菌性食中毒等担保特約	75
5. スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）	75
6. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	81
7. 共同保険に関する特約（傷害保険用）	81
8. 突然死葬祭費用担保特約	81
9. 賠償責任保険普通保険約款	85
10. 施設所有（管理）者特別約款	90
11. スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項	90
12. 各種特約条項	92
13. スポーツ安全保険特約書	94

VII. 資 料

1. スポーツ安全協会登録会員一覧表	98
2. 加入手続先（スポーツ安全協会）一覧表	100
3. 保険事故通知先、保険金請求先（東京海上日動）一覧表	102
4. 東京海上日動営業店一覧表	104

I. スポーツ安全保険の概要

1. 共通事項（傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険に共通）

(1) 本保険制度の趣旨

スポーツ安全保険は、スポーツ団体およびその他の社会教育関係団体に所属してスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等の社会教育活動を行う者が、その活動中に生じた事故等によって傷害を被った場合、これを補償するため保険制度を活用して救済措置を講じ、社会一般におけるスポーツ活動等の社会教育活動の普及振興に寄与することを目的として創設された。

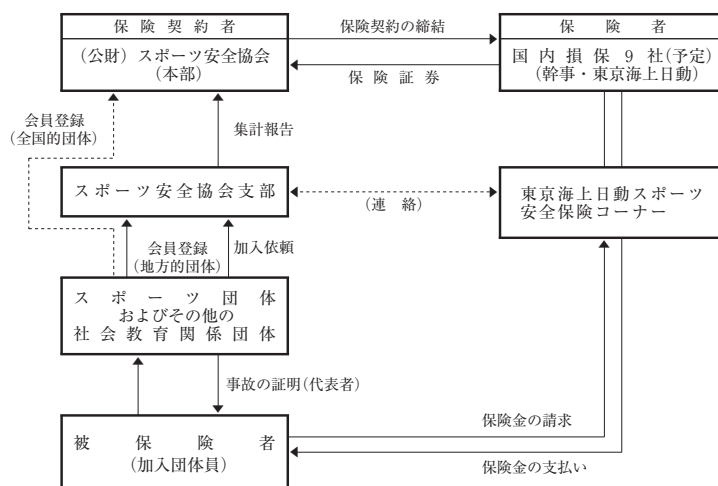
また、昨今の国民の権利意識の高揚から、団体活動にともない思わぬ損害賠償の請求を受けて法律上の損害賠償責任を負う事例も増加していることから、昭和60年度に傷害保険に賠償責任保険を付帯させた。さらに、傷害保険の死亡保険金の支払対象とならない突然死についても、突然死葬祭費用保険（平成2年度から平成22年度までは、共済見舞金制度）を付帯させ、加入者が安心してスポーツ活動等の社会教育活動に専念できるような制度とした。

(2) 本保険制度の仕組み

① 本保険制度は、「傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）」および「賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）」で構成されている。

② 本保険は、公益財団法人スポーツ安全協会が保険契約者となり、その傘下のスポーツ団体およびその他の社会教育関係団体の団体構成員を被保険者（補償の対象となる方）として東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社とする以下の損害保険会社（国内元受9社（平成25年4月予定））との間に一括契約するものである。

あいおいニッセイ同和損害 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上



(注1) 「その傘下の団体」とは、公益財団法人スポーツ安全協会に会員として登録されているスポーツ団体およびその他の社会教育関係団体をいい、登録会員であることがこの保険の加入の要件となる。会員登録は本部、支部のいずれでも受け付けており、スポーツ安全協会に未登録の団体は協会への会員登録を経たうえで加入手続きを行うことになる。(35頁参照)

全国的組織をもつ団体で、現在までに本部において会員登録されている主な団体の名称は、後記一覧表のとおりである。(98頁参照)

(注2) 個々の団体の構成員は、その所属する団体代表者がこの保険への適正な加入手続きを行うことにより、被保険者の地位を取得することになる。

※ この保険契約においては、保険証券は保険契約者である公益財団法人スポーツ安全協会に対して発行される。各団体および各被保険者に対しては、保険証券の発行または保険加入や契約引受けを証明する書類の交付は行わない。

各団体は加入手続き済の「加入依頼書③(代表者控)」(インターネット加入の場合は、インターネット上からダウンロードできる団体会員名簿および払込完了通知書)を証拠書類として保存する。

(保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがある。なお、経営が破綻した場合には、スポーツ安全協会傷害保険と施設賠償責任保険、および突然死葬祭費用担保特約のいずれも「^(注)損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%)まで補償される。詳細については、104頁の東京海上日動まで照会のこと。

(注) スポーツ安全協会傷害保険の賠償責任担保条項(AW区分の「団体活動中とその往復中」以外の部分)を含む。

(3) 対象となる事故の範囲

① 団体での活動中	加入手続きを行った「 ^(注1) 団体の管理下」における 団体活動中 の事故
② 往復中 ^(注2)	加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との 通常 の経路 往復中 の事故

※ AW区分に限り、上記以外の「^(注3)団体活動中とその往復中」以外の事故も補償の対象となる。

(注1) 「団体の管理下」における団体活動中とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って**団体活動**を行っている間をいう。具体的には、次のとおりである。

(ア) 1日ごとに実施される、少年サッカー、ママさんバレー、早起き野球等の地域グループ、あるいは職場の運動部や同好会等の日々の練習や対外試合の場合では、活動場所に集合してから、準備をし、活動を実施(その間の移動中や休憩中を含む。)し、後始末をし、解散するまでの間である。

(イ) 2日以上複数の日にまたがって実施される、職場の運動部やスポーツ少年団等の合宿訓練、遠征試合、同好会の旅行、老人クラブの研修旅行等は、集合場所に集合してから解散場所で解散するまでの間、合宿訓練、宿泊、旅行、移動の全行程が対象となり、その間の休憩中等も含まれる。

(ウ) 団体の指示・命令に基づいた以下の活動についても団体活動として補償の対象となる。(特約書第2条第3項)

イ. 国、地方公共団体、日本体育協会、日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に団体の代表として参加して行う活動(41頁問17参照)

ロ. 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動

ハ. 一定の資格等を有する者が行う指導等の活動(42頁問19参照)

ニ. 団体が総合型地域スポーツクラブまたは会員制スポーツクラブである場合において、それら団体が指定する場所において行う活動

ホ. 昇級・昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動(43頁問20参照)

(注2) 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはならない。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となる。

(注3) 団体活動中および往復中を除き、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒の事故および突然死は対象とならない。

※ 学校管理下(10頁2.(4)、③参照)における活動中の事故は補償の対象とならない。

※ 傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険ともに日本国内における事故または突然死に起因する場合には限られる。(AW区分については、国外での活動中における賠償責任事故も一部補償の対象となる。)

(4) 加入できる団体

この保険は、指導監督者^(注)を置き、かつ団体が明確に把握されている、団員5名以上で構成されたスポーツ安全協会登録のアマチュアスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う社会教育関係団体を対象とする。

(注) 指導監督者とは、団体の会長、部長、監督、キャプテン、代表者等をいう。

具体的には次のような団体が加入対象となる

イ. 主に中学生以下の子どもにより構成された団体

スポーツ少年団、子ども会、海洋少年団、交通少年団、青少年赤十字、鼓笛バンド、少年野球クラブ、少年サッカークラブ、学童クラブ、放課後子ども教室等

ロ. 地域住民により構成された団体

草野球クラブ、婦人バレーボールクラブ、ゲートボールクラブ、ウォーキングクラブ、コーラス同好会、民謡クラブ、茶道サークル、防犯・防災活動団体、PTA団体、青年団等

ハ. 各種スポーツ教室、講座

テニス教室、柔道教室、体操教室、ヨガ教室、各種ダンス教室、料理教室、茶道教室、華道教室、英会話教室、カラオケ教室等

ニ. 学校、企業等の部活動団体

※学校管理下(10頁2.(4)、③参照)における活動中の事故は対象とならない。

ホ. アスレチック、スイミング、テニス等の会員制スポーツクラブ

ヘ. 一定の資格のあるスポーツ(審判を含む。)指導者の団体(42頁の間19参照)

ト. 総合型地域スポーツクラブ など

(5) 加入区分と加入の単位

この保険に加入を行う団体は、次にあげる一般団体の加入区分または短期スポーツ教室の加入区分のいずれかを選択し、加入手続きを行う必要がある。

①一般団体の加入区分

一般団体の加入区分へ加入を行う団体は、団員ごとに年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類、補償額および補償範囲により加入区分を選択し、合計人数5名以上で加入する必要がある。

加入対象者		補償対象となる団体活動	加入区分
子ども		スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動	A1
		上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW
大人	高校生以上	文化活動、ボランティア活動、地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A2
		スポーツ活動、スポーツ活動の指導・審判	C
		子どものスポーツ活動の指導・審判	AC
	65歳以上	スポーツ活動	B
子ども・大人		危険度の高いスポーツ活動	D

※ 子どもとは中学生以下の者（特別支援学校高等部の生徒を含む。）をいう。

※ 大人とは高校生以上の者（特別支援学校高等部の生徒を除く。）をいう。

A1区分およびAW区分

中学生以下の団体会員（特別支援学校高等部の生徒を含む。）を対象とした加入区分。

※ 危険度の高いスポーツ活動を行う場合は、D区分で加入を行う必要がある。

A2区分

文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う高校生以上（特別支援学校高等部の生徒を除く。）の団体会員を対象とした加入区分。

また、団体会員の送迎、応援、準備、片付けのみを行う高校生以上の団体会員も加入対象となる。

※ A2区分で加入を行った団体会員はスポーツ活動中の事故は対象とはならない。

C区分

スポーツ活動またはスポーツ活動の指導・審判を行う高校生以上（特別支援学校高等部の生徒を除く。）の団体会員を対象とした加入区分。

※ C区分で加入を行った団体会員が文化活動を行う場合も補償の対象となる。

※ 「スポーツ活動」とは運動競技および身体運動（キャンプその他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

スポーツ活動となる具体的種目例を次にあげる。

- ・ バレーボール、野球、サッカー、ソフトボール、卓球、バスケットボール、バドミントン、テニス、ラグビー等の球技
- ・ 剣道、空手道、柔道、少林寺拳法、合気道、弓道、なぎなた、相撲等の武道・格闘技
- ・ 水泳、陸上、体操、自転車等の競技スポーツ
- ・ インディアカ、グラウンドゴルフ、ペタンク等のレクリエーションスポーツ
- ・ 健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操等のフィットネススポーツ
- ・ 社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、日舞、盆踊り、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バトントワリング、カラーガード等のダンス・踊り
- ・ スキー、スノーボード、スケート、アイスホッケー等のウィンタースポーツ
- ・ パラグライダー^(注1)、パラセイル、熱気球等のスカイスポーツ
- ・ スキンダイビング、スキューバダイビング等のマリンスポーツ
- ・ ボーイスカウト、ベンチャースカウト（高校生以上）、ローバースカウト（大学生）等が

行う野外活動。

- ・スポーツクライミング（人工壁のみ）
- ・その他これらに類似する身体活動

(注1) パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を含む。

- ※ 危険度の高いスポーツ活動を行う場合は、D区分で加入を行う必要がある。

AC区分

中学生以下の団員（特別支援学校高等部の生徒を含む。）に対しスポーツ活動の指導を行う高校生以上（特別支援学校高等部の生徒を除く。）の指導者を対象とした加入区分。

- ※ 高校生以上（特別支援学校高等部の生徒を除く。）の団員に対しての指導活動は補償の対象とはならない。
- ※ 加入手続きを行う団体において、自身の活動としてスポーツ活動を行うことがある場合は、C区分での加入が必要。
- ※ 中学生以下の団員に対し文化活動の指導を行っている間も補償の対象となる。

B区分

65歳以上の^(注1)スポーツ活動を行う団員を対象とした加入区分。

(注1) 平成25年3月31日以前の加入手続きの場合は平成25年4月1日の満年齢が65歳以上、平成25年4月1日以降の加入手続きの場合は、掛金の支払い手続きを行った日の満年齢が65歳以上である必要がある。但し、翌月一括手続方式（18頁参照）により、加入手続きを行う中途加入者は、各団体の構成員となった日の満年齢とする。

- ※ B区分で加入を行った団員が文化活動を行う場合も補償の対象となる。
- ※ 危険度の高いスポーツ活動を行う場合は、D区分で加入を行う必要がある。

D区分

次に該当する活動を行う団員を対象とした加入区分。

山岳登はん^(注1)、アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）の操縦（職務として操縦する場合を除く。）、超軽量動力機^(注2)の搭乗、ハンググライダーの搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動

(注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要するもの。（具体的にはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）

(注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除く。

- ※ D区分で加入をした団員が文化活動または通常のスポーツ活動を行う場合も補償の対象となる。

②短期スポーツ教室の加入区分（インターネット加入限定）

参加者の知識および基礎技術の習得を目的とし、次にあげる条件を全て満たす講義・講習型の短期スポーツ教室については、インターネット加入依頼システム「スポ安ねっと」を利用し、短期スポーツ教室の加入区分で加入することができる。

なお、加入の単位は、教室ごとに5名以上での加入が必要である。

加入条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">イ. 実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集していること。ロ. 活動場所に指導者がおり、参加者を指導、監督していること。ハ. 予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。 |
|---|

- ※ 3か月とは、教室の開催初日から3か月後の応当日までをいう。
- ※ 危険度の高いスポーツ活動を実施するスポーツ教室は当加入区分での加入は行えない。

短期スポーツ教室に該当する例

- ・各市区町村、各体育協会、各種目別競技団体等が主催する開催期間3か月以内のスポーツ教室
- ・総合型地域スポーツクラブや会員制スポーツクラブが実施する短期スポーツ教室

短期スポーツ教室に該当しないもの

- × 開催期間が3か月を超える各種スポーツ教室
 - 前期・後期と分かれた教室の場合で、それぞれの参加者が同一で活動時期を分けているだけのケースについては、前期教室の開始日から後期教室の終了日が教室の開催期間となる。
- × 野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセン等、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動
- × スポーツ活動を行わない短期教室
- × D区分に該当する危険度の高いスポーツ活動を行う教室

(6) 掛金および補償金額

1名につき次のとおりとし、同一団体で1口しか加入できない。

一般団体の加入区分

加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害(最高)	入院 ^(注2) (日額)	通院(日額)		
A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死(急性心不全・ 脳内出血等) 葬祭費用 180万円
^(注1) AW	1,450円	「団体活動中とその往復中」					
		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は1人1億500万円	突然死(急性心不全・ 脳内出血等) 葬祭費用 180万円
		「団体活動中とその往復中」以外					
		100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算1事故500万円	対象外
A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死(急性心不全・ 脳内出血等) 葬祭費用 180万円
C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分（インターネット加入限定）

加入区分	掛金 [教室ごと] [1人当たり]	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害(最高)	入院 ^(注2) (日額)	通院(日額)		
短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死(急性心不全・ 脳内出血等) 葬祭費用 180万円

(注1) AW区分の熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の補償額は、「団体活動中とその往復中」では、死亡2,000万円、後遺障害3,000万円、入院1日4,000円および通院1日1,500円となり、「団体活動中とその往復中」以外では、補償の対象外となる。

(注2) 手術を行った場合、手術の種類に応じて、入院保険金日額の10倍、20倍または40倍が手術保険金として入院保険金に加算して支払われる。

※ 中途加入および中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、年度途中での加入区分の変更はできない。

(7) 保険責任期間

① 一般団体の加入区分で加入の場合

保険責任期間は、平成25年4月1日午前0時に始まり、平成26年3月31日午後12時に終る。

(特約書第4条参照)

ただし、中途加入の場合の保険責任期間は加入^(注1)手続日の翌日午前0時に始まり、平成26年3月31日午後12時に終る。^(注2)

(注1) 加入手続日とは、加入依頼書を使用し掛金を指定銀行窓口で振込み、加入依頼書①②が回収された場合は振込日、それ以外の金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)で振込む等、加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、掛金の振込日または加入依頼書を同封した封筒の消印日のいずれか遅い日を指す。また、インターネットでの加入の場合は、掛金の支払いを行った日を指す。

(注2) 翌月一括手続方式を導入している団体における中途加入者の保険責任の開始は、その団体の会員になった日(団体への入会日)の翌日午前0時からとなる。(18頁参照)

② 短期スポーツ教室の加入区分で加入の場合

「教室開始日、掛金支払いが完了した日の翌日または平成25年4月1日のうち最も遅い日の午前0時」から「教室終了日、平成26年3月31日のうちいずれか早い日の午後12時」までとなる。

(8) 異動その他

① 中途加入

保険期間の中途において加入した者に対しても年間掛金を適用する。

(スポーツ安全協会傷害保険特約第6条(2)、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第3章第3条(2)、特約書第3条第2項参照)

② 中途脱退

保険期間の中途において脱退した者に対しては、未経過期間に対する掛金の払戻しは行わない。また、中途脱退した者が、他の団体に所属した場合でも従前の補償は引継がれないため、新団体においても加入手続きが必要である。

(スポーツ安全協会傷害保険特約第6条(2)、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第3章第3条(2)、特約書第3条第3項参照)

③ 加入区分の変更

保険期間の中途における加入区分の変更はできない。

④ 団体名・団体代表者の変更

団体名・団体代表者に変更があった場合には、加入依頼書で加入の場合は、スポーツ安全協会へ所定の団体情報変更ハガキ(郵便ハガキでも可)で通知すること。(36頁参照)

インターネット加入依頼システムにより加入の場合は、「各種変更」機能により変更すること。なお、団体代表者に変更があった場合は、次の代表者に、各種資料、加入状況等の引継ぎを行うこと。

2. 傷害保険

(1) 被保険者

スポーツ安全協会に登録されているアマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行う社会教育関係団体のうち、この保険の加入依頼の手続きをした団体の構成員(各個人)全員とする。(特約書第1条参照)

(2) 補償内容

被保険者が1.(3)「対象となる事故の範囲」に掲げる場合で、**急激かつ偶然な外来**の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を対象とする。(傷害普通保険約款第2条、スポーツ安全協会傷害保険特約第1条、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第1章第1条参照)

身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)は、ここにいう傷害に含む。また、団体活動中およびその往復中の事故の場合は、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒についても対象とする。

急性心不全(心臓マヒ)等の心臓疾患は、原則としてここにいう傷害には含まない。(46頁の間32参照)なお、団体活動中およびその往復中の心臓疾患等による突然死は突然死葬祭費用保険の支払対象となる。ただし、被保険者の親族が葬祭費用を負担した場合に限る。(15頁参照)

疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、しもやけ、野球肩、テニス肘等のスポーツ特有の障害で、急激・偶然・外来の要件を満たさないものは、ここにいう傷害には含まれない。(45頁の間29、間30参照)

(3) 支払保険金の種類および支払金額

- ① 死亡保険金(事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害がもとで死亡したとき)
.....保険金額の100%

※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

- ② 後遺障害保険金(事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じ、かつ生存しているとき)

…その程度によって最高額(死亡保険金額を基準としてその1.5倍)の3%~100%
(69頁別表2参照)

例えば

- 身体 of 著しい障害により終身常に介護を必要とする場合100%
- 両眼が失明した場合100%
- 両耳の聴力を全く失った場合80%
- 1腕または1脚を失った場合60%
- 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合40%
- 1手の母指を指節間関節以上で失った場合20%
- 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合10%
- 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す場合3%

なお、保険期間を通じ合算して、死亡保険金額の1.5倍の額が後遺障害保険金の支払限度となる。

③ 入院保険金^(注1・2・3)および手術保険金

傷害により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ医師の指示^(注4)に基づき入院したときに、事故の日からその日を含めて180日を限度として、1日につき所定の入院保険金日額が支払われる。

自宅療養でも次のような状態に該当し、医師の治療を受けている場合には、入院と同様の取扱いとなる。また入院を要する重大な傷害について、ベッドの空き待ち等の理由で自宅療養し、医師が往診にくるなど常に医師の管理下であったと認められる場合には例外的に入院保険金を支払うことがある。^(注5) (70頁別表4参照)

- 両眼の矯正視力が0.06以下になっている。
- 言葉が全く喋れない。 ○咀嚼が全くできない。
- 両耳が全く聴こえない。 ○片脚の機能を失っている。など

ケガの治療のために所定の手術を受けたときは、手術保険金が手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍が支払われる。(入院保険金が支払われる場合で、かつ、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限る。)

④ 通院保険金^(注1・2・3)

傷害を被り、その直接の結果として生活機能または業務能力の減少をきたし、入院によらずに医師の治療を受けた場合、その通院日数に対し90日を限度として1日につき所定の通院保険金日額が支払われる。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、通院保険金は支払われない。

前記の治療の期間で通院をしない場合であっても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しく支障があると認められた日数については、上記の通院日数に含められる。^(注6)

また、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金は支払われない。

(傷害普通保険約款第5条、第6条、第7条、第8条、スポーツ安全協会傷害保険特約第2条、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第1章第3条参照)

(注1) 入院保険金と通院保険金の支払いは、入院および通院日数が1日目から対象となる。

(注2) 入院、通院とも医療費の実費ではなく1日当りの定額保険金が支払われる。

(注3) 入・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても入・通院保険金は重複して支払われない。

(注4) 柔道整復師による施術は医師の治療に準じて取扱う。(48頁の間40参照)

(注5) このようなケースで入院保険金が支払われる場合、仮に通院したとしても通院保険金とは重複して支払われない。

(注6) 例えば手や足の長管骨を骨折し、ギプスで固定している場合は、通院しない日も通院日数に含まれる。(48頁の間41参照)

※1 上記の保険金は、生命保険、労災保険、健康保険、他の傷害保険からの給付、加害者からの賠償金等と関係なく支払われる。

※2 保険金は死亡保険金のみがあらかじめ所定の方法により被保険者の同意を得ることで受取人を指定することができる。

(傷害保険普通保険約款第5条(2)、第32条参照)

(4) 保険金が支払われない主な場合

- ① 次のような事由により生じた傷害に対しては、保険金が支払われない。(傷害普通保険約款第3条、スポーツ安全協会傷害保険特約第8条①、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第3章第4条①ア. 参照)
- イ. 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ロ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ハ. 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
 - ニ. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)を運転している間に生じた事故
 - ホ. 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。ただしこの保険で支払われるべき傷害を治療する場合はこの限りでない。
 - ヘ. 地震、噴火、またはこれらによる津波
 - ト. 戦争その他の変乱*
* 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガは除く。
 - チ. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性
 - リ. 放射線照射または放射能汚染など
- ② 原因のいかんを問わず、次のような傷害に対しては保険金が支払われない。
(傷害普通保険約款第3条(2)参照)
- イ. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
 - ロ. その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ③ 学校管理下の活動中に生じた傷害に対しては、保険金が支払われない。(スポーツ安全協会傷害保険特約第1条、第3条⑧、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第1章第1条、第3章第1条参照)
- 本保険の対象とならない**学校管理下**とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいう。(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項)
- イ. 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合
 - ロ. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
 - ハ. 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
 - ニ. 通常の経路および方法により通学する場合(学校外において授業もしくは課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所と自宅との間を合理的な経路および方法により往復するときを含む。)
 - ホ. 学校が管理する寄宿舎にある場合
大学、短大、専修学校、各種学校の学生が行うクラブ活動は学校管理下の活動中の事故であっても補償の対象となる。
- ④ 日本国外での事故および保険期間外に発生した事故に対して、保険金は支払われない。

等

3. 賠償責任保険

(1) 被保険者

- ① スポーツ安全協会に登録されているスポーツ団体およびその他の社会教育関係団体のうち、この保険の加入依頼の手続きをした団体の構成員（各個人）全員とする。
- ② 上記①の構成員が責任無能力者の場合は、その者の法定監督義務者（親権者、後見人等）とする。^(注)
(スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第2章第1条、スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項第2条、特約書第1条参照)

(注) 判例によれば、小学生以下の子どもが賠償事故を起こした場合（加害行為を行った場合）には、その子どもに責任能力がないものとしてその子どもが責任を負わずに、その子どもの法定監督義務者が責任を問われることがある。この保険では、このような場合を救済するためにその子どもの法定監督義務者を被保険者に加えてある。

(2) 補償内容

被保険者が1.(3)「対象となる事故の範囲」に掲げる活動中に、もしくは団体活動を行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人の身体に障害を負わせた(ケガ以外に疾病、死亡、後遺障害を含む。)または他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損）したことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金が支払われる。(賠償責任保険普通保険約款第1条、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第2章第1条、スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項第1条参照)

したがって、たとえ相手にケガをさせた場合でも、法律上の損害賠償責任が発生しなければこの保険の対象とはならない。

損害賠償責任を負う場合としては、次のような例が考えられる。

- イ. 水泳に際して、指導監督が不十分で子どもが水死したため、指導者が損害賠償責任を負う場合
- ロ. 早起野球で素振りの練習中、周囲の状況を確認せず、過ってバットで他人に傷害を与えたため、プレーヤーが損害賠償責任を負う場合
- ハ. 自転車で集合場所へ行く途中、前方不注意によって通行中の人にぶつかり、ケガをさせたため、損害賠償責任を負う場合

(3) 支払保険金

- ① AW区分以外の支払限度額（免責金額なし）^(注)

身体賠償、財物賠償合算で

1事故 5億円

ただし、身体賠償は

1人 1億円

- ② AW区分の支払限度額（免責金額なし）^(注)

身体賠償、財物賠償合算で

1事故 500万円

ただし、1.(3)「対象となる事故の範囲」の、①団体での活動中、②往復中での賠償責任事故の場合は、前記の①AW区分以外の支払限度額が加算される。

(注) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、損害賠償金にかかる損害の額から差し引く金額をいう。免責金額は被保険者の自己負担となる。

- ※1 保険期間中に2回以上事故が発生した場合には、各々の事故について前記金額が支払限度額となる。
- ※2 この保険契約と重複する保険契約または共済契約が他にある場合は、それぞれの契約について、他の契約がなかったものとして算定した支払うべき保険金の額（支払責任額）の合計額が損害額を超過しないときは問題ないが、超過する場合で、且つ既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合には、損害額より既に支払われている保険金等の額を差引いた額が本保険より支払われる。(55頁の間61参照)

③ 保険金の算定要素

イ. 損害賠償金

各々の事故について、被害者の過失割合を勘案して、保険金の額(損害賠償金)が決定される。

なお、損害賠償金は、次のような要素によって算出される。

〈損害の範囲〉



ロ. 費用保険金

この保険では、損害賠償金はもちろんのこと、訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬等を含む。)、社会通念上必要または有益であったと認められる損害の防止軽減のために必要または有益な費用、他人から損害賠償を受ける場合にその権利の保全・行使のために必要な費用、応急手当・護送その他の緊急措置に要した費用、保険会社が直接被害者と折衝を行う場合にそれに協力するため被保険者が支出した費用等も支払いの対象となる場合がある。

損害の防止軽減のために必要または有益な費用以外の費用等については、事前に東京海上日動の承認を得ることが必要であるが、訴訟の結果、被保険者側の勝訴に終わっても(すなわち、賠償責任がないことが確定した場合でも)支払いの対象となる場合がある。

- ※ スポーツ活動中の事故については、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては事前に東京海上日動と十分に相談することが必要である。

(4) 保険金が支払われない主な場合

下記の事由による損害については、本保険の対象とならない。

① 法律上の賠償責任がない場合

イ. スポーツ活動中等の賠償責任

スポーツには一定のルールがあるが、スポーツそのものが多少なりとも危険を伴っているために、例えこれらのルールを守ってプレーをしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もある。このような事故の場合は、法律上の損害賠償責任はないものと考えられる。

なお、スポーツ以外の活動についても同様である。

(例) バレーボールの練習中、右前衛が、打球直後転倒し、反対側のコートの左前衛の右足膝部に衝突し、負傷させた事故で、右前衛には責任がないとされた判例（東京地判昭和54年2月27日）がある。

ロ. 体育館、運動場等の体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償責任

(例) 体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備のみが原因である事故は、施設の管理・運営者に賠償責任が発生すると考えられるため、団体の構成員が個人として賠償責任を負うケースはないものと考えられる。

② 法律上の賠償責任があっても、保険では支払われない場合

イ. 保険金を支払うことによりかえって社会悪を助長することになるので対象外とする。

- a. 被保険者の故意に起因する損害
- b. 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害

ロ. 保険会社では負担しきれないおそれがあるため対象外とする。

- a. 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害
- b. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する損害

(例) キャンプ活動中に地震のために人身事故が発生した場合には、例え指導者の指導上の問題があっても本保険の対象とならない。(風災・落雷による場合は、法律上の賠償責任があれば対象となる。)

ハ. 保険料率算定ないし保険認可条件上の理由で対象外とする。

- a. 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（原動力が人力または風力であるものを除く。）の所有、使用または管理に起因する損害

(例) 自動車で集合場所へ行く途中、通行人をはねて傷害を負わせた場合は支払の対象とならない。このような場合には、自動車保険に加入することにより補償される。(ただし、被保険者のケガに対しては傷害保険で補償される。)

同様に、航空機は航空保険、船舶は船舶保険・ヨットモーターボート総合保険に加入することにより補償される。ただし、船舶のうち原動力が人力または風力であるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任は本保険で補償される。

- b. 狩猟に起因する損害

二. その他

a. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

(例) 子どもが加入しているチームに親も指導者として加入していて、親が子どもにケガをさせた場合は支払いの対象とならない。

b. 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

c. 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合、その約定によって加重された賠償責任

(例) 団体の規約により、身体障害を被ったら必ず一定の補償を行う等が取り決められていた場合でも、その規約によって加重された部分は支払いの対象にならない。

d. 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (ただし、団体活動中に練習・合宿等で一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を損壊した場合は支払いの対象となる。)

(例1) テニスやバドミントンのラケット、あるいは跳び箱やバレーボールのネット等を借りて、過って壊した。

……スポーツ用具等の借用物を壊したり、なくしたりしても支払の対象とはならない。

(例2) 体育館を借りてバスケットボールの練習中、過って体育館のガラスを割った。

……宿泊設備や体育施設を壊したときは支払いの対象となる。

e. 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害

f. 学校または保育所の管理下において行う団体活動の遂行に起因する損害 (その取扱いは傷害保険(4)、③と同様である。)

g. 被保険者が、団体活動を行いまたは指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害。ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行いまたは指導している場合を除く。

h. 被保険者が公務員 (ただし、特別職公務員のうちスポーツ推進委員等の非常勤で団体活動を指導する者を除く。) として職務上遂行した業務に起因する損害

i. 日本国外で行う活動に起因する事故 (AW区分については一部対象となります。)

j. 保険期間外に発生した事故

等

4. 突然死葬祭費用保険

(1) 被保険者

スポーツ安全協会に登録されているアマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行う社会教育関係団体のうち、この保険の加入依頼の手続きをした団体の構成員（各個人）全員とする。（特約書第1条参照）

(2) 補償内容

被保険者が保険期間における1. (3)「対象となる事故の範囲」に掲げる「団体の活動中およびその往復中」に突然死した場合、被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して180万円を限度として保険金が支払われる。

(注1) 対象となる突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、次のいずれかに該当する死亡をいう。

① 団体の活動中およびその往復中の死亡

② 団体の活動中およびその往復中に顕著な体調変化が確認（*）され、そのときから24時間以内の死亡。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限る。なお、24時間以内の死亡には、顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含む。

* 被保険者以外の第三者により確認されたものに限る。

(3) 支払保険金

被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して180万円を限度として、その実額を支払う。
＜保険金の支払い対象となる葬祭費用＞

通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用（初七日・四十九日法要などその後の費用を含む。）

※この保険契約と重複する保険契約または共済契約が他にある場合は、それぞれの契約について、他の契約がなかったものとして算定した支払責任額の合計が被保険者の親族が負担した額を超過しないときは問題ないが、超過する場合で、且つ既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合には、親族が負担した額より既に支払われている保険金等の額を差引いた額が本保険より支払われる。

(4) 保険金が支払われない主な場合

下記のような場合には、本保険の対象とはならない。

① 次のような理由により生じた突然死

イ. 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失

ロ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

ハ. 被保険者の心神喪失

ニ. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）を運転している間に生じた事故

ホ. 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置

ヘ. 地震、噴火、またはこれらによる津波

ト. 戦争その他の変乱*

※ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為による突然死は除く。

チ. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性

リ. 放射線照射または放射能汚染など

② 学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われる。）

③ AW区分の「団体活動中およびその往復中」以外での突然死

④ スポーツ安全保険の傷害保険における死亡保険金の支払対象となる死亡

⑤ 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用

等

Ⅱ. 加入手続き

この保険に加入を希望する団体は、スポーツ安全協会に対して、下記のいずれかにより加入手続きをとることが必要である。なお、追加加入の手続きは、年度の新規加入の際の手続きと同様の方法でのみ行える。

1. 加入依頼書での加入手続き

(1) 加入依頼書・団体員名簿の作成

- ① 加入を希望する団体は、所定の「**加入依頼書**」および「**団体員名簿**」を作成する。

加入依頼書はスポーツ安全協会支部のほか、各市町村の教育委員会、体育協会および主要体育施設等に備え付けてある。また、協会ホームページ(<http://www.sportsanzen.org>)より請求できる。

- ② 「**加入依頼書**」の必要記載項目は、次のとおりである。

- イ. 団体の代表者の住所、氏名、電話番号
- ロ. 団体の名称、記入者の氏名、連絡先電話番号
- ハ. 加入区分 (A1・AW・A2・C・AC・B・D)

※ 短期スポーツ教室の加入区分は、加入依頼書では加入手続きが行えない。

- ニ. 団体の主な活動内容 (運動種目等)
- ホ. 加入区分ごとの団体員数
- ヘ. 掛 金

- ③ 「**団体員名簿**」の必要記載項目は、次のとおりである。

年齢・性別については、本人の特定、加入区分の確認等で必要になるため、必ず記入を行う。

- イ. 加入区分
- ロ. 氏 名
- ハ. 性 別
- ニ. 年 齢

(2) 加入依頼書・団体員名簿の送付および掛金の送金

- ① 加入を希望する団体は、加入依頼書・団体員名簿に必要事項を記載し、更に用紙下部にセットされている振込依頼書にも必要事項を記載して、加入者 (構成員) 全員分の掛金を添えて本会各支部指定の銀行に持参する。

- ② 支部指定銀行は掛金を本会支部に振込む。また支部指定銀行が加入依頼書①②を回収し、本会支部へ送付する場合は、加入団体へは加入依頼書③ (代表者控) だけが返却される。

加入依頼書①②も返却された場合は、別途本会支部あてに郵送する必要がある。

- ③ 加入依頼書とセットになっている振込依頼書は、郵便局 (ゆうちょ銀行) での払込みには使用できないので、郵便局 (ゆうちょ銀行) での払込みを併用している支部および郵便局 (ゆうちょ銀行) での払込みのみでの取扱いとなる支部 (100頁参照) は、加入依頼書とセットになっ

ている払込取扱票を使用するか、支部作成の払込取扱票を使用して掛金を送金し、加入依頼書①②は別途本会支部あてに郵送する必要がある。^(注)

(注) 加入手続きには加入依頼書と掛金との両方の送付が必要である。加入依頼書の送付だけで掛金の送金のない場合またはその逆の場合は保険は有効とならない。

(3) 加入依頼書・団体員名簿の保管

- ① 「加入依頼書」および「団体員名簿」は、①スポーツ安全協会本部兼東京海上日動保管用、②スポーツ安全協会支部保管用、③団体代表者保管用となっている。
- ② 加入依頼書③（代表者控）は、加入者証に代わるもので、振込金受取書を兼ねている。事故の際の保険金の請求時に使用するので大切に保管すること。

(4) 追加加入の手続き

途中で団体員が増えた場合には、新しい加入依頼書の追加加入の欄に○をしたうえ、団体員名簿欄には、追加加入する団体員だけを記入し、新規加入と同様の手続きを行う。

なお、年度新規加入時にインターネットを使用している場合は、インターネットからの追加加入受付のみとなり、加入依頼書での追加手続きは行えない。

2. インターネットでの加入手続き

インターネットで加入手続きを行った場合、掛金の支払いは当協会が指定するコンビニエンスストア、Pay-easy（ペイジー）または銀行振込み（一部団体のみ利用可）で行う。

(1) インターネット加入依頼システムURL

<https://www.spokyo.jp/spoannet.html>

なお、協会ホームページ（<http://www.sportsanzen.org>）からもリンクがはられている。

(2) 会員登録

インターネット加入依頼システムを使用するにあたり、初回時のみインターネット上で会員登録を行う必要がある。会員登録を行うことで、会員IDが発行され、インターネット加入依頼システムの全ての機能を使用することができる。

(3) 団体員名簿の作成と登録

- ① 会員登録によって発行された会員IDでログインをする。
- ② 「加入手続き」ボタンを押し、団体員名簿を作成する。（必要入力事項は16頁1. (1) ③参照）
- ③ 支払いを行う方法を選択する。

イ. コンビニエンスストア

- a. セブン-イレブン
- b. ローソン
- c. ファミリーマート

- d. ミニストップ
 - e. デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストア）
 - f. サークルK・サンクス
 - g. セイコーマート
- ロ. Pay-easy（ペイジー）

(4) 掛金の支払い

選択を行った方法で支払期間内に掛金の支払いを行う。

(5) 追加加入の手続き

途中で団体員が増えた場合には、(3) および (4) の要領により、追加加入者の加入手続きを行う。

なお、翌月一括手続方式の利用申込みを行っている団体におけるその年度内の追加加入は、翌月一括手続方式での加入手続きとなる。

〈翌月一括手続方式とは〉

○利用条件

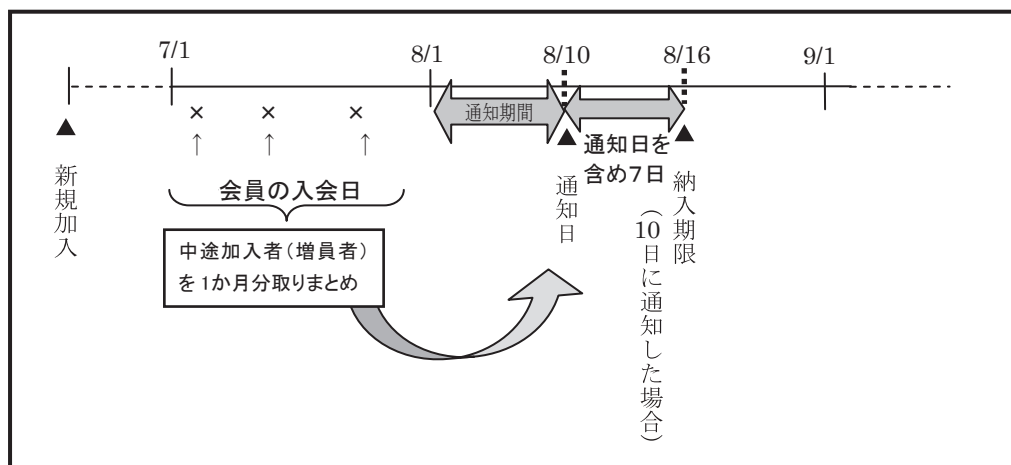
インターネットにより加入手続きを行った団体で、以下の条件を全て満たす団体が、翌月一括手続方式を利用することができる。

- ①その年度のインターネットからの累積加入者が200名以上であること
- ②会員名簿が常備されており、定期的に新入会員および脱退会員の修正が行われていること
- ③会員登録日が客観的に分かる会員申込書の保管または会員証の発行を行っていること

○手続方法

利用条件を満たし、翌月一括手続方式により追加加入手続きを行う団体は、スポーツ安全保険加入依頼システムにおいて、事前に利用申込みが必要となる。

翌月一括手続方式の利用申請を行った日以降の団体への入会者の追加加入手続きは、1か月分の団体への入会者を取りまとめ、定められた通知期間内に団体員名簿の通知を行い、団体員名簿の通知を行った日を含め7日以内に掛金を払込まなければならない。



なお、掛金の払込期間内に掛金の払込みがなされない場合は、自動的に該当の通知済団体員名簿に入力された団体員について、加入手続は無効となる。また、加入手続が無効となった団体員を含め、以降の追加加入手続には翌月一括手続方式での加入手続はできず、通常の加入手続方式による手続となる。

なお、翌月一括手続方式の利用に際し、利用条件等に関して違反があった場合も同様である。

○団体員名簿の通知期間と通知対象者

各月の1日から末日の団体への入会者の団体員名簿の通知期間は、その翌月の1日から10日までとなる。^(注1)

なお、通知期間の1日または10日がインターネット加入依頼システムの運用休止日にあたる場合は、翌運用日をあてる。

それぞれの通知期間に通知の対象となる団体員は、その通知期間の前月に団体に入会した団体員のみである。通知対象となる期間外における団体への入会者は、翌月一括手続方式での加入手続は行えない。^(注2)

(注1) 年度最終月にあたる3月の団体への入会者を対象とした通知期間のみ、3月26日から4月10日までとなる。

(注2) 翌月一括手続方式の利用申込日より前の団体への入会者の加入は、翌月一括手続方式では行えない。

○翌月一括手続方式による加入者の保険責任開始日

翌月一括手続方式を利用した追加加入者に限り、保険責任開始日はその団体の会員となった日(団体の入会日)の翌日午前0時となる。

3. 個人情報の取扱い

本協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結等に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社9社(1頁参照)の幹事会社である東京海上日動火災保険(株)に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付帯するサービスの実施に利用する。

なお、本協会における個人情報の保護方針等については、本協会ホームページ(<http://www.sportsanzen.org>)を参照のこと。

Ⅲ. 保険金の請求手続き

1. 傷害事故（加入者自身がケガをした場合）

(1) 事故の通知

保険事故が発生したときは、ハガキで速やかに最寄りの東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項を通知する必要がある。(30頁参照)

なお、インターネットでの加入の場合は、インターネットからの事故の通知も可能である。

- イ. 団体の名称（フリガナ）
- ロ. 団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号
- ハ. 負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号
- ニ. 会員登録番号または加入依頼番号
- ホ. 加入手続日
- ヘ. 加入区分
- ト. 事故の日時、場所、状況
- チ. 傷害の内容
- リ. 医療機関名、治療見込期間

(2) 保険金の請求

被保険者またはその代理人（被保険者が未成年の場合）が最寄りの東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ次の書類を直接提出する。(請求先については102頁参照)

- イ. スポーツ安全保険傷害保険金請求書^(注1)（事故の通知をすると送られてくる。）
- ロ. 医師の診断書または死亡診断書
治療終了後の入・通院保険金の請求であり、請求金額の合計が10万円以下で手術保険金がない場合は、医師の診断書の代わりに、「治療状況」の医療機関記入欄に本人が申告する方法でよい。
- ハ. 交通事故のときは自動車安全運転センター、その他の発行する交通事故証明書等
- ニ. 学校の部活動の団体にあつては、学校管理下でないことの学校長の証明書
- ホ. 加入依頼書③（代表者控）のコピー^(注2)（インターネットで加入の場合は不要）
- ヘ. 郵便局での払込みを利用の場合は、その受領書のコピー
- ト. 翌月一括手続方式による加入者で、掛金の支払日以前の事故の際は、入会日を確認できる書類（入会証、入会届など）のコピー

(注1) 保険金請求書には必ず加入依頼番号または会員登録番号を記入する。

(注2) 加入依頼書③のコピーは団体代表者に返却されないで、加入依頼書③の本紙は大切に保管しておくこと。

また、お支払いする保険金の種類等によっては、上記以外の書類の提出を依頼されることもある。

※ 事故発生のご連絡が遅れたり保険金請求書その他の必要書類の提出がない場合には、保険金を減額して支払うことがある。

(3) 保険金の支払い

- ① 保険金の請求を受けた東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーは、所定の引受確認をした上、請求に対する調査をし、被保険者もしくはその代理人に対して保険金の支払いを行う。
保険金の銀行振込みによる支払いは、迅速・確実であり、保険金領収証も不要であるので、

保険金は原則として銀行振込みとする。

- ② 診断書の提出が必要な場合で、2ヵ所以上の医療機関に行ったときは、主たる医療機関（入院や手術をした病院または一方が接骨院であれば病院）の診断書を取り付け、他は「スポーツ安全保険傷害保険金請求書」の「治療状況」欄に記入することで代えることができる。

2. 賠償責任事故（他人の身体や財物に損害を与えた場合）

(1) 事故の通知

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合には、速やかに電話で最寄りの東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項を通知する必要がある。(通知先については102頁参照)

- イ. 団体の名称
- ロ. 団体代表者の氏名、電話番号
- ハ. 加害者および被害者の住所、氏名、年齢、電話番号
- ニ. 会員登録番号または加入依頼番号
- ホ. 加入手続日
- ヘ. 事故の日時、場所、原因、状況
- ト. 障害の内容、治療見込期間または物の損壊の程度

なお、被害者との交渉にあたっては、事前に東京海上日動と十分打ち合わせ、客観的かつ妥当な金額で示談^(注1)を行って示談額と保険会社による損害算出額との間に乖離が生じないように注意^(注2)する必要がある。

(注1) この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はなく、示談交渉は東京海上日動火災保険(株)からの助言に基づき、被保険者自身が行う。

(注2) 東京海上日動火災保険(株)の承認を得ないで示談した場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われないことがあるので注意する必要がある。

(2) 保険金の請求

被害者との示談締結後、被保険者またはその代理人(被保険者が未成年の場合など)は、最寄りの東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の書類を直接提出する。(請求先については102頁参照)

- イ. 賠償責任保険金請求書（事故の通知をすると送られてくる。）
- ロ. 事故証明書
- ハ. 示談書
- ニ. 示談金領収書
- ホ. 医師の診断書（身体障害の場合）
- ヘ. 治療費の明細書（身体障害の場合）
- ト. 修理見積書または請求書（財物損壊の場合）
- チ. 写真（財物損壊の場合）
- リ. 翌月一括手続方式による加入者で、掛金の払込日以前の事故の際は、入会日を確認できる書類（入会証、入会届など）のコピー
- ヌ. その他

(3) 保険金の支払い

前記1. 傷害事故の(3)①と同様である。

ただし、被害者に対して賠償金の支払いが済んでいない場合は、原則として、被害者に対して保険金の支払いを行う。

(先取特権の規定により、支払先が制限される場合がある。詳しくは賠償責任保険普通保険約款第24条参照。)

3. 突然死葬祭費用保険（被保険者の突然死に伴い親族に葬祭費用の負担があった場合）

(1) 事故の通知

保険事故が発生したときは、ハガキで速やかに最寄りの東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項を通知する必要がある。(102頁参照)

なお、インターネットでの加入の場合は、インターネットからの事故の通知も可能である。

- イ. 団体の名称（フリガナ）
- ロ. 団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号
- ハ. 被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号
- ニ. 会員登録番号または加入依頼番号
- ホ. 加入手続日
- ヘ. 加入区分
- ト. 事故の日時、場所、状況
- チ. 死亡の原因（病名）

(2) 保険金の請求

被保険者の親族が最寄りの東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ次の書類を直接提出する。(請求先については102頁参照)

- イ. スポーツ安全保険突然死葬祭費用保険金請求書^(注1)（事故の通知をすると送られてくる。）
- ロ. 突然死したことを証明する医師の診断書または死体検案書
- ハ. 被保険者の戸籍謄本
- ニ. 葬祭費用の支出を証明する書類^(注2)
- ホ. 保険金受取人の印鑑証明書
- ヘ. 保険金受取人の戸籍謄本
- ト. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

（保険金の請求を第三者に委任する場合）

(注1) 保険金請求書には必ず加入依頼番号または会員登録番号を記入する。

(注2) 支出を証明する書類が用意できない費用（例：戒名料、お布施など）についても保険金の支払対象となることがある。

(注3) 加入依頼書③のコピーは団体代表者に返却されないため、加入依頼書③の本紙は大切に保管しておくこと。

また、お支払いする保険金の種類等によっては、上記以外の書類の提出を依頼されることもある。

※ 事故発生のご連絡が遅れたり保険金請求書その他の必要書類の提出がない場合には、保険金を減額して支払うことがある。

(3) 保険金の支払い

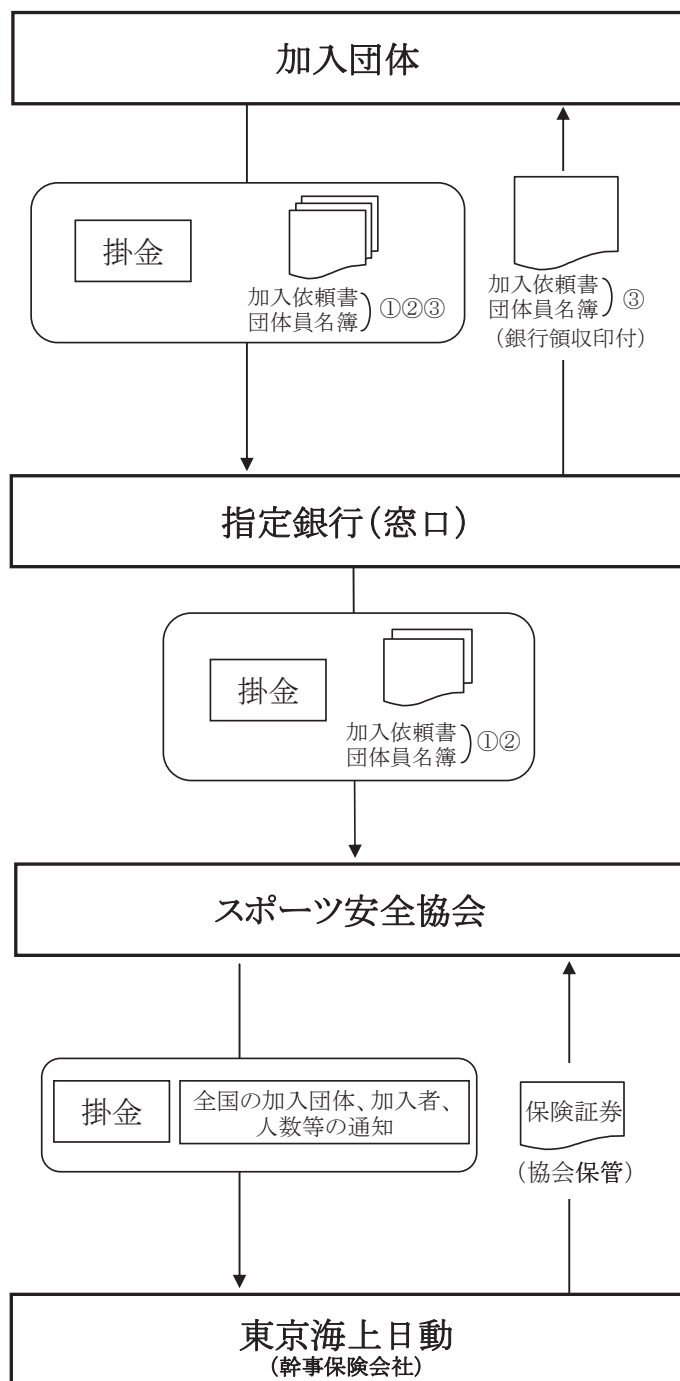
保険金の請求を受けた東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーは、所定の引受確認をした上、請求に対する調査をし、被保険者の親族に対して保険金の支払いを行う。

保険金の銀行振込みによる支払いは、迅速・確実であり、保険金領収証も不要であるので、保険金は原則として銀行振込みとする。

IV. 事務の流れおよび用紙の様式

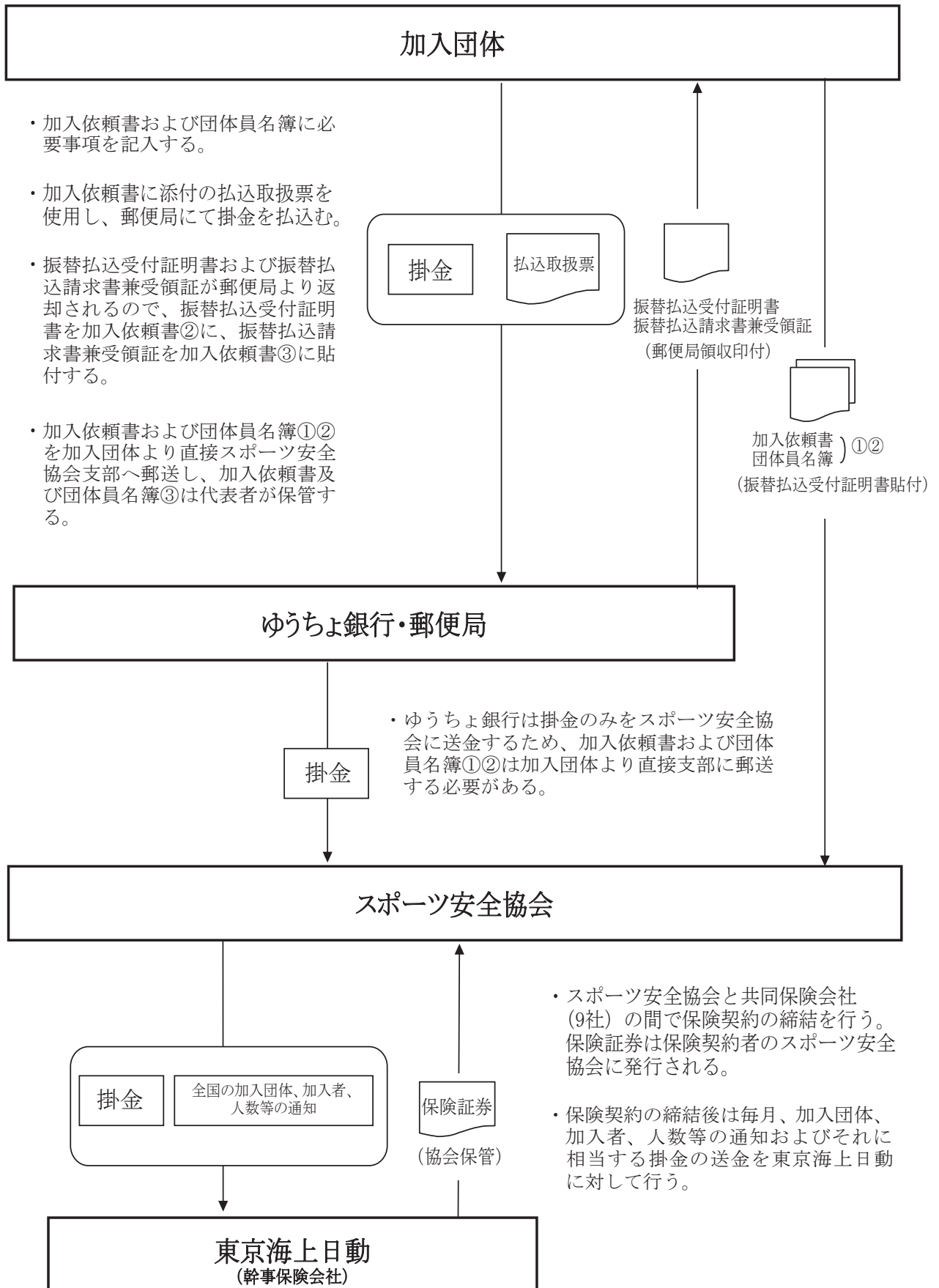
1. 加入依頼書での加入手続き

(1) 加入事務の流れ（指定銀行経由）（フロー）



- ・ 加入依頼書および団体員名簿に必要事項を記入する。
- ・ 記入済みの加入依頼書、団体員名簿を添え、掛金を指定銀行窓口にて手続きを行う。
- ・ 加入依頼書および団体員名簿③が返却される。(代表者保管)
- ・ 加入依頼書および団体員名簿①②も返却された場合には、加入団体より直接スポーツ安全協会支部へ郵送する必要がある。
- ・ 指定銀行は掛金をスポーツ安全協会支部の口座へ送金する。
- ・ 指定銀行は加入依頼書および団体員名簿①②をスポーツ安全協会支部へ送付する。
- ・ スポーツ安全協会と共同保険会社（9社）の間で保険契約の締結を行う。保険証券は保険契約者のスポーツ安全協会に発行される。
- ・ 保険契約の締結後は毎月、加入団体、加入者、人数等の通知およびそれに相当する掛金の送金を東京海上日動に対して行う。

(2) 加入事務の流れ（郵便局・ゆうちょ銀行経由）（フロー）



(3) 加入依頼書

- ① スポーツ安全協会支部→本部・東京海上日動保管
- ② スポーツ安全協会支部保管
- ③ 団体代表者保管

平成25年度スポーツ安全保険 (2013) 加入依頼書

○○○支部 御中

加入依頼番号 123456789

黒のボールペンで、太枠内を強くお書きください。

+ 下記の通り貴協会への会員登録及び裏面の「ご加入に際して」を確認し、スポーツ安全保険の加入依頼をいたします。

団体名	フリガナ	団体の所在地	団体の主な活動内容
住所		市区町村	運動種目又は文化活動等の内容を具体的にお書きください。複数の種目を行う場合は、主に行う種目をお書きください。
代表者名	フリガナ	印又はサイン	
電話番号			支部受付番号
記入者氏名	フリガナ	TEL 携帯 FAX	新規追加 受付日 2013 年 2014 年 月 日
			市区町村コード 団体区分コード 競技種目コード

対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	掛金・人数・合計掛金
子ども (中学生以下)	スポーツ活動 文化活動・ボランティア活動・地域活動	A1	800円 × 人 = 円
高校生以上	上記団体活動に加え、個人活動中も対象	AW	1,450円 × 人 = 円
65歳以上でも加入できます。	文化活動・ボランティア活動・地域活動 団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	800円 × 人 = 円
65歳以上	スポーツ活動・スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円 × 人 = 円
65歳以上	子どもへのスポーツ活動の指導・審判 高校生以上への指導や自身のスポーツ活動(練習・試合)は補償されません。	AC	1,300円 × 人 = 円
全年齢	スポーツ活動 危険度の高いスポーツ活動	B	1,000円 × 人 = 円
		D	11,000円 × 人 = 円
			合計 人 = 円

(注) B区分は、平成25年4月1日と掛金の支払手続きを行う日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方が対象。

団体員名簿 全ての項目に記入もれのないようできるだけ加入区分ごとに整理してご記入ください。

No.	加入区分	氏名(漢字)	性別	年齢	No.	加入区分	氏名(漢字)	性別	年齢	No.	加入区分	氏名(漢字)	性別	年齢
1	A1・A2・AC・D		男	歳	11	A1・A2・AC・D		男	歳	21	A1・A2・AC・D		男	歳
2	AW・C・B		女	歳	12	AW・C・B		女	歳	22	A1・A2・AC・D		女	歳
3	A1・A2・AC・D		男	歳	13	A1・A2・AC・D		男	歳	23	AW・C・B		女	歳
4	AW・C・B		女	歳	14	AW・C・B		女	歳	24	A1・A2・AC・D		女	歳
5	A1・A2・AC・D		男	歳	15	A1・A2・AC・D		男	歳	25	AW・C・B		女	歳
6	AW・C・B		女	歳	16	AW・C・B		女	歳	26	A1・A2・AC・D		女	歳
7	A1・A2・AC・D		男	歳	17	A1・A2・AC・D		男	歳	27	AW・C・B		女	歳
8	AW・C・B		女	歳	18	AW・C・B		女	歳	28	A1・A2・AC・D		女	歳
9	A1・A2・AC・D		男	歳	19	A1・A2・AC・D		男	歳	29	AW・C・B		女	歳
10	AW・C・B		女	歳	20	AW・C・B		女	歳	30	A1・A2・AC・D		男	歳
											AW・C・B		女	歳

平成25年度新規加入時は、要5名以上

指定銀行取扱店↓取りまとめ店↓スポーツ安全協会支部

要提出 ↓ 必ずおをつけてください

1 ↓ 必ず貴団体より直接、スポーツ安全協会支部までこの加入依頼書①を郵送願います。

切り取らないで銀行にお出しください。

振込依頼書		科目	文書扱
ご依頼日	年 月 日		手数料
振込先	○○銀行 ○○支店 普通預金 123456	金額	百万 千 円
受取人	公益財団法人 スポーツ安全協会 ○○○支部保険経理口 〒○○○-○○○ ○○市△△ ○-○-○ ☎○○○(○○○)×××× FAX○○○(○○○)○○××	内訳	現金 枚 当手 枚 他手 枚
ご依頼人	(フリガナ) 団体名 (フリガナ) 氏名 (住所) 〒 (電話) ()	出納印	受付期間 平成25年3月1日から 翌平成26年3月28日まで

金種 1万円 : 0 0 0 0 2千円 : 0 0 0 0 5百円 : 0 0 50円 : 0 5円 : 0
内訳 5千円 : 0 0 0 0 千円 : 0 0 0 0 100円 : 0 0 10円 : 0 1円 : 0

(取扱店保管) No. 123456789

(4) 団体員名簿

- ① スポーツ安全協会支部→本部・東京海上日動保管
- ② スポーツ安全協会支部保管
- ③ 団体代表者保管

(No.)

スポーツ安全保険
団体員名簿

加入依頼書右上に記載の会員登録番号か加入依頼番号

(様式2)

1

ご注意

要提出

この用紙(様式2)は、31名以上の団体などで、加入依頼書(様式1)の団体員名簿欄に書ききれない場合にご使用ください。

なお、この用紙(様式2)だけでは加入できませんので、必ず加入依頼書(様式1)と共に提出ください。

団体名

支部
受付番号

新規
追加

指定銀行取扱店↓取りまとめ店↓スポーツ安全協会支部

No.	加入区分	氏名(漢字)	性別	年齢	No.	加入区分	氏名(漢字)	性別	年齢	No.	加入区分	氏名(漢字)	性別	年齢
1	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	21	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	41	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
2	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	22	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	42	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
3	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	23	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	43	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
4	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	24	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	44	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
5	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	25	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	45	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
6	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	26	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	46	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
7	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	27	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	47	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
8	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	28	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	48	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
9	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	29	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	49	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
10	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	30	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	50	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
11	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	31	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	51	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
12	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	32	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	52	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
13	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	33	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	53	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
14	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	34	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	54	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
15	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	35	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	55	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
16	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	36	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	56	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
17	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	37	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	57	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
18	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	38	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	58	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
19	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	39	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	59	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳
20	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	40	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳	60	A1・A2・AC・D AW・C・B		男・女	歳

きりと

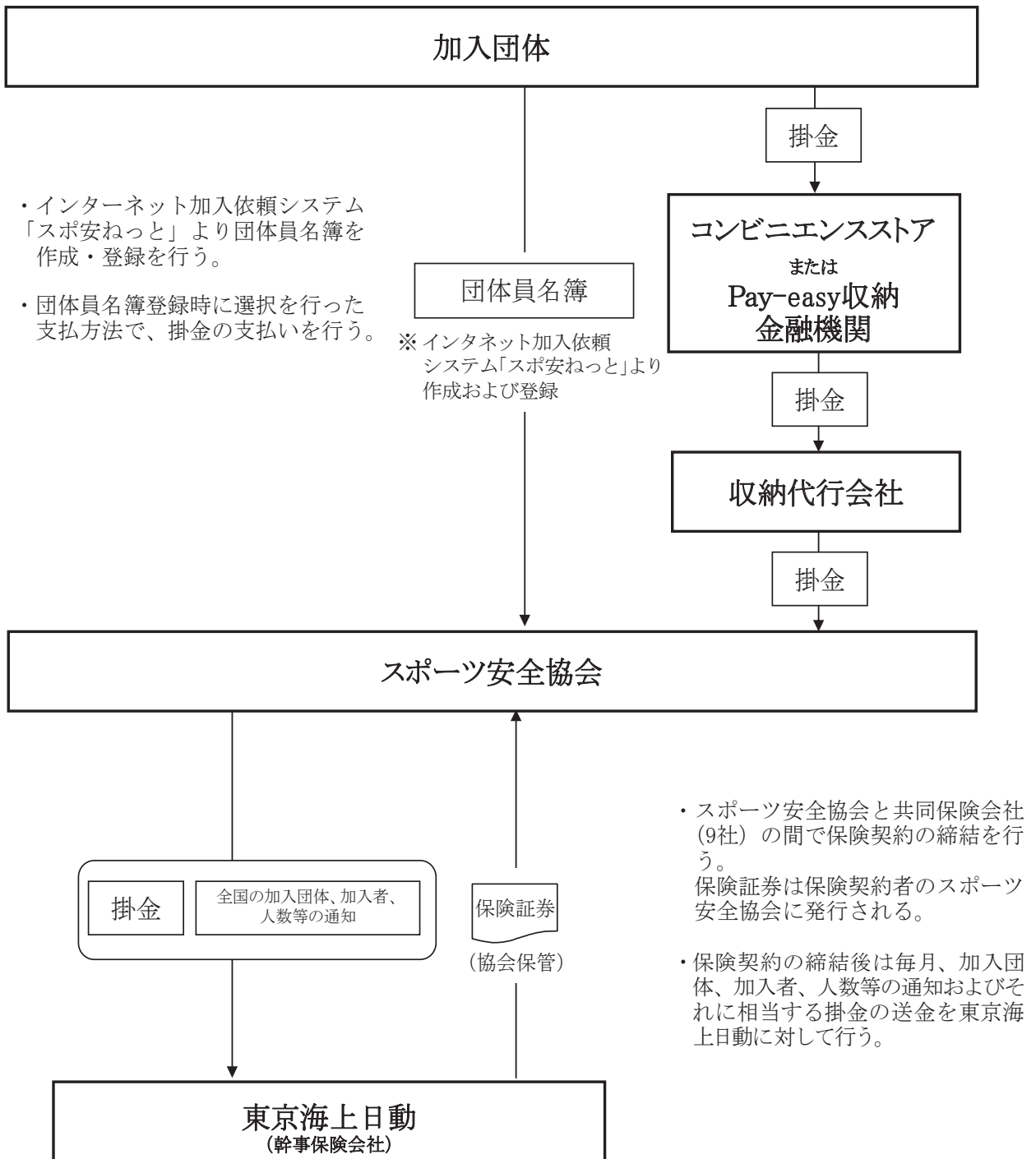
記入方法

- (1) 太枠内をご記入ください。
- (2) 必ず各加入者の加入区分に○を、氏名は漢字で、性別・年齢もご記入ください。また、できるだけ加入区分ごとに整理してご記入ください。
- (3) 加入依頼書(様式1)に人数を転記する際には、数え間違いがないよう、ご注意ください。
(当名簿は、1列20名、合計60名となっております。)
- (4) 加入依頼書(様式1)の団体員名簿に記載されている方は、この用紙(様式2)への記入の必要はありません。

A1	A2	AC	D	合計
名	名	名	名	名
AW	C	B		
名	名	名		名

- (注1) 保険金の請求手続きは、加入依頼書(代表者控)③の裏面をご覧ください。
- (注2) 掛金振込後、加入依頼書①②および団体員名簿①②がお手元に残った場合は、お振込みいただいた当日中にスポーツ安全協会支部宛にご郵送ください。

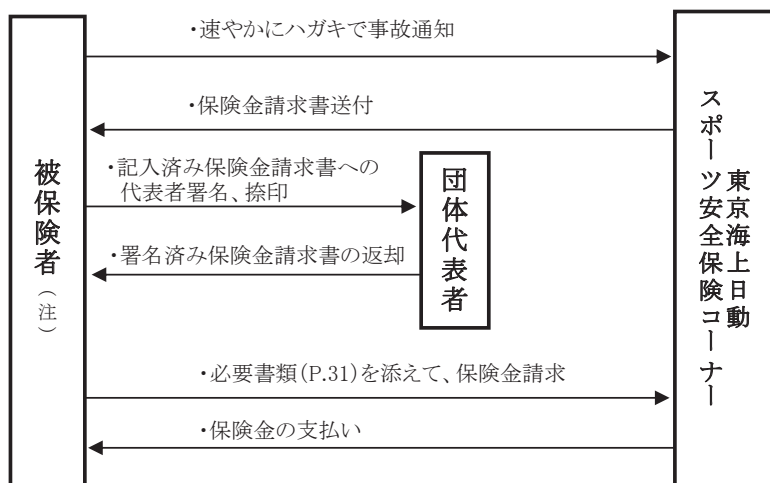
2. インターネットでの加入手続き



3. 保険金請求に関する手続き

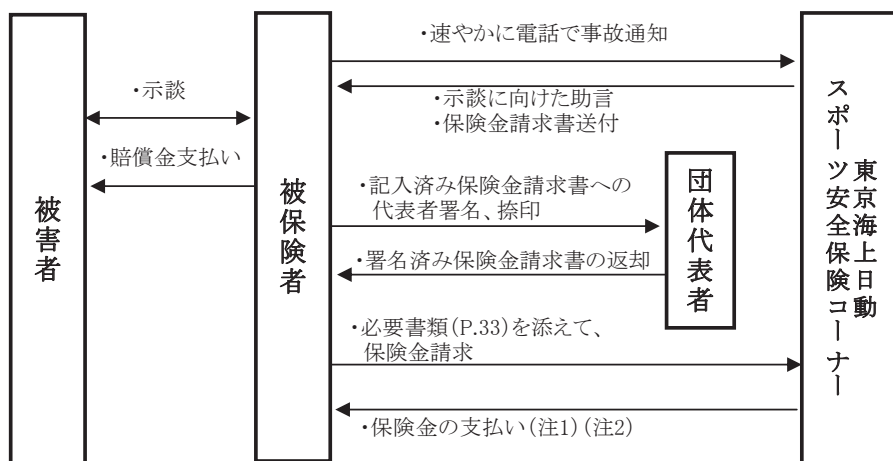
(1) 保険金請求事務の流れ（フロー）

① 傷害保険



(注)死亡保険金の請求の場合は、法定相続人

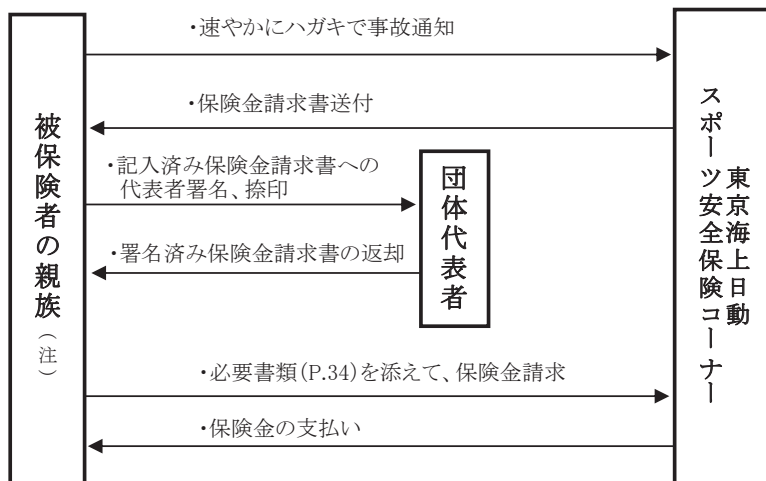
② 賠償責任保険



(注1)被害者等に直接支払うことがある。

(注2)先取特権の規定により、支払先が制限される場合がある。詳しくは賠償責任保険普通保険約款第24条参照。

③ 突然死葬祭費用保険



(注)葬祭費用を負担された親族が複数いる場合には、そのうち1名が代表で手続きを行う。

(2) 事故通知ハガキ (記載例)

50円切手
をお貼り
ください

郵便はがき

1 0 0 - 8 0 5 0

東京都千代田区丸の内1-2-1

東京海上日動火災保険(株)

本店損害サービス部内

スポーツ安全保険損害サービス担当係行

このハガキを投函される方

※保険金請求に必要な書類一式は、被災された方へ直接送付いたします。

〒111-20002

東京都文京区小石川〇-×-△

TEL 03 (XXXX) 〇〇〇〇

お名前 **安全太郎** 様

この保険は、共同引受損害保険会社を代表して東京海上日動火災保険(株)が窓口となっております。

このハガキは保険会社への事故通知用です。

事故のお問い合わせ先

都道府県	お問い合わせ先 平日9:00~17:00
関東甲信越 茨城 東京 栃木 神奈川 群馬 新潟 埼玉 山梨 千葉 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 03(5223)3250/FAX03(3285)0105 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

◆ 学校管理下の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

<個人情報利用目的>
お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断および損害サービスの提供(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間での確認を含みます。)を行うために利用させていただきます。
弊社は、このハガキをお客様が投函した時点をもって、お客様がハガキに記載された傷病名等の保健医療に関する情報を保険金のお支払いに必要な範囲で弊社が取得・利用することに同意いただいたものと取り扱わせていただきます。

このハガキは、貼付後再度開封することはできません。

事故通知ハガキ スポーツ安全保険

被災された際、保険会社へ事故の通知を行っていただくハガキです。本ハガキをご提出いただくと、被災された方へ保険金請求に必要な書類一式を直接送付いたします。なお、書類の発送には多少日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

- 万一被災された時は、速やかにこのハガキに必要な事項をご記入の上、お知らせください。
- インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。
- 賠償責任を負うおそれのある事故を起こされた時は、下記スポーツ安全保険コーナーへ電話でご連絡ください。

<事故のお問い合わせ先>

東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー

☎0120-789-047

☎03(5223)3250/FAX03(3285)0105

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

記載に当たってご注意いただきたい点

○ 所属団体名・お名前・住所には必ずフリガナをご記入願います。
○ 記入項目は漏れなくご記入ください。
※ 指定銀行の窓口以外または郵便局(ゆうちょ銀行)で加入手続きをされた場合は、加入依頼書を郵送していないと保険が有効となりません。

1 右下からシールをめくりはがしてください。

2 折り曲げてください。

3 貼り合わせてご投函ください。

<ご注意>このハガキは貼付後にはがしやすと、表面の一部が破れてしまいます。こちらからはがして谷折りにして貼り合わせてください。

スポーツ安全保険事故通知

次の通り(傷害保険)(突然死葬祭費用保険)の事故がありましたので「個人情報の利用目的」に同意の上、通知致します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日

ご加入方法	<input checked="" type="checkbox"/> 加入依頼書 <input type="checkbox"/> インターネット	
加入依頼番号または会員登録番号	東京 ① 支部番号 A1234-001 <small>インターネット加入の場合は、都道府県の記入の必要はありません。</small>	
所属団体名	フリガナ ジンナン 神南バレーボールクラブ	
団体代表者	フリガナ ミナト タロウ	お名前 港 太郎
内容	住間の連絡先	TEL 03 (XXXX) 〇〇〇〇 携帯 090 (1234) ××××
	フリガナ	フンキョウクゴイシカフ
	ご住所	〒112-0002 文京区小石川〇-×-△
負傷者または被災者	フリガナ アンゼン イチロウ	お名前 安全 一郎
		生年月日: 〇〇〇〇年 〇月 〇×日
	住間の連絡先	TEL 03 (〇〇〇〇) ×××× 携帯 ()
加入手続日	平成〇〇年 3月 25日	加入区分 (A) AW (B) D (C) AC (D) 短期スポーツ教室
事故の日時	平成〇〇年 11月 9日(月) 曜日 (午前) 2時頃	
事故の場所	神南体育館	
事故の状況	事故の状況を詳しくご記入ください。 城北バレーボールクラブとの練習中、レシーブの際、味方レシーバと衝突し、アキレス腱断裂	
活動内容	バレーボール	
傷害または被災の内容	傷病名 右アキレス腱断裂 部位 右アキレス腱	
治療期間(見込み)(傷害保険の通知のみ)	(入院) 10日間 (医療機関名① 神南病院 整形外科)	(通院) 30日間 (医療機関名②)

※ 団体が加入手続きを行った日になりますので、団体代表者の方に確認ください。

(3) 傷害保険金請求書兼治療状況報告書兼事故証明書 (記載例)

スポーツ安全保険 傷害保険金請求書 (兼 治療状況報告書 兼 事故証明書)

東京海上日動火災保険株式会社 宛

請求年月日 △△年 3月 5日

- 本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記口座にお振込みください。振込みをもって支払いがなされたものと認めます。
- 私は、貴社またはその指定する者が保険金の支払いをするために必要な範囲で、治療の内容・症状の程度を確認するための医療情報を取得・利用することに同意します。
- 私は、貴社が本請求書に記載された個人情報(財)スポーツ安全協会が実施するスポーツ活動等の普及奨励に関する事業や、スポーツ活動等における事故防止の推進事業のために同協会へ提供することに同意します。

＜個人情報の利用目的＞
お客様の個人情報につきましては、左記3.の他、保険引渡の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供、案内を行うために利用させていただきます。

- 団体代表者が記名・捺印ください。ただし、おけがをされた方が団体代表者ご自身またはそのご家族である場合は、代表者・ご家族以外の団員(団員名簿に記載されている成人の方)が自ら記名・捺印ください。
- AW区分にご加入の方で、団体活動中以外・団体活動への往復途上以外での事故の場合は、代表者の証明は不要です。

1 おけがをされた方
大枠内はもれなく記入ください。

〒000-XXXX 日中連絡先 03 (XXXX) △△△△
フリガナ トウキョウトシバヤクマルバツマチ
住所 東京都渋谷区〇×町△—△
フリガナ ホケン ハナコ
氏名 保険 花子
おけがをされた方が未成年の場合、こちらに親権者の方のご署名をお願いします。
氏名 保険 陽一

2枚目にもご捺印ください。

0X年12月8日生
請求する保険金の種類
入院 手術 後遺障害 死亡

2 団体代表者証明印

〒000-XXXX TEL 03 (△△△△) XXXX
フリガナ トウキョウトシバヤクマルバツマチ
住所 東京都渋谷区〇×町〇—〇
フリガナ アン シン タ ロウ
氏名 安心 太郎

2枚目にもご捺印ください。

はつきりと楷書体でお書きください。なお、住所氏名には必ず「フリガナ」をご記入ください。

下記は事実と相違ないことを証明いたします。(治療状況を除く)

3 保険金支払先

銀行 信用組合 丸の内 支店
信用金庫 農協 支所
普通 総合 当座 貯蓄 店番 100 口座番号 XXXXXXXX
口座名義(ご記入ください) ホケン ヨウイチ

ゆうちょ 銀行 ※通帳の「郵便振替口座開設(送金機能)」欄に〇が付されていることを予めご確認ください。(右詰でご記入ください)

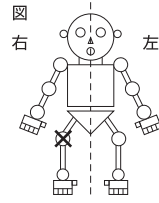
通帳記号(5ケタ) 1 0 通帳番号(6ケタ)

4 加入内容

団体の名称 ひまわりテニスクラブ 加入依頼番号または会員登録番号 N5124-001
団体の活動内容 硬式テニス 団体の所在地 東京 道 渋谷 市 郡
加入方法 加入依頼書 インターネット 加入区分 A1 AW A2 C AC B D 短期スポーツ教室

5 事故の内容

日時 △△年 1月 6日(木)曜 午前 9時55分頃 午後 場所 東京都渋谷区〇×町××
1. 団体活動中(活動内容:) 2. 経路往復中 3. 左記以外(AW区分のみ)
〔状況〕 何をしている時 何が起きて どのようになったか おけがの位置に〇印を付けてください。
自宅から自転車でテニスコートへ向かう途中 横断歩道の段差で転倒し 右膝を骨折した
その他詳しい情報 その場で応急処置後、救急車で病院に向かった。
運転免許証番号(被保険者が車を運転中の事故の場合のみご記入ください) () (普・中・大)(I・II) 届出官公署名 (届出日 年 月 日)
(警察・消防署等)



6 治療状況

症状 脱臼・捻挫・挫傷・打撲・腱断裂・創傷・(骨折)・その他(傷病名: 右膝蓋骨骨折)
記入いただいた治療内容について、弊社より医療機関などへ確認させていただく場合がございます。
〔入院〕 △△年 1月 6日~ △△年 1月 15日
〔通院〕 実際に通院治療を受けた日に〇印を付けてください。2カ所以上の医療機関に通院された場合は、△・□印等で区別してください。
治療内容
()月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日
()月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日
()月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日
()月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日
()月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日
〔手術〕 実施日 年 月 日 手術名: 親血 非親血
治療期間が記載された医療機関の領収書(原本またはコピー)を添付してください(無い場合は診察券のコピーを添付いただくか、下欄に医療機関名等をご記入ください)。
〔名称〕 ○〇大学附属病院 〔名称〕 ○×整形外科
〔所在地〕 渋谷区〇×町〇—× 〔所在地〕 渋谷区〇×町△—〇〇
TEL 03 (0000) XXXX 〔担当医師名〕 整形外科〇×医師 TEL 03 (XXXX) 0000 〔担当医師名〕 △△医師

固定具の使用

〔常時装着(*)した期間〕
〔固定具の種類〕
〔手首または足首を含む固定〕
〔支障期間〕
平常の業務または生活(更衣・入浴・家事・書字等)に著しい支障があった期間
△△年 1月 6日から
△△年 2月 10日まで
具体的支障内容
〔松葉杖で歩行していた。〕

(※)診断書の提出要件については、「3. 診断書のご提出について」をご確認ください。

保険会社記入欄
死亡保険金 円 入院保険金 円 通院保険金 円
後遺障害保険金 円 手術保険金 円 支払年月日 年 月 日

(4) 診断書 (記載例)

保険金のご請求額が10万円以内で手術保険金のご請求がない場合は、診断書のご提出は不要です。
診断書代はおお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

診 断 書

東京海上日動火災保険株式会社 宛		カルテ No. 12 - 34	
傷病者	住所 〒 112 - 0002 東京都文京区小石川〇 - × - △	① 健保 ④ 自由診療	② 国保 ⑤ その他 ()
	氏名 安全 一郎	職業 会社員	③ 労災
傷病名・外傷名または受傷部位・様相 右アキレス腱断裂		性別 男・女 明・大・中・小 〇〇年 3 月 3 日生 (〇〇) 歳	
発病または受傷の原因 (傷病者申告の内容を詳細にご記入ください) バレーボールの練習中衝突			
初診日	〇〇年 8 月 20 日	発病日または受傷日	〇〇年 8 月 20 日
初診から現在までの主要症状並びに治療内容 ギプス固定により保存的加療を施す。 9月15日ギプス除去。 経過良好につき9月28日治癒。		当該傷病の治療歴 無・有 (病院名:) 治療時期 (年 月 日 ~ 年 月 日) 傷病と関係のある既往症 無・有 (傷病名:) 頸部症候群 (むちうち症)・腰痛の場合 医学的他覚所見 (理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見) の有無 ・画像所見 (X-P, CT, MRI) 異常 無・有 () ・その他所見 異常 無・有 ()	
今回の傷病に関して実施した手術等の種類 開頭術・開胸術・開腹術・胸腔・胸腔ドレナージ・その他 創傷処理 (筋肉に達する・達しない) 筋骨関係手術の場合 (観血・非観血) 植皮術の場合 (25cm以上・25cm未満)		手術名 ① ②	裏面の手術名 縦に該当する場合は、裏面にご記入ください。
入院治療 26日間 (うち外泊日数 日) 〇〇年 8 月 20 日 ~ 〇〇年 9 月 15 日		診療報酬点数 ① (K・J) - () 手術区分番号 ② (K・J) - ()	
通院治療 13日間 (うち治療実日数 5 日) 〇〇年 9 月 16 日 ~ 〇〇年 9 月 28 日		手術日 ① 年 月 日 ② 年 月 日	
固定具を「常時装着」するよう指示した期間 〔入浴時以外は装着〕したケースは「常時装着」に含めます。 固定具名 使用期間 (ギプス) (〇〇年 8 月 20 日 ~ 〇〇年 9 月 15 日) () (年 月 日 ~ 年 月 日)		実通院治療日 (〇印をつけてください)	
医学的に就業・就学・家事労働が全く不可能と判断された期間の有無 無・有 [年 月 日 ~ 年 月 日] 具体的判断理由 []		8月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 計 日 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
平常の業務または平常の生活 (更衣・入浴・家事・書字等) に 著しい支障があると判断された期間の有無 無・有 [〇〇年 8 月 20 日 ~ 〇〇年 9 月 15 日] 具体的支障内容 []		9月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 計 5 日 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
後遺障害残存見込 (無・有・未定) (有・未定の場合には、現状および今後の見込みについてご記入ください。)		10月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 計 日 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
		〇〇年 9 月 28 日 (治癒) (継続) (中止) (転医)	

後遺障害保険金のお支払いの可能性があるため、必ずご記入ください。

上記のとおり診断します。 平成〇〇年 9 月 28 日
所在地 〒 〇〇〇 - ×××× 東京都渋谷区神南〇 - △ - × TEL 03 - ×××× - 〇〇〇〇
医療機関名 神南病院
診療科名 整形外科
医師名 山川 一

保険会社受領日

(5) 賠償責任保険金請求書兼事故証明書 (記載例)

スポーツ安全保険 賠償責任保険金請求書 (兼事故証明書)

東京海上日動火災保険株式会社 宛

請求年月日 OX年 4月 7日

1.本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金を請求しますので、下記口座にお振込ください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
 2.他の保険契約等がある場合
 同一の損害または費用に対して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等(保険契約、共済契約その他いかなる名称であらわす、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします)がある場合につき、私は以下の事項について同意します。
 ①保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払を受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還すること(貴社または他の保険契約等の保険会社・共済等から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います)。
 ②他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を超える額を求償すること。
 ③他の保険契約等がある場合、他の保険契約等を引き受けている損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な本保険請求に関する私の個人情報(支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、本件事故に関する支払可否・支払保険金等に関する情報)を、求償のため、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること、その損害保険会社・共済等が貴社へ提供すること、及び、貴社から提供を受け、利用すること。
 3.私は、貴社が本請求書に記載された個人情報(財)スポーツ安全協会が実施するスポーツ活動等の普及奨励に関する事業や、スポーツ活動等における事故防止の推進事業のために同協会へ提供することに同意します。
 <個人情報の利用目的>
 お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

1 保険金請求者

〒70000005 日中連絡先: (XXXX) 0000
 フリガナ チヨタク マルノウチ 1 チョウメ
 住所 千代田区丸の内1丁目
 フリガナ アンゼン イチロウ
 氏名 安全 一郎

2 団体代表者証明印

〒70000005 TEL: (000) XXXX
 フリガナ チヨタク マルノウチ 2 チョウメ
 住所 千代田区丸の内2丁目
 フリガナ ホケン ジロウ
 氏名 保険 二郎

3 保険金支払先

[O X] 銀行口座 (信用金庫) 振込先: [丸の内] 支店
 ゆうちょ 銀行 ※通帳の「郵便振替口座開設(送金機能)」欄にOが付されていることを予めご確認ください。
 普通・総合 支店コード 567 口座番号(7ケタ) 2245678
 通帳記号(5ケタ) 1 0 通帳番号(8ケタ) [] [] [] [] [] [] [] []
 口座名義(カタカナで記入ください) アンゼン イチロウ

4 加入内容

団体の名称	東海日動野球愛好会	加入依頼番号または会員登録番号	130856251
団体の活動内容	硬式野球	団体の所在地	東京 都 千代田 市 区
加入方法	(加入依頼書) インターネット	加入区分 該当する加入区分に印をつけてください	A1 (A) (W) (A2) (C) (AC) (B) (D) 短期スポーツ教室

5 保険契約等

今回の損害が補償される他の保険契約等	(有) (無)	保険金請求の有無	(有) (無)
保険会社等名称	O △ 保険	証券番号	4507126

6 事故内容

事故日時 OX年 3月 1日 午前 午後 2時 分頃
 事故場所 千代田公園 届出官公署名
 事故の時期 (O印をつけてください) ①スポーツの団体活動中(スポーツ名: 硬式野球) ②スポーツ以外の団体活動中 ③通常の経路往復中 ④左記以外(AW子どもワイドのみ)
 被保険者(加害者) 氏名 安全 一郎 25才 OX年 5月 10日生
 相手方 氏名 安心 太郎 31才 相手方が複数いる場合 合計 名
 事故状況
 上記の日時、場所において、O×野球同好会との練習中打ったボールがファールとなり柵を越え被害者宅の2階の窓ガラス1枚(50cm×150cm)を破損した。窓ガラスの修理代金は12,000円であった。(工賃とも、添付領収書参照)。修理代金の全額を賠償することで示談が成立し、既に支払いもした。

保険会社記入欄

対人賠償保険金	円
対物賠償保険金	円
支払年月日	年 月 日

保険会社受領日

(6) 突然死葬祭費用保険金請求書兼事故証明書 (記載例)

スポーツ安全保険 突然死葬祭費用保険金請求書 (兼事故証明書) TOKIOMARINE NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社 宛 記入日 (請求日) 平成〇年 6月 20日

同意事項

1. 本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記口座にお振込みください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
2. 私は貴社またはその指名する者が保険金の支払いをするために必要な範囲で、治療の内容・症状を確認するための医療情報を取得・利用することに同意します。
3. 私は、貴社が本請求書に記載された個人情報を(財)スポーツ安全協会が実施するスポーツ活動等の普及奨励に関する事業や、スポーツ活動等における事故防止の推進事業のために同協会へ提供することに同意します。

【個人情報の利用目的】

お客様の個人情報につきましては、上記3. の他、保険引受の判断、保険事故への対応 (関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間の確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求には以下の書類が必要となります。

- 保険金請求書 (本紙)
- 突然死したことを証明する医師の診断書または死体検案書
- 葬祭費用の支出を証明する書類 (※2)
- 加入依頼書のコピー
- 戸籍謄本 (原本またはコピー) など (※1)
- その他必要書類 (※3)

※1 葬祭費用を負担された方が被保険者の親族であることを証明できる書類をご提出ください。
※2 支出を証明する書類をご用意いただけない費用 (例: 戒名料、お布施など) についてもお支払いできる場合がございますので、弊社担当者へご相談ください。
※3 必要な場合は、別途お願いをいたします。

1

団体代表者証明欄

本書に記載の加入内容および事故の内容が事実と相違ないことを証明します。

フリガナ	トウキョウト シバヤク ジンセイ	フリガナ	ヒガシ タロウ	必ずご捺印ください
住所	東京都渋谷区神西1-10-6	団体代表者氏名	東 太郎	
ご連絡先	03 - XXXXX - 0000			

2

保険金請求者

フリガナ	トウキョウト シバヤク ジンセイ	フリガナ	アンゼン ハナコ	必ずご捺印ください
住所	東京都渋谷区神西1-11-10	氏名	安全 花子	
ご連絡先	03 - 0000 - XXXX	加入者(被災者)との続柄	妻	

3

加入内容

団体の名称	安全野球クラブ	団体の所在地	東京
加入手続日※	平成〇年 3月 20日	団体の活動内容	軟式野球
加入方法	<input checked="" type="checkbox"/> 加入依頼書 <input type="checkbox"/> インターネット		
加入依頼番号または会員登録番号	A 1 2 3 4 - 0 0 1	加入区分	A1 AW A2 C AC B D 短期スポーツ教室
フリガナ	アンゼン ヘイキチ	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正	40年 3月 20日生 (46)歳 <input checked="" type="checkbox"/> 男
加入者名(被災者名)	安全 平吉	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 女

※団体が加入手続を行った日になりますので、団体代表者の方にご確認ください。

4

保険金振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)		ゆうちょ銀行	
<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所	※通帳の「郵便振替口座開設 (送金機能)」欄に○が付されていることを予めご確認ください。	
渋谷 <input checked="" type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	青山 支店コード (3ケタ) 111 口座番号 (7ケタ) 1234567	通帳記号 (5ケタ) 1	通帳番号 (8ケタ) (右詰でご記入ください)
口座名義 (カタカナ) アンゼン ハナコ			

5

発生内容

発生日時	平成〇年 5月 11日 (午前) 11時 00分頃 (午後)	発生場所	神南総合グランド
発生時の活動内容	<input checked="" type="checkbox"/> スポーツ活動中 (種目: 軟式野球) <input type="checkbox"/> スポーツ以外の活動中 (内容:) <input type="checkbox"/> 経路往復中		
死亡の日時	平成〇年 5月 11日 (午前) 1時 30分頃 (午後)	死亡した場所	神南病院
死亡の原因となった病名	急性心不全	既往症の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
発生時の状況	軟式野球の練習試合中、ボールを打ち、2塁ベースを回った直後倒れ、ただちに救急車で神南病院に運んだが死亡した。		

保険会社記入欄 突然死葬祭費用保険金 円 支払年月日 年 月 日

C04-10066 (1) 改定201304

4. その他

(1) スポーツ安全協会会員登録申込書様式

(様式1)

スポーツ安全協会会員登録申込書

1. 団 体 名

2. 責 任 者 氏名

住所

3. 主なる目的・事業

4. 団体の構成員数（加盟団体があれば、その団体数および団体構成員数）

貴協会の会員登録を申込みます。

平成 年 月 日

申込者氏名



公益財団法人スポーツ安全協会

会 長 殿

(注) 1. 送付先

この申込書は、スポーツ安全協会支部あてに御送付ください。

2. 登録の有効期間

会員登録の手続を行った団体は、翌年以降、会員登録の手続を行う必要はありません。
ただし、この申込書記載事項に変更があった場合は新たに登録手続をしてください。

(2) 団体情報変更ハガキ

郵便はがき

50円切手
をお貼り
ください

2 1 3-8 5 8 5

神奈川県川崎市高津区二子 6-13-10

公益財団法人
スポーツ安全協会 発送センター行

このハガキを投函される方

〒	□□□□□□□□
住所	日中のTEL ()
お名前	様

このハガキは団体情報変更時の通知用です。

このハガキは、貼付後再度開封することはできません。

団体情報変更ハガキ

加入依頼書での加入団体専用
インターネット加入の際はシステム内で変更をお願いします。

加入依頼書でご加入の団体名、団体代表者に変更があった際には、このハガキで通知をしてください。
インターネットでご加入の場合は、このハガキでの変更はできません。「スポ安ねっと」の「各種変更」より団体情報を変更してください。

- このハガキは、平成25年度の加入手続後に、団体情報の変更があった場合に通知をしていただくものです。
新規加入の際に前年度の情報から変更がある場合には、このハガキでの申請は必要ございません。加入依頼書に新しい情報をご記入のうえ、お手続きをお願いいたします。(印字されている場合は二重線で書きかえてください。)
- 未来の日付を指定しての変更は出来ませんので、必ず変更があった時点でご送付ください。
- 「満期のご案内」の送付先への反映は平成25年12月10日(火)到着分までとさせていただきます。
- 団体代表者に変更となる場合には、各種資料、加入状況等の引継ぎをお願いいたします。
- 当ハガキの受理及び変更処理完了のご連絡は行っておりませんので、予めご了承ください。

① 右下からシールをめくりはがしてください。 ② 折り曲げてください。 ③ 貼り合わせてご投函ください。

<ご注意>このハガキは貼付後にはがしますと、表面の一部が破れてしまいます。こちらからはがして谷折りにして貼り合わせてください。

次の通り変更がありましたので通知致します。

加入方法のご確認	<input type="checkbox"/> 加入依頼書	<input checked="" type="checkbox"/> インターネット	※インターネット加入の場合は、ハガキでは変更ができません。「スポ安ねっと」の各種変更より変更してください。
加入支部	都道府県	届出日	年 月 日
変更する項目	団体代表者	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 団体名 会員登録番号 おかけの団体は お書きください。

変更前 (平成25年度ご加入時) 変更の無い項目も全てご記入ください。

フリガナ	団体名		
住所	〒□□□□-□□□□		
団体代表者	会社名・学校名・マンション名・部署名		
フリガナ	氏名		
電話番号			ハイフンはいれなくてください。

↓ 「満期のご案内」の送付先への反映は平成25年12月10日(火)到着分まで

変更後 注意：団体員の変更はできません。

フリガナ	団体名		
住所	〒□□□□-□□□□		
団体代表者	会社名・学校名・マンション名・部署名		
フリガナ	氏名		
電話番号			ハイフンはいれなくてください。

V. 質疑応答

1. 共通事項

(1) 対象となる団体

問1 本保険の対象となる社会教育関係団体とはどのようなものですか。

答 本保険の対象となる「社会教育関係団体」の認定要件は、次のとおりです。

- ① 国・地方公共団体の支配に属さず、かつ社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること
- ② 代表者を置き団体会員が明確に把握されている団体会員5名以上の団体であること
- ③ 団体の活動が次のような形態であり「団体管理下の活動」が明確にとらえられること
 - (a) 団体の活動が団体会員の参画により計画され、その団体の統率のもとに自主的に運営されていること
 - (b) 団体の活動内容が、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等、団体会員全員を対象とし、かつ団体会員相互間の有機的結びつきをもって行われる活動が主体であること

従って、次のような団体は、本保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 学校のクラブ活動や部活動の団体で、その活動が学校の管理下においてのみ行われるもの
※ 大学、専修学校、各種学校のクラブ活動等の団体は対象となります。
- ② 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする団体
- ③ 官公署および民間会社等の労働組合等の団体
- ④ 家族だけで活動をする団体

問2 「スポーツ活動」の定義を教えてください。

答 「スポーツ活動」とは、「運動競技」、「身体活動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。(74頁 スポーツ安全協会傷害保険特約 第3条) スポーツ活動についての具体的判断については、下記の「スポーツ基本法」に照らして、加入区分を決めます。

※ 「スポーツ基本法」前文より抜粋

「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、(以下省略)」

※ 「スポーツ基本法」における「野外活動」および「スポーツ・レクリエーション活動」の取扱い

スポーツ基本法には「心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動」の普及奨励についても記されており、これも同様にスポーツとして取扱うこととなる。

問3 スポーツ安全保険という名称ですが、文化活動を行う団体も加入することはできますか。

答 問1にあるとおり、スポーツ安全保険は「社会教育関係団体」を対象としていますので、文化活動を行う団体も加入の対象となります。また、ボランティア活動、地域活動を行う団体も同様です。

問4 学校の部活動と、本保険との関係を説明してください。

答 学校教育活動における補償制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付があり、本保険の補償対象はその災害共済給付とは重複しない仕組みです。

なお、高等学校等の運動部で夏季休業期間等を中心に、学校の教育活動としてではなく、運動部の自主的な判断で練習試合を行う場合等は学校管理下の活動とは認められないこともあります。従ってその場合には事故が発生しても独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付は行われないので、これらの活動中の事故にも備える保険として本保険があります。本保険において「学校管理下」とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。

- ・授業または保育を受けている場合
- ・課外指導を受けている場合
- ・休憩時間中その他校長の指示・承認に基づいて学校にいる場合
- ・通常の経路・方法により通学する場合
- ・学校が管理する寄宿舎にいる場合

なお、事故の際は、学校管理下か否かを確認するため、学校長の証明書をご提出いただく場合があります。

(2) 加入区分について

問5 登山の同好会ですが、冬山登山や特殊な技術を要する登山は行いません。このような活動は、C、Dの2区分のうち、どの区分にあてはまりますか。

答 D区分にある「山岳登はん」の「登はん」とは、「手を使ってよじ登る」という意味で、普通の登山路を足で歩いて登る登山に対し、危険なルート等特殊な道具と技術と経験によってよじ登り征服する登山すなわち「ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー、ハーケン等の登山用具を使用し、岩登り、沢登り、積雪期登山等特殊な技術と経験を必要とする登山」を指します。従って、主として高校、大学の山岳部やレベルの高い社会人グループの団体が対象となると考えられます。

これに対し、例えば夏山登山でアルプス銀座を歩き、特別な登山用具を用いずに歩いて越える等は、「山岳登はん」ではありません。また、冬期の登山も目的地やルートによっては必ずしも「山岳登はん」ではない場合もあります。「沢登り」は滝をまく等危険なルートが多く「山岳登はん」である場合が多いと思われます。

設問の同好会の活動は、以上の趣旨から見て、C区分と判断されます。もし、登山内容が多彩で判断しにくい活動があれば、具体的に個々の登山内容を示す年間活動計画等を付してスポーツ安全協会本部にご照会ください。

問6 野外にて野鳥観察（バードウォッチング）を行います。これは「野外活動」としてC区分で加入をしなければ補償されませんか。

答 野外・屋外で行われる活動が全て「野外活動」としてスポーツ活動となる訳ではありません。スポーツ活動に該当する「野外活動」とは、自然の原野を背景として行われる「身体運動を主たる手段とする」活動をいいます。具体的にはトレッキング、ハイキング、登山、自転車旅行などの活動がこれらに該当します。したがって、身体運動を主たる手段とする活動（トレッキング、登山等）を伴わない野鳥観察であれば、A2区分で補償の対象となります。

問7 日本青年団協議会などの傘下の各地域青年団がこの保険に加入する場合、どのように加入したらよいですか。

答 青年団活動が、文化活動・ボランティア活動、地域活動のみであればA2区分でご加入ください。ただし、スポーツ活動（身体運動、野外活動を含む。）を行う場合はC区分で加入しなければなりませんので、それぞれの活動実態に合わせて加入区分をご選択ください。PTA、婦人会等についても同様です。

問8 YMCA、YWCAがこの保険に加入する場合、どのように加入したらよいですか。

答 団体員の年齢、活動実態等に照らして加入者ごとに加入区分をご選択ください。たとえば、中学生以下の子どもであればA1区分になり、高校生以上の大人が文化活動を行うならA2区分、スポーツ活動を行うならC区分となります。ただし、1団体として5名以上の加入が必要となります。

問9 子ども（中学生以下）と高校生で構成されているサッカーの団体です。指導をしている指導者は、どのように加入したらよいですか。

答 子ども（中学生以下）への実技・理論指導およびその補助のみを行う指導者であれば、AC区分またはC区分でご加入ください。高校生以上の大人を指導する場合や指導者自らが選手として活動するのであればC区分でご加入ください。

問10 B区分の65歳という年齢は、どの時点を基準として判断すればよいのでしょうか。

答 平成25年4月1日前の加入であれば、平成25年4月1日時点の満年齢となります。平成25年4月1日以降の加入（中途加入）であれば、掛金の支払い手続きを行っていただいた日時点の満年齢となります。ただし、インターネット加入で翌月一括手続き方式（18頁）を採用している団体の加入者につきましては、その団体への入会日時点の満年齢となります。

問11 高校生以上の大人を対象とした武道の短期スポーツ教室を開催する予定があります。
短期スポーツ教室区分で加入をしたいのですが、インターネットを使用できる環境がありません。
どのように加入すればよいのでしょうか。

答 短期スポーツ教室区分でのご加入は、インターネット加入方式以外は加入を受け付けておりませんので、加入依頼書でのご加入となります。その場合の加入区分は、受講対象者が高校生以上の大人であればC区分となり、65歳以上の方であればB区分でもご加入いただけます。

問12 冬季のみに開催するスキーのスポーツ教室の開催を予定しております。
短期スポーツ教室区分で加入できますか。

答 受講対象者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件を全て満たす講義・講習型のスポーツ教室である場合は加入ができます。

- ・実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集していること。
- ・活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督していること。
- ・予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。

よって、市区町村体育協会、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ等が開催するスポーツ教室で、上記の条件を全て満たす場合は、インターネット加入方式で短期スポーツ教室区分の加入が可能です。

なお、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動（野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセン等）は短期スポーツ教室区分では加入できません。

問13 短期スポーツ教室の「3か月」とは、具体的にいつからいつまでの間をいうのでしょうか。

答 教室の開催初日から3か月後の応当日までの間をいいます。具体的には、次の通りになります。

- （開催初日）平成25年5月15日→（3か月後）平成25年 8月15日
- （開催初日）平成25年8月31日→（3か月後）平成25年11月30日

(3) 団体管理下の活動とは

問14 競技会終了後、全員で反省会を行っていたところ、ガス爆発で負傷しました。この場合もこの保険の対象となりますか。

答 「団体管理下の活動中」の事故は、この保険の対象となります。

設問の場合は、「団体管理下の活動」と認められますので、対象となります。

問15 卓球部として保険に加入しておりますが、ときどきサッカーも行っています。この間のケガは保険金支払いの対象になりますか。

答 卓球部の活動として全員でサッカーを行っている場合は対象となりますが、卓球部としての活動ではなく仲間数人でサッカーを行った場合や個人的に他のサッカーチームで活動している場合は卓球部としての団体管理下の活動とはいえ、この保険の対象となりません。

問16 野球部で保険に加入している団体の団体が体協主催のアイスホッケー県予選に市のチームの選手として参加した場合に野球部の管理下としてこの保険の適用が可能ですか。

答 クラブの代表として国、体協等の主催する大会に参加した者に対してこの保険が適用されるのは、その団体が所属する団体からの代表として、代表者の承認を得て、その団体の活動目的にそった競技会、講習会に参加する場合に限り、従って設問のケースは野球部の活動目的にそったものとはみなされませんからこの保険は適用されません。（ただし、AW区分に加入した場合は、団体管理下の活動中に生じた事故でなくとも対象となります。以下同様とします。）

問17 テニスを行う団体で加入をしていますが、団体の構成員が団体の代表としてシングルス競技大会に参加することになりました。

この場合、現在加入しているスポーツ安全保険で補償の対象となりますか。

答 本保険では団体の指示、命令に基づいて、「国、地方公共団体、日本体育協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に団体の代表として参加して行う活動」については、特に団体管理下の活動として補償の対象としています。

具体的には次にあげる競技会等が対象となります。

- ① 国、地方公共団体が市区町村以上の規模で開催するもの
 - ・国体（本大会、地区予選）
 - ・市区町村が主催する各種競技大会 など
- ② 日本体育協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催するもの
 - ・都道府県体育協会、市区町村体育協会の主催する各種競技会
 - ・日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会または市区町村レクリエーション

協会が主催する各種競技会および各種行事

- ・日本体育協会加盟団体の主催する各種競技会
- ・加入者の所属する団体が加盟している各種連盟・協会が市区町村以上の規模で開催する競技会など

なお、競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動（練習・合宿等）は補償されません。

問18 野球部とスキー部の2つの団体に所属していますが、野球部の団体員としてこの保険に加入していれば、スキー部の管理下における活動中の事故でも対象となりますか。

答 この保険は、それぞれの団体管理下における活動中の事故を対象としています。従って2つ以上の団体に所属して、そのそれぞれの団体管理下における活動中の補償を受けたい場合は、所属団体毎に加入していただかなければなりません。なお設問の場合は、野球部の団体員として加入しているのですからスキー部として加入していない以上、スキー部の活動中に事故があってもこの保険の対象とはなりません。

問19 スポーツ推進委員等が行う指導活動や、学校安全ボランティア等が行うボランティア活動では単独での活動が多くあります。これもこの保険の対象となりますか。

答 スポーツ安全保険は、ご加入いただいた団体の管理下における団体員全員を対象とした活動中の事故を補償するものですが、社会教育の一環として実施される指導活動や、ボランティア活動の中には、活動の性質上、単独または一部団体員のみで活動せざるを得ないものがあります。（スポーツ推進委員が単独で各サークルを指導する等）

本来この補償事業がスポーツ活動、ボランティア活動などの社会教育活動の振興を究極のねらいに行っていることに鑑み、次にあげる者が、その資格等に基づき、日時、場所、内容等が予め定められた指導活動・ボランティア活動を行う場合については、活動形態を問わず団体管理下の活動として補償の対象としています。

なお、加入にあたっては一般の団体同様、各項を通じて5名以上必要となり、スポーツ活動の指導者はC区分またはAC区分（子どもへの指導活動のみ）、文化活動の指導者、ボランティア活動を行う方はA2区分となります。

1. 地方自治体より任命、委嘱を受けあるいは登録している者

地方自治体が他の機関に委託して事業を実施する場合において、その事業に指導者、ボランティアとして携わる者

- ① スポーツ推進委員
- ② 社会教育指導員
- ③ 学校体育実技指導協力者
- ④ 運動部活動外部指導者
- ⑤ 学校体育施設開放事業の管理指導員

- ⑥ 指導者バンク登録指導者
- ⑦ 学校安全ボランティア
- ⑧ 介護支援ボランティア など

2. 日本体育協会公認のスポーツ指導者

- ① スポーツ指導員
- ② トレーナー
- ③ コーチ
- ④ スポーツ少年団指導者
- ⑤ 公認体力テスト指導員および判定員 など

3. 本会本部に登録された団体（98、99頁参照）、あるいは本会会長が特に認めた団体で指導者もしくは公認審判員として認定され、登録してある者。

- ① 日本サイクリング協会の指導者
- ② 日本水泳連盟の指導者
- ③ 全日本スキー連盟の指導者
- ④ 日本レクリエーション協会加盟の各種団体の指導者
- ⑤ 日本オリエンテーリング委員会の指導員
- ⑥ 全国高等学校体育連盟の指導者 など

なお、団体員の日常生活と明確に区別ができないものは補償の対象とはなりません。

例えば、学校安全ボランティアが、防犯を呼びかけるステッカーなどを自転車、自動車に貼り、買物などの日常生活中に学校周辺のパトロール活動を兼ねている場合は補償の対象とはなりません。

問20 柔道、剣道等の昇段試験または審査会に団体が承認して出場した場合の傷害はこの保険の対象となりますか。

答 昇段試験または審査会への出場は、本来個人的な資格取得のための活動ですが、その団体の指示・命令に基づいて参加する昇段試験または審査会で団体の活動計画にある場合は本保険の補償の対象となります。

問21 「子ども会」で保険に加入しておりますが、子ども会の帰りに必ず学習塾に寄って家に帰る子どもがいます。この場合「通常の経路」とみなされますか。

答 「通常の経路」とは、集合・解散場所とその被保険者の自宅との間を直行する場合に限りです。従って設問のように他の場所へ立寄る場合は通常の経路とはいえません。

なお、児童、生徒が下校の際、学校から直接、子ども会等の行事の集会場所へ行く場合に限り特に通常の経路に含めることがあります。

問22 子どもがサッカーの団体活動に参加するために自宅であるマンションを出発したところ、そのマンション共有部分の階段で転んでケガをしてしまいました。この場合、傷害保険の対象となりますか？

答 補償対象となります。団体活動への往復中とは、「団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中」をいいます。マンション、アパート等の共同住宅においては、居住マンションの玄関ドアを出てから補償の対象となります。（ただし、バルコニー等専用使用権のある共用部分にいる間は除きます。）今回は、マンション共用階段での事故とのことなので、補償の対象となります。

なお、自宅が一戸建の場合は、自宅の庭・通路等の敷地内の事故は、団体活動への往復途上であっても、補償の対象外となります。

自宅とは…被保険者が居住の用に供する建物（敷地を含む。）をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画（専用使用権のある共用部分を含む。）をいい、学生寮・寄宿舎等の共同宿舎においては建物（敷地を含まない）をいいます。

問23 集合場所に集合した後、指導者が子ども達を車に乗せて試合に行く途中、交通事故に遭いました。この場合はこの保険の対象となりますか。

答 集合した後、団体として移動している時の事故のため、「団体管理下の活動中」と認められ、傷害保険の対象となります。（2頁参照）ただし、自動車による事故ですので賠償責任保険の対象とはなりませんのでご注意ください。（54頁の問58参照）

（4）保険の始期

問24 学校や民間会社等のサークルの場合新入生や新入社員で新たに入部する者が確定するのは4月末になります。来年以降も継続してこの保険に加入する場合には5月初旬までに加入手続きを行えば4月1日に遡及して効力を有するというような便宜的な措置はとれませんか。

答 独立行政法人日本スポーツ振興センターではこのような措置をとっているようですが、本保険の場合は加入手続きを行うことによって効力が発生する保険ですから、原則どおり加入手続きが完了してから保険が開始することになります。従って確定している部員については3月31日までに加入手続きを行い、新入部員についてはそのつど追加加入の手続きを行ってください。

問25 5月1日にこの保険の掛金を団体の代表者へ渡したところ、代表者が全員分を集計してスポーツ安全協会へ送金したのは5月10日でした。ところが5月7日の団体管理下の活動中に事故がありました。この場合、保険金の支払いを受けられますか。

答 この保険は、加入しようとする団体の代表者が、スポーツ安全協会へ掛金を支払い、加入依頼書を送付した翌日から有効となります。従って団体の代表者の手もとに掛金がある間は、保険に加入されておりませんので、その間に発生した事故は保険の対象にはなりません。

2. 傷害保険について

(1) 傷害とは

問26 「傷害」とはどのようなものですか。

答 「傷害」とは、病気に対する「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりはやや広い意味を有し、次の場合も含まれます。

- ① 受傷部位は必ずしも身体の外部である必要はなく、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば、内部諸器官の出血、筋違い等も傷害といえます。
- ② いわゆる「ケガ」を伴わない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば補償されます。例えば、「水を飲み呼吸不能に陥って死亡する溺死」、「煙、ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」等は補償されます。

問27 どのような「傷害」が対象になりますか。

答 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害が対象となります。この場合、偶然かつ一時に有毒物を吸入し、急激に生ずる中毒症状や熱中症も含まれます。(詳しくは傷害普通保険約款第2条および熱中症危険担保特約、細菌性食中毒等担保特約をご覧ください。)ただし、AW区分の場合、団体活動中および往復中を除き、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

なお、「病気」は傷害の直接の結果として生じたものでない限り、この保険の対象となりませんので、注意してください。

問28 食中毒も対象になりますか。

答 中毒症状で、本保険の対象となるのは、ガス中毒のように有毒ガスまたは有毒物質によるもの他に、細菌性・ウイルス性食中毒についても対象となります。ただし、AW区分の場合、団体活動中および往復中以外は、細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

問29 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味ですか。

答 「急激」とは、「原因」から「結果」に至る過程において、「結果」の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいい、「偶然」とは、原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態をいい、「外来」とは、原因の発生が被保険者の身体に内在するものではないことをいいます。急激・偶然・外来の条件を欠く傷害としては、次のようなものが考えられます。①靴ずれ、②しもやけ、③野球のピッチャーが、長年の間に肩を痛めた等。

問30 少年野球チームのピッチャーが、練習中無理を重ねたために徐々に、肩を痛めてしまいました。この場合は、この保険の対象となりますか。

答 この保険の対象となる傷害は、「急激かつ偶然な外来」の事故による傷害です。設問の場合は、野球をしていたために肩を痛めたものであっても、「急激かつ偶然な外来」の事故とは認められませんので、この保険の対象とはなりません。したがって、いわゆる野球肩、野球肘、テニス肘、関節ねずみ、

タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、ジャンパーズニー等スポーツによって、徐々に関節部が痛められたような場合は、たとえ投げた瞬間、あるいは、打った瞬間にその症状が顕在化した場合でも、この保険の対象とはなりません。

問31 ケガが原因で病気になった場合も保険の対象になりますか。

答 ケガと直接因果関係がある病気（例えば、破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気について、ケガそのものと同様に保険の対象となります。

ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、例えば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のためのみの治療期間については、この保険の対象とはなりません。

問32 急性心不全はこの保険の対象になりますか。

答 急性心不全とは、原因を問わず、心臓が必要な血液循環量を保てない病態で急激に発症したものをいいますが、運動中に急性心不全を起こしたような場合でも、一般的には徐々に心臓に負担がかかり、心機能が働かなくなったためか、または、何らかの心臓疾患（形成不全等）によって生じるものが多いと考えられます。これらの場合は、急激性や外来性に欠けるため、傷害保険の対象とはなりません。ただし、「突然死葬祭費用保険」の対象となります。なお、氷の割れ目から冷水に転落し急性心不全を起こしたような場合は、急激かつ偶然な外来の事故であり、傷害保険の対象となります。

(2) 支払保険金

問33 死亡保険金、後遺障害保険金の支払いは？

答 ①死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときには、死亡保険金額の100%が死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人)に支払われます。
②後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、その程度によって最高額(死亡保険金額を基準としてその1.5倍)の3%～100%(傷害普通保険約款の別表2に定められた割合)が後遺障害保険金として被保険者に支払われます。

例えば、A1区分で加入していて、団体活動中の事故により両耳の聴力を全く失った場合、後遺障害保険金額は2,000万円×1.5×80%で2,400万円となります。

問34 後遺障害保険金支払区分表に記載されていない後遺障害はどうなりますか。

答 身体の障害の程度に応じて、保険約款別表の区分に準じて、保険金の支払額を決定します。この場合、労災保険の後遺障害保険金支払区分表を参考とします。

ただし、眼、耳、言語等の障害については、保険約款別表に規定する機能障害に至らないものについては、後遺障害保険金は支払われません。詳細は傷害普通保険約款第6条を参照してください。

問35 入院および通院保険金の支払いは、治療費の実費が支払われますか。

答 傷害保険における入院および通院保険金の支払いは、実費払いでなく入院は1日につき、A1、A2、Cおよび短期スポーツ教室区分は4,000円、AC区分は2,500円、BおよびD区分は1,800円、通院は1日につき、A1、A2、Cおよび短期スポーツ教室区分は1,500円、AC、BおよびD区分は1,000円の定額払いです。

また、AW区分でご加入の場合は、団体での活動中および往復中の事故での入院は1日につき5,000円、通院は1日につき2,000円、個人活動中の事故での入院は1日につき1,000円、通院は1日につき500円の定額払いです。したがって、治療費の実費は支払われません。

問36 入院および通院の保険金支払いは1日目から対象になるのでしょうか。

答 1日目から保険金支払いの対象となります。よって急激・偶然・外来の要件を満たす傷害であれば、1日だけの入院・通院も対象となります。

問37 野球の試合中、デットボールで頭部の打撲を受けて目まいがしたため、医師の検査を受けましたが、特に異常はなく、その後治療することはありませんでした。この場合、傷害保険の対象となりますか？

答 急激・偶然・外来の要件を満たした事故について検査した場合、その検査の結果に異常がなかった場合でも治療の一環として対象となります。

問38 いったん治癒したケガが再発しました。この場合も保険の対象となりますか。

答 その事故と因果関係ありと医師が証明するものについては、この保険の対象となります。ただし、対象となる期間は事故の日を含めて180日以内であり、支払日数は前の治療分と合わせて通院の場合90日、入院の場合は180日がそれぞれ限度となります。

問39 死亡保険金、後遺障害保険金、入・通院保険金は重複して支払われますか。

答 具体的に例示すると次のとおりです。

- ① 死亡保険金+後遺障害保険金……………死亡保険金額限度
- ② 死亡保険金+入院保険金+通院保険金……………合計額
- ③ 後遺障害保険金+入院保険金+通院保険金……………合計額

詳細は傷害普通保険約款第5条、第6条、第7条、第8条、スポーツ安全協会傷害保険特約第2条、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第1章第3条を参照して下さい。

問40 柔道整復師の施術を受けた場合は医療保険金支払いの対象となりますか。

答 入院および通院保険金支払の条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法にいう医師をさしますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合には、柔道整復師も医師の治療に準じて取扱います。なお、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院については、医師の取扱いと同様、支払いの対象となりません。

問41 保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味ですか。

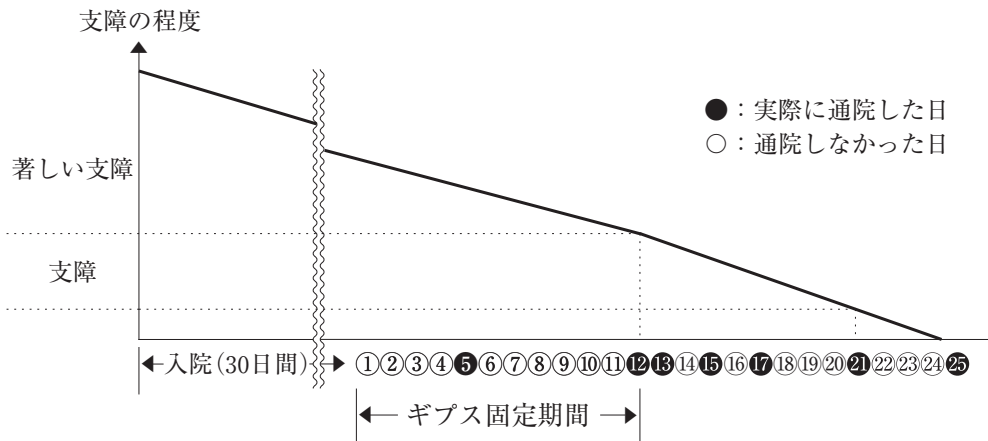
答 通常のケースでは、「治療日数」とは傷害を被り治療を開始した日から「平常の生活に従事することができる程度に治った日まで」の間の実治療日数（実際に入院または通院した日数等）をいいます。治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意下さい。

ただし、通院している間について、平常の生活に著しい支障があると認められる期間があるケースに限って、「著しい支障期間」を個別に認定し、通院しなかった日数も通院日数として「治療日数」に算入します。「著しい支障期間」とは、例えば、すねの骨を骨折してギプス固定を余儀なくされた治療期間のことをいいます。

〈治療日数の考え方の例〉

すねの骨（脛骨）を骨折して、1カ月（30日間）入院した後、

- 退院後1日目～12日目：ギプスをはめたまま自宅で療養
- 13日目～21日目：ギプスはずして通院
- 22日目～ : 平常の生活に従事できる程度に治った。(25日目に診断書を取りに病院へ行った。)



この例は、「著しい支障期間」があるケースなので保険金の対象となる「治療日数」は次のとおりとなります。

入院していた30日 + 実際に通院した日数6日（25日目は除外） + ギプスをはめて自宅療養していた間（著しい支障期間）の通院しなかった日数10日 = 46日（入院日数30日、通院日数16日）

(3) 保険金の請求

問42 保険金の請求は治癒した後でないといけませんか。

答 保険金の支払要件を充足していれば、保険金を請求することができます。

ただし、入院保険金は事故の日を含め180日が限度となり、通院保険金は事故の日を含め180日以内でかつ、90日が限度です。

問43 保険金請求の際には必ず医師の診断書を必要としますか。

答 治療終了後の入・通院保険金の請求であり、請求金額の合計が10万円以下（（例）通院66日×1,500円＝99,000円）で手術保険金がない場合は、医師の診断書の代わりに、「治療状況」の医療機関記入欄に本人が申告する方法で、診断書に代えることができます。

なお、保険金請求については、東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーにご相談ください。

問44 保険金請求の際に医師の診断書を要することになっていますが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできますか。

答 ケガの内容が脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合において、被保険者が医師の治療を受けず柔道整復師の施術のみを受けることはよくあることです。この場合は柔道整復師の施術証明書をもって医師の診断書に準じて取扱います。

問45 診断書料は保険で支払われますか。

答 支払われません。

傷害の程度を立証する費用で、保険金請求者の負担となります。

ただし、保険金請求の内容によっては、医師の診断書は必要とせず、「スポーツ安全保険傷害保険金請求書」の「治療状況」欄に記入することでよいことになっています。（問43参照）

3. 賠償責任保険について

(1) 被保険者

問46 責任無能力者とは？

答 責任無能力者とは、責任能力（自己の行為の結果、なんらかの法的な責任が生じることを認識する能力）を欠く者をいいます。

判例によれば、責任能力が備わるのは12歳位とされていますが、同じ年齢の者であっても個人差があり、同一人においてもあらゆる加害行為についてこの能力の有無が一律に決められるものではありません。

問47 子どもあるいはその子どもの親が責任を負うのはどのような場合ですか。

答 次のような場合が考えられます。

- ① 子どもが集合場所へ自転車で行く途中、通行人にぶつかりケガをさせた。
- ② 子ども会のレクリエーション活動中、指導者の目の届かないところで他の子どもにケガをさせた。

親権者は子どもの保護者として、その生活全般にわたって監督義務があり、指導者の監督を受けている団体活動中だという理由で常にその責任がなくなるものではありません。この場合には指導者も監督責任を問われることがあります。

問48 本保険では被保険者が個人に限られていますが、団体自体に責任が及ぶようなケースはありませんか。

答 本保険の加入団体は、種々で、その法的性格も様々です。法人格を有し、法律上の賠償責任を負う団体もありますが、PTA、青年団、ママさんバレーボールクラブ、少年野球チーム等の法人格を有しない多くの団体は、団体自体が法律上の賠償責任を負うことはないものと思われます。団体が賠償責任を負うケースでも、直接の加害者である構成員個人が連帯責任を負う場合、個人が負担する部分については本保険の対象となります。

本保険は、被保険者個人が法律上の賠償責任を負担する場合に備えるためのものです。団体自体に責任が及ぶ場合には本保険の対象となりません。

(2) 補償内容

問49 傷害保険とのちがいは何ですか。

答 傷害保険は、加入者ご自身がケガ（ケガによる死亡、後遺障害を含みます。）をされたとき、実際の損害額には関係なく、定額支払いをします。

一方、賠償責任保険は、加入者が他人の身体に障害（ケガ以外に疾病、死亡、後遺障害を含みます。）を与えたり、他人の財物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担したとき、実際の損害額に基づいて損害賠償金（例えば、ケガをした被害者の入院費用）等を支払います。

問50 補償対象となる「法律上の賠償責任」とは何ですか。

答 民法709条の不法行為による損害賠償をいい、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されています。

この不法行為が成立する条件として、一般的には加害者側に、その結果が予測でき（予見可能性）、且つ加害者側にその結果を回避する義務があったか（結果回避義務）ということで判断されます。

これらの具体的な事例は、以降の問を参照してください。

なお、法律上の賠償責任を負った場合であっても、スポーツ安全保険では故意によるもの、自動車の所有、使用または管理による賠償責任などは補償の対象とはなりません。

問51 自宅から団体の集合場所へ行く途中、持っている用具が商店に並べてあった品物にぶつかり、品物が壊れました。弁償しなくてはなりません。このような場合には本保険の対象となりますか。

答 本保険は、団体の集合・解散場所と自宅との通常の経路の往復中も補償します。従って、設問のような場合には対象になります。

問52 野球の試合で、自分の打ったファウルボールが相手ベンチを直撃し、相手選手のメガネを破損させてしまいました。この場合、損害賠償責任を負わなければならないでしょうか。

答 スポーツやゲームに参加する場合、そのスポーツやゲームのルールあるいは作法からみて社会的に許容される程度の行動であれば、その活動中の事故については法律上の賠償責任はないものと考えられます。

一般にスポーツやゲームに参加する人は、そのスポーツやゲームの通常予測しうるような危険を受忍しているものと考えられるからです。

野球で投げたボールがそれで相手プレーヤーのメガネをこわしてしまったケース、テニスのプレー中、ダブルスで前衛と後衛のラケットが接触して壊れてしまったケースなども、同様に法律上の損害賠償責任は発生しないものと考えられます。

なお、スポーツ以外の活動についても同様です。

問53 バスケットボールの試合中、AチームのB選手が相手チームのC選手と衝突し、C選手が骨折してしまいました。B選手はC選手に対し、損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか。

答 スポーツには程度の差こそあれ多少の危険が常にあり、日常生活とは異なる一定のルールがあり

ます。したがって、スポーツ中にたとえ傷害等の結果が発生したからといって、そのことだけで直ちに違法性があったとはいえません。

この場合も、B選手にルールや行動上著しい違反がなければ、法律上の賠償責任はないものと考えられます。

問54 ボランティア活動で、老人ホームの清掃をしているときに、あやまって老人にケガをさせました。このときは対象になりますか。

答 本保険ではスポーツ活動中の事故に限らず、文化活動・ボランティア活動等の社会教育活動中の事故も対象になります。

従って、設問のような場合には対象になります。

問55 指導者に損害賠償責任がある場合は、全て本保険の対象になりますか。

答 本保険に加入の指導者の過失によって事故が発生し、そのために指導者が負担した「法律上の損害賠償責任」を対象とします。

従って、道義的責任や慣習上支払う「見舞金」は、本保険の支払対象とはなりません。また「法律上の損害賠償責任」がある場合でも、保険約款・特約書に定められた「免責条項」に該当するものは、本保険の対象になりませんのでご注意ください。

問56 団体活動中の全ての事故が対象になりますか。

答 団体活動中に事故が発生する場合の原因として、次のことが考えられます。

① 施設設備の瑕疵や欠陥によるもの

例えば、体育館の床が腐っていた場合等がこれにあたります。

② 団体構成員（指導者を含みます。）の過失によるもの

例えば、水泳に際して指導監督者の不注意（過失）で子どもが水死した場合や、野球をしていてボールが隣家に飛び込んで窓ガラスを割った場合等がこれにあたります。

③ 不可抗力によるものやあるいは被害者の不注意のみによるもの

この保険では、上記の②の場合に、団体構成員が負担する法律上の賠償責任をカバーするもので、上記①および③の場合は対象になりません。

なお、上記①の場合はケースにより指導者の過失も問われることがあります。

次の問57を参照してください。

問57 体操の指導中吊輪が切れて、転落したため指導を受けていた者が重傷を負いました。この場合に、指導者は損害賠償責任を負わなければいけませんか。

答 設問の場合は、指導者が法律上の損害賠償責任を負うか否かはケースによって異なります。

例えば、次のとおりです。

① 指導者が事前に必要な点検を行った（あるいは行わせた）場合

（イ）欠陥を発見できなかった場合

指導者が、通常の注意を払って点検を行ったにもかかわらず欠陥を発見できなかった場合（すなわち隠れた欠陥であった場合）は、指導者には過失がないとされ、法律上の損害賠償責任を負わない可能性があります。

(ロ) 欠陥を見落した場合、あるいは欠陥を見つけたが放置していた場合

指導者が通常の注意を払って点検していれば発見できたであろうと思われる欠陥を不注意のため見落した場合や、欠陥を発見したが大したことはないと思って放置していた場合等は、指導者に過失があるとされ、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。

② 指導者が事前に必要な点検を行っていない場合

本来点検を行うべきなのに行わなかったため欠陥を発見できなかった場合には、指導者に過失があるとされ、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。

問58 自動車で送り迎えしているときに衝突事故を起こし、同乗中の団体の仲間にケガをさせました。このようなときは対象となりますか。

答 自動車による賠償責任事故は本保険では免責条項に該当しますので原因の如何を問わず対象となりません。ただし、被保険者のケガについては傷害保険の対象にはなります。

なお、「自動車」の範囲は、道路運送車両法第2条第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」で、自動車保険の対象となるものです。

(参考) 道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する「原動機付自転車」以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量または定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

(3) 支払保険金

問59 当事者間だけの示談でも支払いの対象となりますか。

答 賠償責任保険をつけてあるからといって、法律上の賠償責任がないのに申し訳ないあるいは気の毒だといった道義的理由だけで見舞金を支払ったり、たとえ責任があるとしてもむやみに高額な賠償金を支払ったり、スポーツ安全保険コーナーの承諾を得ずに争訟費用を支出した場合には、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。

当事者間だけで示談をする前に、まずスポーツ安全保険コーナーとよく相談のうえ話をすすめてください。

問60 支払限度額とはどのような意味ですか。

答 支払限度額とは、保険会社が支払う保険金の最高限度額をいいます。

賠償責任を負担したからといって常に限度額いっぱいの金額を支払うものではありません。損害賠償金については客観的に妥当性のある賠償金の額が限度額以下であれば、その賠償金額が支払われ、賠償金の額が限度額を超える場合は、限度額までが保険金として支払われます。

争訟費用、保険会社に対する協力費用等の各種費用は、支払限度額を適用せず、その全額が支払われますが、争訟費用については、賠償金の額が限度額を超える場合は次のようになります。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{賠償金の額}}$$

問61 他の賠償責任保険にも加入している場合、保険金の支払はどうなりますか。

答 他の賠償責任保険契約または共済契約があった場合、他の保険契約等がないものとして算定した本保険の支払うべき保険金の額と、本保険がないものとして算定した他の保険契約等の支払うべき保険金の額の合計額が、損害の額を超えるか否かで、次のように保険金が支払われます。

- ① 本保険の支払責任額と他の保険契約等の支払責任額との合計額が損害の額を超えない場合
→算定した支払責任額が保険金として支払われます。

- ② 本保険の支払責任額と他の保険契約等の支払責任額との合計額が損害の額を超える場合
 - (ア) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
→算定した本保険の支払責任額が保険金として支払われます。

 - (イ) 他の保険契約等から保険金または共済金が既に支払われている場合
→損害の額から他の保険契約等から既に支払われている保険金または共済金の合計額を差引いた残額が支払われます。ただし、本保険の支払責任額を限度とします。

(例) 他の身体賠償責任支払限度額が5,000万円（免責金額なし）の賠償責任保険契約があった場合で、先にその保険契約より保険金が支払われている場合
(いずれも財物損壊、各種費用にかかる損害が発生していないものとします。)

(ケース1) 身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が1億円であった場合
損害賠償金1億円－他の賠償責任保険から既に支払われた保険金5,000万円
＝本保険から支払われる保険金5,000万円

(ケース2) 身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が2億円であった場合
損害賠償金2億円－他の賠償責任保険から既に支払われた保険金5,000万円
＝1億5,000万円
本保険では身体賠償については1人1億円が支払限度額であるため、本保険から支払われる保険金は1億円となります。

(ケース3) 身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が1,000万円であった場合
損害賠償金1,000万円－他の賠償責任保険から既に支払われた保険金1,000万円
＝0円
この場合、本保険から保険金をお支払いできません。

(4) 保険金の請求

問62 事故が起こったときは、どうすればよいですか。

答 賠償責任を負うおそれのある事故が発生したときは、速やかに東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ電話でご連絡ください。

事故の報告が遅れると、事故発生状況の確認や賠償責任の有無の確定が難しくなり、スムーズな事故の解決ができなくなります。

また、被害者との交渉にあたっては、スポーツ安全保険コーナーと十分打合せ、保険会社による損害算出額との間に乖離が生じないようにご注意ください。

問63 保険金を請求するのはどの時点ですか。

答 損害額が確定するためには、示談の成立もしくは裁判所の判決等で損害額が確定することが必要です。示談成立もしくは裁判所の判決等の後に保険金を請求していただくことになります。

4. 突然死葬祭費用保険について

(1) 突然死とは

問64 補償対象となる「突然死」とはどのようなものですか。

答 「突然死」とは、「団体活動中および往復中」または「団体活動中および往復中に顕著な体調変化が確認され、その時から24時間以内」に次に掲げるものが原因で死亡したものをいいます。

1. 心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、心停止、虚血性心疾患（心筋梗塞）、致死性不整脈、大動脈解離、心臓震盪等の心・血管疾患
2. 肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患
3. くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等の脳血管疾患
4. その他不詳の死

なお、顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

問65 「団体活動中および往復中に顕著な体調変化が確認され、その時から24時間以内」とありますが、「顕著な体調変化」とはどのような意味ですか。

答 「顕著な体調変化」とは、突然死に至る最初の発症として、事故など外因性の原因がなく、それまで安定した健康状態にある者が、様態が急変し、突然うずくまって倒れ、意識を失い、動かなくなるなどといった前ぶれ、兆候などを意味します。

なお、この顕著な体調変化が被保険者以外の第三者によって確認されたもののみが補償の対象となります。

(2) 補償内容

問66 どのような費用が補償対象となりますか。

答 被保険者が突然死をされた後に、その親族が負担した通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用（初七日・四十九日法要などその後の費用を含む。）が補償対象となります。

なお、前述の例は一例であり、葬祭の形式、信教を問いません。

死亡に至るまでの入院・手術等の治療費、生前に負担された墓地、墓石、仏壇等の購入費用は補償対象とはなりません。

問67 活動中に突然死をした団体がいますが、家庭の事情で、葬儀を行いませんでした。この場合補償を受けることができますか。

答 葬祭費用が発生していない場合は補償する対象がありませんので、当保険金のお支払いはできません。

なお、葬祭費用は通夜、告別式といった葬儀のみを対象とするのではなく、墓地、墓石、祭壇の購入、香典返し、戒名料等、親族が被保険者に対する弔いのために費やした費用全般を対象としていますので、これらの支出がないかご確認ください。

(3) 支払い保険金

問68 傷害保険の死亡保険金と突然死葬祭費用保険金との関係はどうなりますか。

答 傷害保険の死亡保険金は、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡を補償対象としており、一方、突然死葬祭費用保険金は急性心不全、脳内出血などの突然で予期されなかった病死（突然死）を補償対象としています。よって、この2つが重複して支払われることはありません。

問69 親族の負担した葬祭費用が180万円に満たない場合にはどのようになりますか。

答 葬祭費用の実費をお支払いしますので、仮に葬祭費用の総合計が100万円であった場合には、100万円の保険金が支払われます。

(4) 保険金の請求

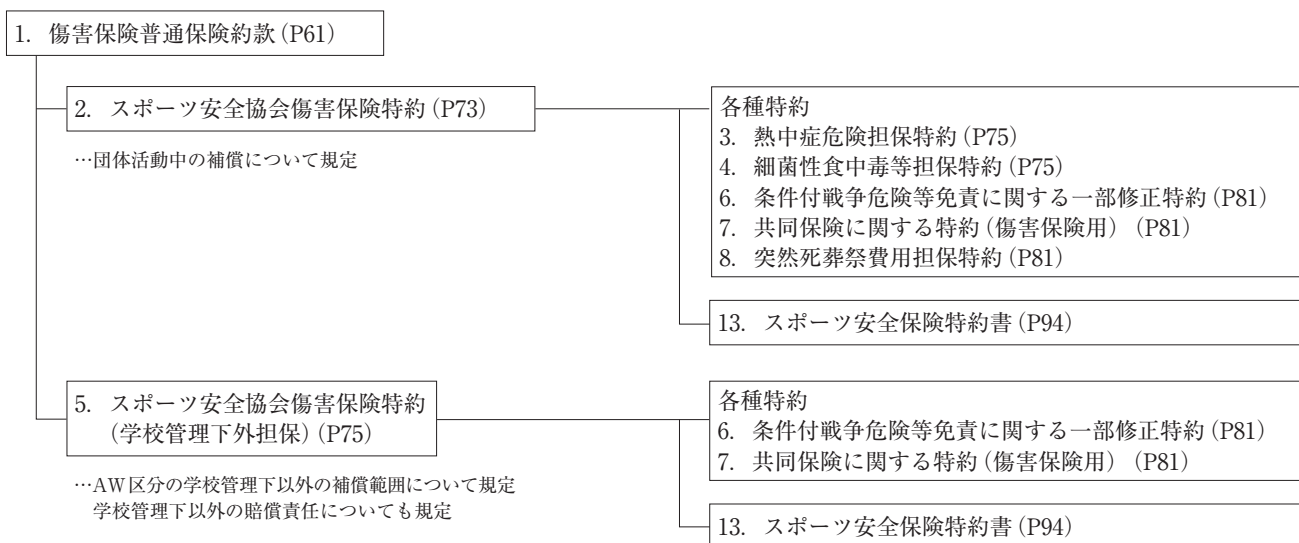
問70 保険金請求の際に、その費用を負担した証明として、領収書の添付が必要ですか。

答 葬儀会社に支払った費用、墓地、墓石等の購入費用については、領収書等の支出証明書類（本通）のご提出が必要です。

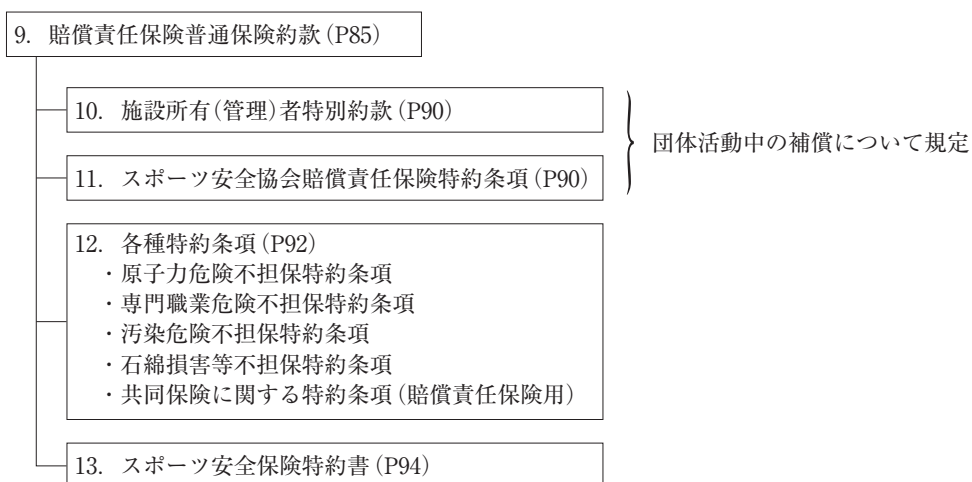
ただし、領収書を取り付けることが社会通念上難しい費目（お布施、戒名料等）については親族からのご申告により保険金が支払われます。

約款構成

「傷害保険」



「賠償責任保険」



※ AW区分の学校管理下以外の賠償責任保険についての規定は「5. スポーツ安全協会傷害保険特約 (学校管理下外担保)」に規定

VI. 保険約款・特約条項・特約書

1. 傷害保険普通保険約款【全加入区分共通】

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（*1）または試運転（*2）をいいます。 （*1）いずれもそのための練習を含みます。 （*2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（*1） （*1）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（*1）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （*1）水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（*1）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（*2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
（*1）以下「事故」といいます。
（*2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者（*2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 7. 法令に定められた運転資格（*3）を持たないで自動車等を運転している間 イ. 酒に酔った状態（*4）で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*5）
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質（*6）もしくは核燃料物質（*6）によって汚染された物（*7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（*8）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
- （*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （*2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （*3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （*4）アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- （*5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （*6）使用済燃料を含みます。
- （*7）原子核分裂生成物を含みます。
- （*8）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 7. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（*1）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 第32条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第32条(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- （*1）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	別表2に掲げる割合	=	後遺障害保険金の額
------	---	-----------	---	-----------

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2

に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢(*1)または下肢(*2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
- (5) 既に身体に障害のあった被保険者が第2条の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(*3)がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の状態に 対応する割合	-	既存障害(*3)に 対応する割合	=	適用する割合
---------------------------	---	---------------------	---	--------

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。
- (*1) 腕および手をいいます。
(*2) 脚および足をいいます。
(*3) 既にあった身体の障害をいいます。

第7条 (入院保険金および手術保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、下表のいずれかに該当した場合は、その期間に対し、入院保険金を被保険者に支払います。

①	入院した場合
②	別表4のいずれかに該当し、かつ、治療を受けた場合

- (2) (1)の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

入院保険金日額	×	(1)の表の①または②に 該当した日数	=	入院保険金の額
---------	---	------------------------	---	---------

- (3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*1)であるときには、その処置日数を含みます。
- (4) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (6) 当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表5に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りです。

入院保険金日額	×	手術の種類に応じた別表5に 掲げる倍率(*2)	=	手術保険金の額
---------	---	----------------------------	---	---------

- (*1) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
(*2) 1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。

第8条 (通院保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

通院保険金日額	×	通院した日数(*1)	=	通院保険金の額
---------	---	------------	---	---------

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- (3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、第7条(入院保険金および手術保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(*1) 90日を限度とします。

第9条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第11条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時 (*1) に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第12条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 (*1)
③	保険契約者または被保険者が、第2条 (保険金を支払う場合) の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条 (職業または職務の変更に関する告知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も (1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく (1)または (2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率 (*1) が変更前料率 (*2) よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実 (*3) があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率 (*2) の変更後料率 (*1) に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実 (*3) があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実 (*3) に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実 (*3) が生じ、この保険契約の引受範囲 (*4) を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実 (*3) が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (*1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (*2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (*3) (1) または (2) の変更の事実をいいます。
- (*4) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第14条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。

第15条 (保険契約の無効)

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合 (*1) に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(*1) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条 (重大事由による解除)

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) (1) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1) の表の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第20条 (被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約 (*1) を解除することを求めることができます。

①	この保険契約 (*1) の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第19条 (重大事由による解除) (1) の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	第19条 (1) の表の③に規定する事由が生じた場合
④	②および③のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 (*1) の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑤	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約 (*1) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、(1) の表の①から⑤までの事由がある場合において被保険者から (1) に規定する解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約 (*1) を解除しなければなりません。
- (3) (1) の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約 (*1) を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3) の規定によりこの保険契約 (*1) が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
- (*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第21条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条 (保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1) 第12条 (告知義務) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- (2) 職業または職務の変更の事実（*1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（*2）と変更後料率（*3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（*1）が生じた時以降の期間（*4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（*5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) （1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) （2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（*1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（*2）の変更後料率（*3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (6) （1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) （6）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
 - （*1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（1）または（2）の変更の事実をいいます。
 - （*2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
 - （*3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
 - （*4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
 - （*5）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）の表の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）（1）の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第17条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第12条（告知義務）（2）
②	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）（6）
③	第19条（重大事由による解除）（1）
④	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（3）

- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）の規定により、保険契約者がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (4) 第20条（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（*1）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表6に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。（*1）その被保険者に係る部分に限ります。

第26条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合は、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	入院保険金および手術保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)の表の①および②のいずれにも該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④	通院保険金については、被保険者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表7に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*1）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（*1）または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (*1) 法律上の配偶者に限ります。

第28条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表に掲げる日数（*2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*3） 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から④までの事項の確認のための調査 60日
⑤	(1)の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第27条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(＊4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第26条 (事故の通知) の規定による通知または第27条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案 (＊1) のために必要とした費用 (＊2) は、当会社が負担します。
(＊1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(＊2) 収入の喪失を含みません。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第27条 (保険金の請求) (1) に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) (2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人 (＊1) を死亡保険金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
(＊1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第33条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際 (＊1)、下表の事項を協会 (＊2) に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会 (＊2) に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払につい

て判断する際の参考にすることができるものとします。

- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会(*2)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*2)に照会することができます。
(*1) この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。
(*2) 社団法人日本損害保険協会をいいます。

第36条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条 (保険金を支払わない場合—その2) の表の①の運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。
- (*5) パラプレーン等をいいます。

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- (1) 両眼が失明した場合…………… 100%
- (2) 1眼が失明した場合……………60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合…………… 5%
- (4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう)となった場合…………… 5%

2. 耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失った場合……………80%
- (2) 1耳の聴力を全く失った場合……………30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合…………… 5%

3. 鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合……………20%

4. 咀嚼、言語の障害

- (1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合…………… 100%
- (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合……………35%
- (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合……………15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合…………… 5%

5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう)の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残す場合……………15%
- (2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの皰痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残す場合…………… 3%

6. 脊柱の障害

- (1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合……………40%
- (2) 脊柱に運動障害を残す場合……………30%
- (3) 脊柱に変形を残す場合……………15%

7. 腕(手関節以上をいう)、脚(足関節以上をいう)の障害

- (1) 1腕または1脚を失った場合……………60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合……………50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合……………35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%

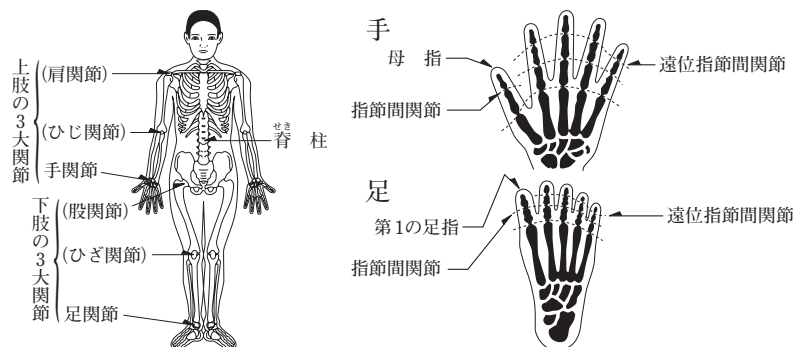
8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合……………20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合……………15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%

9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合……………10%

- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合 8%
 - (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合 5%
 - (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合 3%
 - 10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を必要とする場合 100%
- 注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 注2 関節等の説明図



別表3 第6条（後遺障害保険金の支払）（5）の後遺障害

- 1. 両眼が失明した場合
 - 2. 両耳の聴力を全く失った場合
 - 3. 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 4. 両脚（足関節以上をいう）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- 注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表2の注2の関節の説明図によります。
 注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表4 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（1）の表の②の入院保険金を支払う状態

- 1. 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
 - 2. 咀嚼くまたは言語の機能を失っていること
 - 3. 両耳の聴力を失っていること
 - 4. 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
 - 5. 1下肢の機能を失っていること
 - 6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - 7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - 8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- 注1 4. の規定中「手関節」および「関節」については別表2の注2の関節の説明図によります。
 注2 4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5 第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（6）の手術

対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	2.0
(2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	2.0
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術（筋炎手術および抜釘術を除く。） (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	1.0
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢関節観血手術、靭帯観血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	1.0
(2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術	1.0
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢骨観血手術	1.0
(2) 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	2.0
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（抜釘術を除く。） (1) 四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	2.0
(2) 切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	2.0

6. 指移植の手術 (1) 指移植手術	4 0
7. 鎖骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術（抜釘術を除く。）	1 0
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。） (1) 脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	2 0
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。） (1) 頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	2 0
(2) 頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	4 0
10. 脊髄、神経の手術 (1) 手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	2 0
(2) 脊髄硬膜内外観血手術	4 0
11. 涙嚢、涙管の手術 (1) 涙嚢摘出術	1 0
(2) 涙嚢鼻腔吻合術	1 0
(3) 涙小管形成術	1 0
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。） (1) 眼瞼下垂症手術	1 0
(2) 結膜嚢形成術	1 0
(3) 眼窩ブローアウト（吹抜け）骨折手術	2 0
(4) 眼窩骨折観血手術	2 0
(5) 眼窩内異物除去術	1 0
13. 眼球・眼筋の手術 (1) 眼球内異物摘出術	2 0
(2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術	1 0
(3) 眼球摘出術	4 0
(4) 眼球摘除および組織または義眼台充填術	4 0
(5) 眼筋移植術	2 0
14. 角膜・強膜の手術 (1) 角膜移植術	2 0
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	1 0
(3) 強膜移植術	2 0
15. ぶどう膜、眼房の手術 (1) 観血的前房・虹彩異物除去術	1 0
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	1 0
(3) 虹彩離断術	1 0
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13. (2) に該当する。）	2 0
16. 網膜の手術 (1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	2 0
(2) 網膜光凝固術	2 0
(3) 網膜冷凍凝固術	2 0
17. 水晶体、硝子体の手術 (1) 白内障・水晶体観血手術	2 0
(2) 硝子体観血手術（茎頭微鏡下によるものを含む。）	2 0
(3) 硝子体異物除去術	2 0
18. 外耳、中耳、内耳の手術 (1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	1 0
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	2 0
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	1 0
(4) 中耳根本手術	2 0
(5) 内耳観血手術	2 0

19. 鼻・副鼻腔の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 鼻骨靱血手術	1 0
(2) 副鼻腔靱血手術	2 0
20. 咽頭、扁桃、喉頭、気管の手術	
(1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	4 0
(2) 喉頭形成術、気管形成術	4 0
21. 内分泌器の手術	
(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	2 0
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。）	
(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節靱血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	2 0
23. 胸部、食道、横隔膜の手術	
(1) 胸郭形成術	2 0
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部手術によるものを含む。）、横隔膜手術	4 0
(3) 胸腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	1 0
24. 心、脈管の手術	
(1) 靱血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	2 0
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	4 0
(3) 開心術	4 0
(4) その他開胸術を伴うもの	4 0
25. 腹部の手術	
(1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁膿瘍切開術を除く。）	4 0
(2) 腹腔ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	1 0
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱靱血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	4 0
(2) 尿道狭窄靱血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	2 0
(3) 尿瘻靱血手術（経尿道的操作は除く。）	2 0
(4) 陰茎切断術	4 0
(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	2 0
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	2 0
(7) 膣腸瘻閉鎖術	2 0
(8) 造膣術	2 0
(9) 膣壁形成術	2 0
(10) 副腎摘出術	4 0
(11) その他開腹術を伴うもの	4 0
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	4 0
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	4 0
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	4 0
(4) 上記以外の開心術	4 0
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	1 0

別表7 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死 亡	後障 遺害	入 手 院 術	通 院
1. 保険金請求書		○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○			
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○	○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○			
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○			
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○			
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

2. スポーツ安全協会傷害保険特約【全加入区分共通】

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が日本国内において自己の所属する社会教育関係団体の管理下において、団体活動（*1）を行っている間に普通約款（*2）第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、学校または保育所の管理下において被った傷害に対しては保険金を支払いません。
- (2) (1)の社会教育関係団体の管理下における団体活動には、被保険者が団体活動を行うための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。
- (*1) 日時、場所および内容等を定めた活動計画に基づいて、第3条（用語の定義）の表の②から⑤までにそれぞれ規定する団体として行う活動をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（後遺障害保険金の追加支払）

当社は、後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加して被保険者に支払います。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用 語	定 義
①	社会教育関係団体	社会教育法にいう社会教育活動を行う団体をいいます。
②	A種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 7. 中学生以下の者（*1）が行う文化活動またはスポーツ活動 4. 高校生以上の者（*2）が行う文化活動 5. 団体構成員の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義または講習型のスポーツ教室におけるスポーツ活動（*3） (ア) 実施する教室ごとに、募集要綱に基づいて参加者を募集していること。 (イ) 活動場所に指導者がおり、参加者を指導または監督していること。 (ウ) 予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。
③	B種の活動	65歳以上の者が行う親睦、交流または健康保持を目的とした老人クラブ等におけるスポーツ活動（*3）をいいます。

④	C種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 7. 高校生以上の者（*2）が行うスポーツ活動（*3） 4. 高校生以上の者（*2）が行う中学生以下の者または特別支援学校高等部の生徒に対する実技指導、理論指導またはその補助となるスポーツ活動（*3）
⑤	D種の活動	山岳登山（*4）、アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*5）操縦（*6）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*7）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動（*8）をいいます。
⑥	社会教育関係団体の管理下	社会教育関係団体の指導監督者の指揮、監督および指導下をいいます。
⑦	社会教育関係団体の指導監督者	社会教育関係団体の会長、部長、監督、キャプテン等で、その団体の指揮、監督および指導を行っている者をいいます。
⑧	学校または保育所の管理下	学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。 7. 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合 4. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 5. 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合 6. 通常の経路および方法により通学する場合（*9） 7. 学校が管理する寄宿舎にある場合
⑨	スポーツ活動	「運動競技」、「身体運動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。
⑩	文化活動	スポーツ活動以外の社会教育活動をいいます。
⑪	自宅	被保険者の居住の用に供する建物（*10）をいいます。 ただし、アパート、マンション等の共同住宅においてはドアより内側の専用居住区画（*11）をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物（*12）をいいます。

- （*1）特別支援学校高等部の生徒を含みます。
- （*2）特別支援学校高等部の生徒を除きます。
- （*3）文化活動を行っている場合も含みます。
- （*4）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- （*5）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （*6）職務として操縦する場合を除きます。
- （*7）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（*13）を除きます。
- （*8）文化活動および危険度の高いスポーツ活動以外のスポーツ活動を行っている場合も含みます。
- （*9）住居と学校外において前記7.の授業もしくは前記4.の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。
- （*10）敷地を含みます。
- （*11）専用使用权のある共用部分を含みます。
- （*12）敷地を含みません。
- （*13）パラプレーン等をいいます。

第4条（A種、B種、C種およびD種の団体の活動内容の関係）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、第3条（用語の定義）の表の②、③または④に規定する活動を行う被保険者が、同条の表の⑤に規定する危険度の高いスポーツ活動を行っている間に被った傷害については、保険金を支払いません。

第5条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、普通約款第11条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第6条（被保険者の異動）

- （1） 保険期間の中途において被保険者を増員または減員する場合には、保険契約者は、書面により増員者または減員の氏名、年齢、性別を当会社に通知し、当会社の承認を得なければなりません。
- （2） 当社は、（1）の増員者に対しては、保険期間1年間に対する保険料を請求し、また（1）の減員者に対しては、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- （3） 当社は、（2）の保険料を領収するまでの間に生じた事故による増員者の傷害については、保険金を支払いません。
- （4） 普通約款第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）および第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合であっても、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第7条（保険金の請求）

- （1） 第2条（後遺障害保険金の追加支払）における当会社に対する保険金請求権は、同条の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行使できるものとします。
- （2） 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第27条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、社会教育関係団体の指導監督者が発行する事故証明書を提出しなければなりません。

第8条（普通約款の適用除外）

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第4条（保険金を支払わない場合－その2）
②	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
③	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）

第9条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条（時効）	第27条（保険金の請求）（1）	第27条（保険金の請求）（1）およびこの特約第7条（保険金の請求）（1）

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

3. 熱中症危険担保特約【(AW区分の一部を除き)全加入区分共通 ※AW区分の「団体活動中およびその往復中以外の事故」は対象外】

- 当社は、普通約款（*1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、この特約により、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。
- この特約が付帯された保険契約において、普通約款における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。
（*1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

4. 細菌性食中毒等担保特約【(AW区分の一部を除き)全加入区分共通 ※AW区分の「団体活動中およびその往復中以外の事故」は対象外】

第1条（普通約款の読み替え）

当社は、普通約款（*1）第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- （1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（*2）を含みます。
（*1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この保険契約に特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約が付帯されている場合には、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通約款との関係）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

5. スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）【AW区分限定】

第1章 傷害担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内において、普通約款（*1）第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この担保条項、第3章基本条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、学校または保育所の管理下において被った傷害に対しては保険金を支払いません。

（*1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、下表に規定する危険度の高いスポーツ活動を行っている間に被った傷害については、保険金を支払いません。

<危険度の高いスポーツ活動>

山岳登山（*1）、アメリカンフットボール、リージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動をいいます。

（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

（*2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（*3）職務として操縦する場合を除きます。

（*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（*5）を除きます。

（*5）パラプレーン等をいいます。

第3条（後遺障害保険金の追加支払）

当社は、後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当社が支払った後遺障害保険金に50%を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

第4条（保険金の請求）

第3条（後遺障害保険金の追加支払）における当会社に対する保険金請求権は、同条の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行使できるものとします。

第2章 賠償責任担保条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者または被保険者の親権者もしくはその他の法定の監督義務者（*1）が、下表に掲げる偶然的な事故（*2）のいずれかにより、他人の身体の障害（*3）または他人の財物の損壊（*4）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この担保条項、第3章基本条項および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、学校または保育所の管理下における事故による損害に対しては保険金を支払いません。

①	住宅（*5）の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故
②	被保険者の日常生活（*6）に起因する偶然的な事故

- (2) (1)の被保険者と被保険者の親権者もしくはその他の法定の監督義務者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

（*1）責任無能力者を含みません。以下この担保条項において「被保険者等」といいます。

（*2）以下この担保条項において「事故」といいます。

（*3）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この担保条項において同様とします。

（*4）財物の滅失、損傷または汚損をいいます。

（*5）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。またこの住宅の敷地内（*7）の動産および不動産を含みます。以下この担保条項において同様とします。

（*6）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

（*7）囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者等の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*2）
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質（*3）もしくは核燃料物質（*3）によって汚染された物（*4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらによる事故
⑤	②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥	④以外の放射線照射または放射能汚染
⑦	下表に規定する危険度の高いスポーツ活動中の事故
<p><危険度の高いスポーツ活動> 山岳登山（*5）、アメリカンフットボール、リ्यूージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*6）操縦（*7）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*8）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動をいいます。</p>	

- (2) 当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者等の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者等の職務の用に供される動産または不動産（*9）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者等と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者等の使用人が被保険者等の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者等が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
⑤	被保険者等と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者等が所有、使用または管理する財物の損壊（*10）について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者等の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者等または被保険者等の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶（*11）、車両（*11）または銃器（*12）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（*3）使用済燃料を含みます。

（*4）原子核分裂生成物を含みます。

（*5）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

- (*6) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*7) 職務として操縦する場合を除きます。
- (*8) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*13)を除きます。
- (*9) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (*10) 財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
- (*11) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (*12) 空気銃を除きます。
- (*13) パラプレーン等をいいます。

第3条（支払保険金の範囲）

当社が被保険者等に支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被保険者等が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者等が第7条（事故が発生した場合の被保険者の義務）(1)の表の②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用のうち社会通念上必要または有益であったと認められる費用および同条（1）の表の③の手續のために必要な費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者等に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者等が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要なとした費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
④	損害賠償責任の解決について、被保険者等が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	損害賠償責任の解決について、被保険者等が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に必要なとした費用
⑥	第5条（当社による解決）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者等が直接必要とした費用

第4条（保険金の支払額）

当社が1回の事故について支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	第3条（支払保険金の範囲）の表の①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額(*1)を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額(*2)を支払の限度とします。
②	第3条の表の②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④および⑤の費用は、同条の表の①の損害賠償金の額が保険金額(*2)を超える場合は、保険金額(*2)の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(*1) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

(*2) 保険証券記載のこの担保条項の保険金額をいいます。

第5条（当社による解決）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者等に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者等は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が、損害の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*2)
②	他の保険契約等(*1)から保険金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*2)を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額(*3)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額(*3)を差し引いた額とします。

(*1) 第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

(*3) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第7条（事故が発生した場合の被保険者の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者等は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
③	被保険者等が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。

④	あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、第1条の事故が発生した場合に、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
⑤	損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
⑥	他の保険契約等（*1）の有無および内容（*2）について遅滞なく当社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者等が正当な理由がなく（1）の表の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	(1) の表の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
②	(1) の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	(1) の表の③に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
④	(1) の表の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(*1) 第1条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(*2) 既に他の保険契約等（*1）から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第8条（保険金の請求）

- この担保条項における当社に対する保険金請求権は、被保険者等が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者等と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者等が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑤	その他当社が第9条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者等が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- 当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者等に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等（*2）の有無および内容、損害について被保険者等が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表に掲げる日数（*3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとします。

①	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*4） 180日
②	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	(1) の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤	(1) の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
---	--

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (*5) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者等と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (*1) 被保険者等が第8条 (保険金の請求) (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。
- (*2) 第1条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者等が損害賠償請求権その他の債権 (*1) を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者等が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者等が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者等は、当社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第11条 (先取特権)

- (1) 被害者は、被保険者等の当社に対する保険金請求権 (*1) について先取特権を有します。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者等に支払う場合。ただし、被保険者等が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者等の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が (1) の先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者等に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者等に支払う場合。ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権 (*1) は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 (*1) を質権の目的とし、または (2) の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) の表の①または④の規定により被保険者等が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (*1) 第3条 (支払保険金の範囲) の表の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第3章 基本条項

第1条 (用語の定義)

この特約において学校または保育所の管理下とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における下表の場合をいいます。

①	学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合
②	学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
③	休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
④	通常の経路および方法により通学する場合 (*1)
⑤	学校が管理する寄宿舎にある場合

(*1) 住居と学校外において①の授業もしくは②の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。

第2条 (保険責任の始期および終期)

当社の保険責任は、普通約款第11条 (保険責任の始期および終期) (1) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第3条 (被保険者の異動)

- (1) 保険期間の途中において被保険者を増員または減員する場合には、保険契約者は、書面により増員者または減員の氏名、年齢、性別を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。
- (2) 当社は、(1) の増員者に対しては、保険期間1年間に対する保険料を請求し、また (1) の減員者に対しては、

既に払い込まれた保険料は返還しません。

- (3) 当社は、(2)の保険料を領収するまでの間に生じた事故による増員者の傷害については、保険金を支払いません。
- (4) 普通約款第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2) および第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合であっても、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第4条（普通約款の適用除外）

この特約の次の担保条項については、普通約款の次の規定を適用しません。

① 第1章傷害担保条項

7.	第4条（保険金を支払わない場合－その2）
イ.	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
ウ.	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) および (5)

② 第2章賠償責任担保条項

7.	第3条（保険金を支払わない場合－その1）
イ.	第4条（保険金を支払わない場合－その2）
ウ.	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
エ.	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) および (5)
オ.	第26条（事故の通知）
カ.	第27条（保険金の請求）
キ.	第28条（保険金の支払時期）
ク.	第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）
ケ.	第31条（代位）
コ.	第32条（死亡保険金受取人の変更）

第5条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章傷害担保条項

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	第27条（保険金の請求）(1) およびこの特約第1章傷害担保条項第4条（保険金の請求）

② 第2章賠償責任担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
7.	第1条（用語の定義）の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
イ.	第11条（保険責任の始期および終期）(3) および第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	事故による傷害	事故による損害
ウ.	第12条（告知義務）(3)の表の③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	事故が発生する前に
エ.	第12条（4）	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
オ.	第12条（5）	発生した傷害	発生した損害
カ.	第19条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
キ.	第19条（2）	傷害	損害
ク.	第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	この特約第2章賠償責任担保条項第8条（保険金の請求）(1)

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

付則－責任保険契約についての先取特権に関する特則

- (1) 第2章賠償責任担保条項第11条（先取特権）(1) および (2) の規定は、保険法の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。
- (2) 第2章賠償責任担保条項第11条（3）の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権（*1）の譲渡または保険金請求権（*1）を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適用します。
- （*1）保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

6. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約【全加入区分共通】

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款（*1）第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)の表の⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（*5）。ただし、これらに該当するかどうにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」

(2) 当社は、普通約款第3条（1）の表の⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第3条（1）の表の⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても（1）と同様に読み替えて適用します。

（*1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

当社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)の表の⑨のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲（*1）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（*1）保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかつたものとします。

7. 共同保険に関する特約（傷害保険用）【全加入区分共通】

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であつて、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社が行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

8. 突然死葬祭費用担保特約【(AW区分の一部を除き)全加入区分共通 ※AW区分の「団体活動中およびその往復中以外の事故」は対象外】

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内において自己の所属する社会教育関係団体の管理下において、団体活動（*1）を行っている間に突然死した場合は、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害（*2）に対して、この特約、スポーツ安全協会特約（*3）および普通約款（*4）の規定に従い、下表の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、保険金（*5）を支払います。ただし、学校または保育所の管理下における突然死によって被った損害に対しては保険金を支払いません。

葬祭費用保険金額	180万円
----------	-------

(2) (1)の突然死とは下表のいずれかに該当する死亡のうち、別表に掲げる死因（*6）によるものをいいます。

①	団体活動中の死亡
②	団体活動中に顕著な体調変化（*7）が確認され、その時（*8）から24時間以内の死亡。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限ります。

- (3) (2)の表の②の死亡には、顕著な体調変化の時（*8）から24時間経過時点で延命または集中治療（*9）を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。
- (4) (1)の社会教育関係団体の管理下における団体活動には、被保険者が団体活動を行うための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。
- (*1) 日時、場所および内容等を定めた活動計画に基づいて、スポーツ安全協会特約第3条（用語の定義）の表の②から⑤までにそれぞれ規定する団体として行う活動をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*2) 生前中に発生した損害は含みません。
- (*3) スポーツ安全協会傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*4) 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*5) 葬祭費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。
- (*6) 医師の診断によります。
- (*7) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限り、以下この特約において同様とします。
- (*8) 第三者により確認された時のうち、最も早い時をいいます。
- (*9) 延命または集中治療とは、病状の回復が見込めない患者に対し人工呼吸や輸血などの医療行為によって延命を目的として行う治療、または、集中治療室における集中治療をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通約款およびスポーツ安全協会特約に規定する事由のほか、普通約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する突然死（*1）に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 第1条（保険金を支払う場合）(2)の突然死をいい、第1条(3)の規定により死亡に含める「顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡」を含みます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、被保険者が保険期間中の団体活動により突然死した場合に限り、保険金を支払います。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（*1）がある場合において、それぞれの支払責任額（*2）の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等（*1）から保険金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（*2）
②	他の保険契約等（*1）から保険金が支払われた場合	被保険者の親族が負担した費用の額から、他の保険契約等（*1）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*2）を限度とします。

- (*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*2) 他の保険契約等（*1）がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

第5条（突然死の通知）

- (1) 被保険者が突然死した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その突然死の日からその日を含めて30日以内に突然死の状況および経過を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等（*1）の有無および内容（*2）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までのいずれかの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (*1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- (*2) 既に他の保険契約等（*1）から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第1条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	保険金請求書
②	保険証券
③	突然死したことを証明する医師の診断書または死体検案書
④	被保険者の戸籍謄本
⑤	葬祭費用の支出を証明する書類
⑥	保険金を受け取るべき者の印鑑証明書

⑦	社会教育関係団体の指導監督者が発行する証明書
⑧	保険金を受け取るべき者の戸籍謄本
⑨	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑩	その他当社が第7条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)の表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、突然死の原因、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、突然死の事実と費用との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等（*2）の有無および内容、費用について被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（*1）からその日を含めて下表に掲げる日数（*3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者の親族に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（*4）	180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者の親族が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（*5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者の親族と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
（*1）保険金を受け取るべき者が第6条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
（*2）第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
（*3）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（*4）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（*5）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第8条（代位）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の費用について、被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（*1）を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が、被保険者の親族が負担した第1条の費用全額を保険金として支払った場合	被保険者の親族が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者の親族が負担した第1条の費用の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
（*1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この特約について、保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第10条（普通約款およびスポーツ安全協会特約の適用除外）

- (1) 普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第10条（他の身体の障害または疾病の影響）
②	第12条（告知義務）(4) および (5)
③	第26条（事故の通知）
④	第27条（保険金の請求）
⑤	第28条（保険金の支払時期）
⑥	第31条（代位）

- (2) スポーツ安全協会特約の下表の規定は適用しません。

①	第4条（A種、B種、C種およびD種の団体の活動内容の関係）
②	第7条（保険金の請求）
③	第9条（普通約款の読み替え）

第11条（普通約款およびスポーツ安全協会特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3条（保険金を支払わない場合－その1）(1)	生じた傷害	生じた突然死
②	第3条(1)の表⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失	被保険者の心神喪失
③	第11条（保険責任の始期および終期）(3) および第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	生じた事故による傷害	生じた突然死
④	第19条（重大事由による解除）(1)の表の①	傷害を生じさせ	突然死を生じさせ
⑤	第19条(2)	傷害の発生した	突然死の
⑥	第19条(2)	発生した傷害	発生した突然死
⑦	第29条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第26条（事故の通知）	この特約第5条（突然死の通知）
⑧	第29条(1)	第27条（保険金の請求）	この特約第6条（保険金の請求）
⑨	第29条(1)	傷害の程度の認定	突然死の認定
⑩	第30条（時効）	第27条（保険金の請求）(1)	この特約第6条（保険金の請求）(1)

- (2) この特約については、スポーツ安全協会特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
	第6条（被保険者の異動）(3)	増員者の傷害については、	増員者の突然死については、

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、スポーツ安全協会特約および普通約款の規定を準用します。

別表 第1条（保険金を支払う場合）(2)の死因

1. 心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、心停止、虚血性心疾患（心筋梗塞）、致死性不整脈、大動脈解離、心臓震盪等の心・血管疾患
2. 肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患
3. くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等の脳血管疾患
4. その他不詳の死

9. 賠償責任保険普通保険約款【全加入区分共通】

賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限り、

① 法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③ 損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）(1) ③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いましたまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④ 緊急措置費用

第12条（1）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いましたまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤ 協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）(1) の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（責任の限度）

(1) 当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

(2) 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

(3) 当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。

第7条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条（保険金を支払わない場合）

当社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条（調査）

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時か

ら解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当社に書面により通知すること。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当社に書面により通知すること。
 - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講ずること。
 - ④ あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当社の承認を得る必要はありません。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当社に通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① （1）①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当社が被った損害の額
 - ② （1）③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ （1）④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく（1）の協力の要求に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができます。
- (3) （1）および（2）の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求または返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) （1）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第10条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必

要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

- (3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り。）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当社がこの保険契約を解除することができるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権—法律上の損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するもの）に限り、以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限り、
 - ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合
 - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合
 - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
 - ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
 - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを保険証券に添えて当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

- ⑤ 第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。
- ① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社の負担とします。

第30条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条(準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

10. 施設所有（管理）者特別約款【全加入区分共通】

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）
- ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行

(2) 当社は、(1)の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
- ② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
- ③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ④ 施設の修理、改造または取壊し等の工事
- ⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 昇降機（もっぱら貨物の運搬の用に供されるものを除きます。）
 - ウ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物
- ⑥ 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの
 - ア. 商品または飲食物
 - イ. 施設外にあるアに規定するもの以外の財物
- ⑦ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

第3条（1事故の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因して保険期間中に発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

	1. 名	称：	保険証券の被保険者欄に記載の者が属するスポーツ活動団体等の社会教育関係団体の活動地域（但し、日本国内に限る）
	2. 所	在：	
施設の詳細：			
	3. 構造及び用法：		
	4. 所有、賃借、管理等の別：		
仕事の内容：			
			保険証券の被保険者欄に記載の者が、日本国内において、自己の所属するスポーツ活動団体等の社会教育関係団体の管理下で行うスポーツ活動等の団体活動

11. スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項【全加入区分共通】

第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次のいずれかの事由に起因するものに限り、

- ① 被保険者が日本国内において、自己の所属する社会教育関係団体の管理下において、日時・場所・内容等を定めた活動計画に基づいて行う第3条（用語の定義）の表の②から⑤までにそれぞれ規定する団体として行う活動

(以下「団体活動」といい、被保険者がその活動を行うための所定の場所と自宅との経路の往復中を含みます。以下、同様とします。)

② 団体活動を行うために被保険者が所有、使用または管理する動産

第2条 (被保険者の範囲等)

- (1) この保険契約において、加入依頼手続きの際に提出された団体員名簿に記載された被保険者が責任無能力者である場合は、その者の法定監督義務者である個人を被保険者として、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。ただし、第1条 (保険金を支払う場合)、第3条 (用語の定義) ⑩および第7条 (被保険者の異動) の規定を除きます。
- (2) この保険契約において、被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第1条 (保険金を支払う場合) における「他人」とみなします。ただし、これによって普通保険約款第4条 (責任の限度) (1) に定める支払限度額が増額されるものではありません。

第3条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 社会教育関係団体	社会教育法にいう社会教育活動を行う団体をいいます。
② A種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 ア. 中学生以下の者 (特別支援学校高等部の生徒を含みます。) が行う文化活動またはスポーツ活動 イ. 高校生以上の者 (特別支援学校高等部の生徒を除きます。) が行う文化活動 ウ. 団体構成員の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義または講習型のスポーツ教室におけるスポーツ活動 (文化活動を行っている場合も含みます。) (ア)実施する教室ごとに、募集要綱に基づいて参加者を募集していること。 (イ)活動場所に指導者がおり、参加者を指導または監督していること。 (ウ)予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。
③ B種の活動	65歳以上の者が行う親睦、交流または健康保持を目的とした老人クラブ等におけるスポーツ活動 (文化活動を行っている場合を含みます。) をいいます。
④ C種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 ア. 高校生以上の者 (特別支援学校高等部の生徒を除きます。) が行うスポーツ活動 (文化活動を行っている場合を含みます。) イ. 高校生以上の者 (特別支援学校高等部の生徒を除きます。) が行う中学生以下の者または特別支援学校高等部の生徒に対する実技指導、理論指導またはその補助となるスポーツ活動 (文化活動を行っている場合を含みます。)
⑤ D種の活動	次のものまたはこれらに類する危険度の高いスポーツ活動 (文化活動または危険度の高いもの以外のスポーツ活動を行っている場合を含みます。) をいいます。 ア. 山岳登山 (ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。) イ. アメリカンフットボール ウ. リュージュ、ボブスレー、スケルトン エ. 航空機 (グライダーおよび飛行船を除きます。) の操縦。ただし、職務として操縦する場合を除きます。 オ. スカイダイビング カ. ハンググライダー、超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。) またはジャイロプレーンへの搭乗
⑥ 社会教育関係団体の管理下	社会教育関係団体の指導監督者の指揮、監督および指導下をいいます。
⑦ 社会教育関係団体の指導監督者	社会教育関係団体の会長、部長、監督、キャプテン等で、その団体の指揮、監督および指導を行っている者をいいます。
⑧ 学校または保育所の管理下	学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。 ア. 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合 イ. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ウ. 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合 エ. 通常の経路および方法により通学する場合 (住居と学校外において前記アの授業もしくは前記イの課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。) オ. 学校が管理する寄宿舎にある場合
⑨ スポーツ活動	「運動競技」、「身体運動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。
⑩ 文化活動	スポーツ活動以外の社会教育活動をいいます。
⑪ 自宅	被保険者の居住の用に供する建物 (敷地を含みます。) をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においてはドアより内側の専用居住区画 (専用使用権のある共用部分を含みます。) をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物 (敷地を含みません。) をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害ならびに特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の心神喪失
 - ② 被保険者またはその指図による暴行もしくは殴打
 - ③ 学校または保育所の管理下において行う団体活動の遂行
 - ④ 団体活動を行い、または指導することを職務としている被保険者（他人に使用されてこれらの職務を行っている者を除きます。）については、その職務遂行
 - ⑤ 被保険者が公務員（特別職公務員のうち体育指導委員等の非常勤で団体活動を行う者を除きます。）として職務上遂行した業務
 - ⑥ 社会教育関係団体または被保険者が所有、使用または管理する不動産もしくはその従物たる動産
 - ⑦ 自動車（自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）の所有、使用または管理
 - ⑧ 船舶（原動力が人力または風力であるものを除きます。）の所有、使用または管理
 - ⑨ 航空機（グライダー、飛行船ならびにモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機およびパラプレーン等の超軽量動力機を含みます。）の所有、使用または管理
 - ⑩ 狩猟
- (2) 当社は、A種の活動、B種の活動またはC種の活動を行うものとしてこの保険契約に加入した者がD種の活動を行うことによって生じた他人の身体の障害または財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) この保険契約において、普通保険約款第8条（保険金を支払わない場合）②に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」には、社会教育関係団体が練習・合宿等の目的で一時的に使用または管理するスポーツ用具等の動産ならびに土地およびそれを覆う芝等の定着物を含み、宿泊設備・体育施設等およびその従物たる畳または建具等の動産を含まないものとします。

第5条（契約の取消し）

この保険契約において、被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、当社は普通保険約款第16条（保険契約の取消し）の規定を、その行為を行った被保険者に対して個別に適用します。

第6条（被保険者の異動）

- (1) 保険期間の途中において被保険者を増員または減員する場合は、保険契約者は、書面により増員者または減員者の氏名、年齢および性別を当社に通知し、当社の承認を得なければなりません。
- (2) 当社は、(1)の増員者に対しては、保険期間1年間に対する保険料を請求し、また、(1)の減員者に対しては、既に払い込まれた保険料を返還しません。
- (3) 当社は、(2)の保険料を領取するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険金の請求書類）

被保険者は、保険金の支払を請求する場合は、当社が普通保険約款第25条（保険金の請求）(3)の規定に基づき求める書類または証拠のほか、社会教育関係団体の指導監督者が発行する事故証明書を当社に提出しなければなりません。

第8条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

12. 各種特約条項【全加入区分共通】

原子力危険不担保特約条項

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
 - ② 核原料物質
 - ③ 放射性元素
 - ④ 放射性同位元素
 - ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）
- (2) (1)の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

専門職業危険不担保特約条項

当社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外

- の者が行うことを許されている場合を除きます。)
- ② 美容整形、医学的墮胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
 - ③ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
 - ④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - ⑤ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

汚染危険不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出（以下「排出等」といいます。）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次のすべての条件に該当する場合を除きます。
 - ① 排出等が不測であること。
 - ② 排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。
 - ③ 排出等が急激であること。
 - ④ 事故が発生してから7日以内に被保険者が排出等を発見し、かつ21日以内に賠償責任保険普通保険約款第12条（事故の発生）（1）①に規定する事項を当社に通知すること。
- (2) (1)の「汚染物質」とは、生物（人体を含みます。）に有害な物質、または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質をいいます。なおこれらの物質には、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

第2条（汚染浄化費用の取扱い）

- (1) 当社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、前条（1）ただし書きの場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
- (2) (1)の「汚染浄化費用」とは、その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

石綿損害等不担保特約条項

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

共同保険に関する特約条項（賠償責任保険用）

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

13. スポーツ安全保険特約書【全加入区分共通】

公益財団法人スポーツ安全協会（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン、共栄火災海上保険株式会社、大同火災海上保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、日本興亜損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社（以下この9社を「乙」という。）は、傷害保険普通保険約款（以下「傷害普通約款」という。）、スポーツ安全協会傷害保険特約（以下「傷害特約」という。）、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）（以下「傷害特約（学校管理下外担保）」という。）、熱中症危険担保特約、細菌性食中毒等担保特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、共同保険に関する特約及び突然死葬祭費用担保特約に基づく傷害保険契約並びに賠償責任保険普通保険約款（以下「賠償責任普通約款」という。）、施設所有（管理）者特別約款（以下「賠償責任特別約款」という。）、スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項（以下「賠償責任特約条項」という。）、原子力危険不担保特約条項、専門職業危険不担保特約条項、汚染危険不担保特約条項、石綿損害等不担保特約条項及び共同保険に関する特約条項に基づく賠償責任保険契約について、次のとおり特約書を締結する。

この場合において、甲及び乙は、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社（以下「丙」という。）に定め、この特約書に基づく保険契約の締結、保険料の領収、保険金の支払、その他この保険契約に関する一切の事務を処理する。

第1章 保険責任に関する事項

（保険契約者及び被保険者）

第1条 保険契約者は甲とし、被保険者は甲に登録されている社会教育関係団体のうち、保険契約加入依頼の手続きをした団体（以下「団体」という。）の構成員全員とする。

2. 前項の団体とは、代表者を置き、かつ団体の構成員が明確に把握されている構成員5名以上の団体をいう。

（加入区分）

第2条 被保険者は、傷害特約第3条及び賠償責任特約条項第3条の用語の定義に基づき、その目的、活動の実態等により次のとおり区分する。

加入区分	被保険者の範囲	募集帳票等における表記	補償対象となる団体活動
A	(1)中学生以下の者(特別支援学校高等部の生徒を含む。)	子ども	文化活動又はスポーツ活動
	(2)高校生以上の者(特別支援学校高等部の生徒を除く。)	大人	文化活動
AW	中学生以下の者(特別支援学校高等部の生徒を含む。)	子ども	文化活動又はスポーツ活動(個人活動を含む。)
B	65歳以上の者	大人 (65歳以上)	スポーツ活動(文化活動を行っている場合も含む。)
AC	高校生以上の者(特別支援学校高等部の生徒を除く。)	大人	中学生以下の者(特別支援学校高等部の生徒を含む。)が行うスポーツ活動(文化活動を行っている場合も含む。)の指導活動
C	高校生以上の者(特別支援学校高等部の生徒を除く。)	大人	スポーツ活動(文化活動を行っている場合も含む。)
D	全年齢の者	子ども・大人	危険度の高いスポーツ活動(文化活動及び危険度の高いスポーツ活動以外のスポーツ活動を行っている場合も含む。)
短期スポーツ教室	全年齢の者	子ども・大人	短期スポーツ教室におけるスポーツ活動(文化活動を行っている場合も含む。)

2 加入区分Bにおける被保険者の年齢は、保険期間開始日と保険料分担金の支払手続きを行った日のいずれか遅い日における満年齢とする。ただし、第4条(5)に規定する方法により保険料の払込を行った場合は、各団体の構成員となった日における満年齢とする。

3 第1項表中の団体活動とは、傷害特約第3条及び賠償責任特約条項第3条に規定された各団体活動をいい、団体の指示・命令に基づいた以下の活動を含むものとする。

イ 国、地方公共団体、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本レクリエーション協会等（加盟団体及びその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会又は競技会に団体の代表として参加して行う活動

ロ 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動

ハ 一定の資格等を有する者が行う指導等の活動

ニ 団体が総合型地域スポーツクラブ又は会員制スポーツクラブである場合において、それら団体が指定する場所において行う活動

ホ 昇級・昇段試験又は資格取得の各種審査会等に参加して行う活動

- 4 この保険への加入は、同一団体で1口に限る。
- 5 加入区分の誤り等、加入手続きに不備があった場合には、乙は保険金を支払わないことがある。
- 6 傷害特約第3条②ウ.(ウ)及び賠償責任特約条項第3条②ウ.(ウ)に定義する3か月とは、教室の開催日の初日から3か月後の応当日までをいう。

(保険料分担金、保険金額・支払限度額及び免責金額)

第3条 この特約書に基づく保険契約の保険料分担金、保険金額・支払限度額及び免責金額は、1被保険者につき次のとおりとする。

加入区分	保険料分担金 (1人年額)	傷害保険					賠償責任保険 (支払限度額)
		死亡 (保険金額)	後遺障害 (保険金額)	入院日額 (保険金額)	通院日額 (保険金額)	突然死葬祭費用 (支払限度額)	
A	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	対人・対物賠償合算1事故につき5億円とする。ただし、対人は1名につき1億円限度とする。(免責金額なし)
AW	1,450円	「団体活動中とその往復途中」での事故					
		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	180万円	対人・対物賠償合算1事故5億500万円とする。ただし、対人は1名につき1億500万円を限度とする。(免責金額なし)
		「団体活動中とその往復途中」以外での事故 (日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒・突然死葬祭費用は補償の対象外)					
		100万円	150万円	1,000円	500円	対象外	対人・対物賠償合算1事故500万円(免責金額なし)
B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円	180万円	対人・対物賠償合算1事故につき5億円とする。ただし、対人は1名につき1億円限度とする。(免責金額なし)
AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円	180万円	
C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	
D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	180万円	
短期スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	180万円	

2 前項に規定する保険料分担金は年額とし、中途加入の場合においても同額とする。

3 保険期間の中途において当該団体を脱退した被保険者に対しては、保険料分担金の払戻しは行わない。

(保険責任期間)

第4条 乙の保険責任は、傷害普通約款第11条(3)、傷害特約第6条(3)、傷害特約(学校管理下外担保)第3章第3条(3)、賠償責任普通約款第5条(1)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 団体が保険期間開始前(毎年4月1日午前0時まで)に甲に保険料分担金をそえて、保険契約への加入依頼を行った場合、当該団体の構成員に係わる保険責任期間は、毎年4月1日午前0時に始まり、翌年3月31日午後12時に終わる。
- (2) 団体が保険期間開始後に甲に保険契約への加入依頼を行った場合、当該団体の構成員に係わる保険責任期間は次のうちいずれか遅い日の翌日の午前0時に始まり、保険期間の終期に終わる。
 - イ 団体が甲に送付した甲の定める加入依頼書及び団体員名簿を同封した封筒に押捺された郵便局の消印日
 - ロ 団体が保険料分担金を甲の指定する銀行の口座に振込み又は振替えた日
- (3) 団体が保険期間開始後に、当該団体の構成員の増員者について甲に加入依頼を行った場合、当該増員者に係る保険責任期間は前号と同一とする。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、団体が甲の指定するインターネットを通じて甲に保険契約への加入依頼を行う場合は、保険料分担金を甲の指定する銀行等の金融機関又は収納代行会社(以下、「指定収納機関」という。)を通じて支払うこととし、当該団体の構成員(増員者を含む。)に係わる保険責任期間は、保険期間の初日又は次のうちいずれか遅い日の翌日の午前0時に始まり、保険期間の終期に終わる。
 - イ 団体が甲の指定するインターネットを通じて所要事項の入力を行い、甲に保険契約への依頼を行った日
 - ロ 団体が指定収納機関へ保険料分担金の支払手続きを行った日
- (5) (3)の規定にかかわらず、以下の各号に定める要件を満たしている団体が保険期間開始後に団体の増員者の加入依頼を行った場合、当該団体の増員者に係る保険責任期間は、当該団体の構成員となった日の翌日の午前0時に始まり、保険期間の終期に終わる。ただし、「へ」の要件を満たさなかった場合には、その期日の前月分以降の増員者の通知がされなかったものとみなし、乙は保険責任を負わないものとする。また、翌月以降の中途加入の手続きについては(3)の規定に基づき加入手続きを行うものとする。
 - イ 保険責任期間開始時において、甲が指定するインターネットによって加入手続きを行っていること。
 - ロ 200名以上の構成員が所属する団体であること。
 - ハ 会員名簿が常設されており、定期的に新入会員及び脱退会員の修正が行われていること。
 - ニ 会員登録日が客観的に分かる会員申込書の保管又は会員証の発行を行っていること。
 - ホ 毎月1か月間の増員者を取りまとめ、翌月10日(インターネットシステムが休止日の場合にはその翌日。以

下「通知日」といいます。)までに被保険者氏名及びその他甲が定める事項を甲が指定するインターネットにより通知を行うこと。

へ 前号の通知を行った日からその日を含めて7日(金融機関が休業日の場合にはその翌日)以内に、前号の増員者分の保険料分担金を指定収納機関へ払い込むこと。

(6) (1) から (5) の規定にかかわらず、傷害特約第3条②ウ及び賠償責任特約条項第3条②ウに定義する活動(以下「短期スポーツ教室」といいます。)を行う団体における当該団体の構成員(増員者を含む。)に係わる保険責任期間は、保険期間の初日又は次のうちいずれか遅い日の午前0時に始まり、保険期間の終期若しくは短期スポーツ教室の開催が終わる日の午後12時のいずれか早い日に終わる。

イ 団体が甲の指定するインターネットを通じて所要事項の入力を行い、甲に保険契約への依頼を行った日の翌日

ロ 団体が指定収納機関へ保険料分担金の支払手続きを行った日の翌日

ハ 短期スポーツ教室の開催期間の初日

2 前項の規定にかかわらず、保険料分担金の振込依頼を受けた銀行等の金融機関が振込済通知書の付帯書類として甲の定める加入依頼書及び団体員名簿を甲に送付するときの保険の始期は、保険期間の初日又は甲の定める保険料分担金を甲の指定する銀行の口座に振込んだ日の翌日の午前0時とする。

3 団体が次の各号に定める要件をいずれも満たしているときは、当該団体の構成員に係る保険責任期間は第1項(1)と同一とする。

(1) 団体がこの保険契約の保険料分担金の全部又は一部について地方公共団体から交付金を受けており、当該地方公共団体の会計年度の初日が保険期間の初日と同一であること。

(2) 保険期間開始前に甲経由で乙に加入依頼書を提出すること。

(3) 保険期間の初日(保険期間の初日が当該行政機関の休日の場合は休日明けの初日とする。)の翌日までに保険料分担金を甲に払い込むこと。

(加入者の通知)

第5条 甲は、団体からの加入依頼を受付けたときは加入依頼書に受付日、保険料分担金入金日、その他必要事項を記入したうえ、これを契約区分毎に整理するものとする。

2 甲は、毎月末日までに前月分の加入者について、乙に通知を行うものとする。

3 前項の通知に遅滞又は脱漏があった場合において、甲に故意又は重大な過失があったときは、乙は、当該通知の対象となる被保険者の被った傷害又は損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額及び通院保険金日額とみなす。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険金額、入院} \\ \text{保険金日額及び通院保険金日} \\ \text{額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{保険証券記載の被保険者1名あ} \\ \text{たりの保険金額、入院保険金日} \\ \text{額及び通院保険金日額} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{遅滞又は脱漏の生じた通知日} \\ \text{以前に実際に行われた通知に} \\ \text{基づく保険料の合計額} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{l} \text{遅滞又は脱漏の生じた通知日} \\ \text{以前に遅滞及び脱漏がなかっ} \\ \text{た場合の保険料の合計額} \end{array}}}
 \end{array}$$

4 前項の規定は、乙が第2項の通知の故意若しくは重大な過失による遅滞若しくは脱漏があることを知った時から前項の規定により保険金を支払う旨の甲に対する通知をしないで1か月を経過した場合又は被保険者が加入した時から5年を経過した場合にはこの限りでない。

(保険引受割合)

第6条 この特約書による乙の保険引受割合は、次のとおりとする。ただし、乙は、単独別個に保険契約上の権利を有し義務を負い連帯しない。

東京海上日動火災保険株式会社	%
株式会社損害保険ジャパン	%
三井住友海上火災保険株式会社	%
日本興亜損害保険株式会社	%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	%
日新火災海上保険株式会社	%
富士火災海上保険株式会社	%
共栄火災海上保険株式会社	%
大同火災海上保険株式会社	%

第2章 甲が行う事務取扱処理に関する事項

(保険料分担金の受領及び送金)

第7条 甲は、毎月末日までに、原則として、団体から受領した前月分の保険料分担金を、その明細を付して乙の本社又は乙の指定する場所へ払込まなければならない。

(加入者名簿の備付け)

第8条 甲は、団体から受付けた加入依頼書（写）及び団体員名簿（写）を加入者名簿として備付け、常に整備しなければならない。

(事故の証明)

第9条 甲は、被保険者が本保険契約に基づき、保険金請求を行おうとするときは、団体の指導監督者に、当該事故が団体の管理下において団体活動を行っている間に生じた事故である旨の証明書を交付させるものとする。ただし、被保険者が、傷害特約（学校管理下外担保）に基づき、保険金請求を行おうとするときは、この限りでない。

2 団体の指導監督者が、前項の証明書に故意に不実の記載をし、又は事実を隠したときは、乙は、それによって乙が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うこととする。

(保険金支払に関する協議)

第10条 甲は、乙と被保険者との間で保険金支払いに関し、意見の相異が生じた場合には、協議の上、両者の意見の調整を行うものとする。

(事務取扱処理の細則)

第11条 この特約書に基づく事務取扱処理に関して必要な細則は、甲及び乙の間で別に定めるものとする。

(以下省略)

Ⅶ. 資 料

1. スポーツ安全協会登録会員一覧表 ※財団法人・社団法人等の法人種別は省略

(1) 日本体育協会加盟の競技団体

日本陸上競技連盟
日本水泳連盟
日本サッカー協会
全日本スキー連盟
日本テニス協会
日本ボート協会
日本ホッケー協会
日本アマチュアボクシング連盟
日本バレーボール協会
日本体操協会
日本バスケットボール協会
日本スケート連盟
日本レスリング協会
日本セーリング連盟
日本ウエイトリフティング協会
日本ハンドボール協会
日本自転車競技連盟
日本ソフトテニス連盟
日本卓球協会
全日本軟式野球連盟
日本相撲連盟
日本馬術連盟
日本フェンシング協会
全日本柔道連盟
日本ソフトボール協会
日本バドミントン協会
全日本弓道連盟
日本ライフル射撃協会
全日本剣道連盟
日本近代五種・バイアスロン連合
日本ラグビーフットボール協会
日本山岳協会
日本カヌー連盟
全日本アーチェリー連盟
全日本空手道連盟
日本アイスホッケー連盟
全日本銃剣道連盟
日本クレイ射撃協会
全日本なぎなた連盟
全日本ボウリング協会
日本ボブスレー・リュージュ連盟

日本野球連盟
日本綱引連盟
少林寺拳法連盟
日本ゲートボール連合
日本武術太極拳連盟
日本ゴルフ協会
日本カーリング協会
日本パワーリフティング協会
日本オリエンテーリング協会
日本グラウンドゴルフ協会
日本トランポリン協会
日本トライアスロン連合
日本バウンドテニス協会
日本エアロビック連盟
日本ローラースポーツ連盟
日本ダンススポーツ連盟
日本アメリカンフットボール協会

(2) 都道府県体育協会

(3) 上記以外の体育・スポーツ団体

日本障害者スポーツ協会
日本レクリエーション協会
日本サイクリング協会
日本スイミングクラブ協会
合気会
全日本大学野球連盟
日本高等学校野球連盟
全国スポーツ推進委員連合
日本武術連盟
日本一輪車協会
日本スポーツクラブ協会
全国高等学校体育連盟
日本チアリーディング協会
日本自動車連盟

(4) 社会教育関係団体

日本体育協会日本スポーツ少年団
ボーイスカウト日本連盟
ガールスカウト日本連盟
日本赤十字社「日本青少年赤十字」
全国子ども会連合会
日本ユースホステル協会
日本青年団協議会
日本PTA全国協議会
全国高等学校PTA 連合会
日本海洋少年団連盟
全日本鼓笛バンド・フォームバンド連盟

2. 加入手続先（スポーツ安全協会）一覧表

支 部 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	金融機関名
北海道支部	062-8572	札幌市豊平区豊平5条11-1-1 道立総合体育センター内 北海道体育協会内	011(820)1709	北洋銀行 郵便局
青森県支部	038-0021	青森市大字安田字近野234番地7 青森県体育協会内	017(782)6984	青森銀行 みちのく銀行
岩手県支部	020-0133	盛岡市青山4-13-30 岩手県体育協会内	019(648)0400	郵便局
宮城県支部	981-0122	宮城郡利府町菅谷字館40-1 宮城県総合運動公園内(グランディ21) 宮城県スポーツ振興財団内	022(356)6066	七十七銀行
秋田県支部	010-0974	秋田市八橋運動公園1-5 秋田県スポーツ科学センター内 秋田県体育協会内	018(883)0360	秋田銀行
山形県支部	990-2412	山形市松山2-11-30 山形県体育協会内	023(642)8321	山形銀行、荘内銀行、 郵便局
福島県支部	960-8065	福島市杉妻町5-75 福島県庁東分庁舎3号館	024(526)4600	東邦銀行 郵便局
茨城県支部	310-0911	水戸市見和1-356-2 茨城県水戸生涯学習センター分館内 茨城県体育協会内	029(300)4710	常陽銀行 郵便局
栃木県支部	320-0057	宇都宮市中戸祭1-6-3 スポーツ会館内 栃木県体育協会内	028(622)7878	足利銀行 郵便局
群馬県支部	371-0047	前橋市関根町800 県総合スポーツセンター本館内 群馬県スポーツ協会内	027(237)0832	群馬銀行 郵便局
埼玉県支部	362-0031	上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター内 埼玉県体育協会内	048(779)9580	郵便局
千葉県支部	263-0011	千葉市稲毛区天台町323 千葉県総合スポーツセンター内 千葉県体育協会内	043(254)0075	千葉銀行 郵便局
東京都支部	150-8050	東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内 東京都体育協会内	03(3481)2423	みずほ銀行
神奈川県支部	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館 神奈川県体育協会内	045(311)0653	横浜銀行 郵便局
新潟県支部	950-0933	新潟市中央区清五郎67-12 東北電力ビッグスワンスタジアム 新潟県体育協会内	025(287)8080	第四銀行 北越銀行
富山県支部	939-8252	富山市秋ヶ島183 富山県総合体育センター 富山県体育協会内	076(429)1230	北陸銀行
石川県支部	920-0355	金沢市稚日野町北222 石川県体育協会内	076(268)3100	北國銀行
福井県支部	918-8027	福井市福町3-20 福井県営体育館内 福井県体育協会内	0776(34)2719	福井銀行
山梨県支部	400-0836	甲府市小瀬町840 山梨県体育協会内	055(243)3920	山梨中央銀行 郵便局
長野県支部	380-8570	長野市南長野字幅下692-2 長野県庁7階	026(219)2474	八十二銀行 郵便局
岐阜県支部	502-0817	岐阜市長良福光大野2675-28 岐阜メモリアルセンター内 岐阜県体育協会内	058(295)6360	十六銀行 大垣共立銀行
静岡県支部	422-8004	静岡市駿河区国吉田5-1-1	054(262)3039	静岡銀行、スルガ銀行、 清水銀行
愛知県支部	460-0007	名古屋市中区新栄1-49-10 愛知県教育会館3階 愛知県体育協会内	専用 052(264)4048 共用 052(264)1010	郵便局
三重県支部	510-0261	鈴鹿市御園町1669 三重県体育協会内	059(372)8100	百五銀行
滋賀県支部	520-0037	大津市御陵町4-1 滋賀県体育協会内	077(523)3860	滋賀銀行 関西アーバン銀行
京都府支部	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内 京都府体育協会内	075(692)3459	京都銀行

支 部 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	金融機関名
大阪府支部	556-0011	大阪市浪速区難波中3-4-36 BODYMAKERコロシアム(大阪府立体育会館内) 大阪体育協会内	06(6643)5234	りそな銀行 郵便局
兵庫県支部	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館内 兵庫県体育協会内	078(332)2380	みなと銀行
奈良県支部	630-8501	奈良市登大路町30 奈良県体育協会内	0742(22)5791	南都銀行
和歌山県支部	640-8262	和歌山市湊通丁北1-2-1 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課内 和歌山県体育協会内	073(433)8390	紀陽銀行 郵便局
鳥取県支部	680-0944	鳥取市布勢146-1 鳥取県体育協会内	0857(28)1288	鳥取銀行 山陰合同銀行
島根県支部	690-0015	松江市上乃木10-4-2 島根県立水泳プール内 島根県体育協会内	0852(21)5388	山陰合同銀行
岡山県支部	700-0012	岡山市北区いずみ町2-1-3 桃太郎アリーナ内 岡山県体育協会内	086(201)3811	中国銀行
広島県支部	730-8514	広島市中区基町9-42 広島県教育委員会内	082(223)7865	郵便局
山口県支部	753-8501	山口市滝町1-1 県政資料館2階 山口県体育協会内	083(921)6185	山口銀行
徳島県支部	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 徳島県体育協会内	088(655)3660	徳島銀行
香川県支部	760-0004	高松市西宝町2-6-40 香川県教育会館4階 香川県体育協会内	087(833)1583	百十四銀行
愛媛県支部	790-0843	松山市道後町2-9-14 ひめぎんホール(愛媛県県民文化会館)別館内愛媛県体育協会内	089(911)1199	伊予銀行 愛媛銀行
高知県支部	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎1階 高知県体育協会内	088(820)1755	高知銀行 四国銀行
福岡県支部	812-0852	福岡市博多区東平尾公園2-1-4 アクシオン福岡内 福岡県体育協会内	092(622)5775	福岡銀行 西日本シティ銀行
佐賀県支部	849-0923	佐賀市日の出2-1-11 佐賀県スポーツ会館内 佐賀県体育協会内	0952(30)7716	佐賀銀行
長崎県支部	852-8118	長崎市松山町2-5 長崎県営野球場内 長崎県体育協会内	095(845)2926	親和銀行 郵便局
熊本県支部	861-8012	熊本市東区平山町2776 県民総合運動公園陸上競技場内 熊本県体育協会内	096(213)9015	肥後銀行
大分県支部	870-0908	大分市青葉町1 大分県立総合体育館スポーツ交流館内 大分県体育協会内	097(552)0400	大分銀行
宮崎県支部	889-2151	宮崎市大字熊野字島山1443-12 宮崎県体育協会内	0985(55)3136	宮崎銀行
鹿児島県支部	890-0062	鹿児島市与次郎1-4-20 鹿児島県体育協会内	099(813)1108	鹿児島銀行
沖縄県支部	900-0026	那覇市奥武山町51-2 体協会館内 沖縄県体育協会内	098(857)0017	琉球銀行

スポーツ安全協会本部（インターネット加入の場合）

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

インターネット加入専用：0570-087109（一般電話）※市内通話料金のご負担での通話が可能です。

03-5510-0033（上記電話番号がご利用いただけない電話）

3. 保険事故通知先、保険金請求先（東京海上日動）一覧表

都道府県名	事務所名	郵便番号	所在地	T E L
北海道	北海道損害サービス部内 北海道スポーツ安全保険コーナー	060-8788	札幌市中央区大通西3-7	フリーダイヤル 0120-789-027 (札幌)(011) 271-7346 FAX(札幌)(011) 271-1328
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	東北損害サービス部内 東北スポーツ安全保険コーナー	980-8460	仙台市青葉区中央2-8-16	フリーダイヤル 0120-789-037 (仙台)(022) 225-6326 FAX(仙台)(022) 225-7157
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	本店損害サービス部内 関東スポーツ安全保険コーナー	100-8050	東京都千代田区丸の内1-2-1	フリーダイヤル 0120-789-047 (東京)(03) 5223-3250 FAX(東京)(03) 3285-0105
岐阜 愛知 三重	名古屋損害サービス第一部内 東海スポーツ安全保険コーナー	461-8541	名古屋市東区東桜1-14-11	フリーダイヤル 0120-789-057 (名古屋)(052) 957-8470 FAX(名古屋)(052) 957-8583
静岡	静岡損害サービス部内 静岡スポーツ安全保険コーナー	420-8585	静岡市葵区紺屋町17-1	フリーダイヤル 0120-789-059 (静岡)(054) 254-4235 FAX(静岡)(054) 254-4237

都道府県名	事 務 所 名	郵便番号	所 在 地	T E L
富 山 石 川 福 井 滋 賀 京 都 大 阪 兵 庫 奈 良 和歌山	関西損害サービス第一部門 近畿スポーツ安全保険コーナー	540-8505	大阪市中央区城見 2 - 2 - 53	フリーダイヤル 0120-789-067 (大阪)(06) 6910-5081 FAX(大阪)(06) 6910-5378
鳥 取 島 根 岡 山 広 島 山 口 徳 島 香 川 愛 媛 高 知	中国損害サービス部門 中・四国スポーツ安全保険コーナー	730-8730	広島市中区八丁堀 3 - 33	フリーダイヤル 0120-789-085 (広島)(082) 511-9483 FAX(広島)(082) 511-9273
福 岡 佐 賀 長 崎 熊 本 大 分 宮 崎 鹿 児 島 沖 縄	九州損害サービス第一部門 九州スポーツ安全保険コーナー	812-8705	福岡市博多区綱場町 3 - 3	フリーダイヤル 0120-789-095 (福岡)(092) 281-8375 FAX(福岡)(092) 281-8199

4. 東京海上日動営業店一覧表

保険内容についてはスポーツ安全協会本・支部または下記へ御照会ください。

都道府県名	事務所名	郵便番号	所在地	T E L
北海道	札幌支店 営業二課	060-8531	札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター16F	011-271-7342
青森	青森中央支社	030-0861	青森市長島2-19-1 青森東京海上日動ビル2F	017-775-2424
岩手	盛岡中央支社	020-8580	盛岡市開運橋通5-1 盛岡東京海上日動ビル5F	019-654-8121
宮城	仙台支店 営業課	980-8460	仙台市青葉区中央2-8-16 仙台東京海上日動ビルディング10F	022-225-6321
秋田	秋田支社	010-0001	秋田市中通2-5-21 秋田東京海上日動ビル3F	018-832-9229
山形	山形中央支社	990-8522	山形市松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2F	023-632-5510
福島	福島支社	960-8041	福島市大町7-3 福島センタービル4F	024-523-1161
茨城	茨城支社	310-0015	水戸市水町1-3-41 水戸ノースフロント7F	029-233-9206
栃木	栃木支店 営業課	320-8511	宇都宮市馬場通り4-1-1 うつのみや表参道スクエア8F	028-600-7141
群馬	群馬支店 営業課	371-0023	前橋市本町2-13-11 前橋センタービル2F	027-235-7309
埼玉	埼玉中央支店 営業課	330-9515	さいたま市大宮区桜木町1-10-17 シーノ大宮サウスウイング10F	048-650-8381
千葉	千葉支店 営業課	261-7111	千葉市美浜区中瀬2-6-1 (WBGマリブイースト棟11F)	043-299-5365
東京	公務第二部 公務第一課	102-8014	千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10F	03-3515-4133
神奈川	横浜中央 金融公務課	220-8565	横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6F	045-224-3519
新潟	新潟支店 営業課	950-8545	新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビル7F	025-241-4105
富山	富山支社	930-8522	富山市神通本町1-6-5 富山東京海上日動ビル6F	076-433-6631
石川	金沢中央支社	920-8536	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル7F	076-233-6319
福井	福井中央支社	918-8558	福井市毛矢1-10-1 セーレンビル7F	0776-36-2079
山梨	甲府支社	400-0032	甲府市中央1-12-28 甲府東京海上日動ビル5F	055-237-6211
長野	長野支店 営業課	380-8508	長野市南県町1081 長野東京海上日動ビル6F	026-224-0306
岐阜	岐阜支店 営業課	500-8671	岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビル6F	058-264-5181
静岡	静岡支店 営業課	420-8585	静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー13F	054-254-0281
愛知	名古屋営業第二部 金融公務室	461-8541	名古屋市東区東桜1-14-11 DNI東桜ビル6F	052-957-8845
三重	津支社	514-0028	津市東丸之内33-1 津フェニックスビル9F	059-224-0221
滋賀	大津支社	520-0044	大津市京町2-5-10 大津神港ビル6F	077-522-9071
京都	京都支店 営業課	600-8570	京都市下京区四条通麩屋町西入ル立売東町22 京都東京海上日動ビル6F	075-241-1156
大阪	関西公務金融部 大阪公務課	540-8505	大阪市中央区城見2-2-53 大阪東京海上日動ビル23F	06-6910-5033
兵庫	関西公務金融部 神戸公務金融課	651-0175	神戸市中央区海岸通7 第二神港ビル5F	078-333-7241
奈良	奈良支社	630-8115	奈良市大宮町6-2-19 奈良東京海上日動ビル5F	0742-35-8501
和歌山	和歌山支社	640-8227	和歌山市西丁丁38番地 Regulusビル4F	073-431-5281
鳥根	山陰中央支社	690-8526	松江市御手船場町565-8 松江東京海上日動ビル6F	0852-25-2212
鳥取	鳥取支社	680-0011	鳥取市東町2-351 鳥取東京海上日動ビル1F	0857-23-2201
岡山	岡山支店 岡山支社	700-8585	岡山市北区柳町2-11-19 岡山東京海上日動ビル5F	086-227-2361
広島	広島中央支店 金融公務課	730-8730	広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー6F	082-511-9093
山口	山口中央支社	754-0021	山口市小郡黄金町7-43 TKビル3F	083-974-1820
徳島	徳島支社	770-8520	徳島市寺島本町西2-22-1 徳島東京海上日動ビル3F	088-626-2940
香川	高松支店 営業課	760-8527	高松市古新町3-1 東明ビル12F	087-822-6019
愛媛	愛媛支店 営業課	790-8561	松山市本町2-1-7 松山東京海上日動ビル7F	089-915-0077
高知	高知支社	780-0870	高知市本町5-6-37 高知東京海上日動ビル1F	088-823-2575
福岡	福岡中央支店 金融公務室	812-8705	福岡市博多区綱場町3-3 福岡東京海上日動ビル3F	092-281-8344
佐賀	佐賀中央支社	840-0801	佐賀市駅前中央1-6-25 佐賀東京海上日動ビル7F	0952-23-1313
長崎	長崎支社	850-8543	長崎市興善町3-5 長崎東京海上日動ビル4F	095-823-7156
熊本	熊本支店 営業課	862-0975	熊本市新屋敷1-14-35 熊本東京海上日動ビル7F	096-372-6310
大分	大分支店 大分支社	870-8562	大分市荷揚町3-6 大分東京海上日動ビル5F	097-536-2151
宮崎	宮崎支店 営業課	880-8511	宮崎市広島2-5-11 宮崎東京海上日動ビル4F	0985-23-2902
鹿児島	鹿児島支店 営業課	892-8567	鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビル7F	099-225-6251
沖縄	那覇支社	900-0016	那覇市前島2-21-13 ふそうビル8F	098-867-7733

スポーツ安全保険の解説

平成25年3月

発行者 公益財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
電話 (03) 5510-0022
FAX (03) 5510-0020

